

# 官報

## 号外 昭和五十二年六月二十八日

### ○ 第八十回 参議院会議録追録(その一)

新東京国際空港公団法附則第八条に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十二年五月一日

參議院議長 河野 謙三殿 秦 豊

新東京国際空港公団法附則第八条に関する質問主意書

新東京国際空港公団法附則第八条(以下、空港公団法といふ)附則第八条は、新東京国際空港公団(以下、空港公団といふ)の最初の事業年度を、その成立の日から昭和四十一年三月三十一日までとする旨、規定している。ところが空港公団が実際に成立したのは昭和四十一年七月三十日であり、その最初の事業年度は昭和四十一年七月三十日から昭和四十年三月三十一日までであつた。これは明らかに矛盾であり、過日の予算委員会において私はこの矛盾を指摘したのであるが、真田法制局長官の答弁は恣意的かつ杜撰な法解釈に終始し、時には速記録から削除されるような不適当な用語を用いさえした。私はこのような答弁にははなはだ不満なので、右の答弁を踏まえて質問する。

一 空港公団法附則第八条について、政府のようないいえいの操作をしなければ、実際の空港公団の成立の日および最初の事業年度は空港公団法附則第八条に反することになるが、これは確認できるか。

二 四月六日の予算委員会で、真田法制局長官は、空港公団法附則第八条が「そのまま残つてゐるのはそれは余りかづこうはいいことじやございません」と答弁しているが、法律判断を下す場合の用語として、この「かつこう」の良し悪し、という言葉は理解に苦しむ。この言葉は、法律上いかなる意味をもつか。

三 同じく四月六日の予算委員会で、真田法制局長官は、空港公団法附則第八条の「四十一年」を「四十二年」に改めることは、「まさしく正論」といい、あるいは「それは直した方がベターだと私は思いますよ」と断言した。しかし、この点につき、四月十五日の委員会においては、「それがベターだということも云えますということも云つたわけなんです」といささか弁解的で晦澁な答弁をしている。この答弁は、要するに、四月六日の方の答弁を撤回した、という趣旨か。

四 政府は空港公団法附則第八条を「技術的規定」と断じているが、その根拠が薄弱なので以下の点につき答弁されたい。

(イ) 法律の解釈については、他の規定とも比較しながら、全体として矛盾のないようにすべきであると考えるが、政府の見解はどうか。

(ロ) 真田法制局長官の云う「いわゆる特殊法人」の見解はどうか。

(ア) 空港公団法附則第八条について、政府は、法律がその最初の事業年度を定めるにつき、その終期を特定日に限定するもの、その終期を翌年とするもの、政令に委任するものの三種類を確認することができるが、空港公団法附則第八条の解釈に資するという観点か

と「いわゆる認可法人」については、法律上意味のある区別と言えるか。特殊法人登記令においては、それはどのように扱われているか。

(イ) 「いわゆる特殊法人」「いわゆる認可法人」という区別が仮に妥当としても、真田法制局長官の説明は、空港公団法附則第八条の解釈に資するという観点からは意味不明である。

なぜなら、その説明に従つても、空港公団を含む「いわゆる特殊法人」の最初の事業年度の終期を翌年とせず、特定の年月日に限定することには、「いわゆる認可法人」についての説明と対比すれば、それだけの理由があり、容易な「読み替え」を許さない、と理解するほかないからである。それとも、政府は、このような趣旨を述べたくて、「いわゆる特殊法人」、「いわゆる認可法人」なる概念を引つ張り出してきたのか。

(ウ) 真田法制局長官は、「いわゆる特殊法人」の中に含まれるべき水資源開発公団法について一言も触れたことがなかつた。同法附則第七条は、最初の事業年度を政令に委ねることを規定しており、明らかに空港公団法とは異つた内容となつてゐる。私がこの水資源公団について指摘したのに対し、真田法制局長官は、なぜ、あえてこの点について触れるのを避けたのか。

政府側として明らかに不利な状態を招くと予測したためか。

(エ) この水資源開発公団法附則第七条は、「技術的規定」か、「技術的規定」だというなら、その理由はなにか。

(オ) 前記委員会で例示した特殊法人について、参議院議員秦豊君提出新東京国際空港公団法附則第八条に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

昭和五十二年六月十日

内閣総理大臣 福田 起夫

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員秦豊君提出新東京国際空港公団法附則第八条に関する質問に対する答弁書

新東京国際空港公団(以下「公団」という)の設立及びその最初の事業年度の期間に関する事

ら、これらの規定を統一的に説明していただきたいた。

五 特殊法人登記令上の特殊法人につき規定する法令において、次の点はどのようになつてゐるか。

(イ) 空港公団法と同様に、最初の事業年度の終期が特定されている特殊法人の数はいくつあるか。

(ロ) (イ) 特殊法人のうち、空港公団と同様に、法律が明定するその最初の事業年度の終期に反して、実際の最初の事業年度が相違するものが存在するか。存在するならばその特殊法人名はなにか。

(ハ) (イ) の特殊法人につき、最初の事業年度の定めにもかかわらず、実際の成立の日が遅延したので、最初の事業年度の定めを改正して、整合性を維持した例はないか。その例があれば、その特殊法人名はなにか。

(ニ) 小型船舶検査機構と同様に、最初の事業年度の終期を「翌年三月三十一日」と定めるような特殊法人はいくつあるか。

(ホ) 最初の事業年度を定めるにつき、(イ)、(ニ)以外の内容を規定している法令があれば、それを列挙されたい。

右質問する。

務処理は、新東京国際空港公団法(以下「公団法」という。)附則第八条の規定に反するものではない。

### 二及び三について

御質問に係る内閣法制局長官の答弁は、公団の成立の遅延が予想された時点で、公団法附則第八条の規定についてあらかじめ実情に即した改正を行うのがより望ましい方法であるとの見解もあるが、同条が単に最初の事業年度の期間を明確にする趣旨のいわば確認的な技術的規定である以上は、そのような同条の改正が公団の設立のための前提要件として必要とされるものではないとの趣旨を、貫して説明したものである。

### 四について

(1) 行政庁が法律の規定を解釈するに当たつては、当該規定と他の規定との間に法解釈の上でその生じないようになければならないと考えており、そのように配慮している。

(2) 初の事業年度の期間に関する経過規定については、次のように解している。

(1) これらの規定は、一般に、本来の事業年度の期間を定める規定に関する経過措置として、その法人の設立が事業年度の中途においてなされた場合における最初の事業年度の期間を明確にする趣旨のいわば確認的な技術的規定として置かれている。

このような規定がその法人の設立のための前提要件として必要不可欠のものとはされないこと及び仮にこのような規定がない場合においてもその法人の最初の事業年度の期間は本来の事業年度の期間を定める規定の趣旨から導き出されるものであることは、このような経過措置を定めていない立法例が多数あることから

みても明らかである。

(2) 経過規定において最初の事業年度の終期を確定日とすることなく翌年三月三十日と規定する立法例がいわゆる認可法

人についてみられるのであるが、これは、これらの法人の設立が専ら発起人の認可申請に基づく行政庁の認可にかかるおり、その申請の時期が関係法律の制定時ににおいて全く予測できないという事情によるものである。

(3) 水資源開発公団法附則第七条の規定において同公団の最初の事業年度の期間を政令で定めることができるとされているのは、同法の制定時においては、同公団の設立が同法の制定後その年又はその翌年のいずれの時期においてなされるかにつき予測することが困難であったといふ特別の事情により、政令をもつて、最初の事業年度の期間を明確にするための技術的な経過規定を置くことができるとしているのが適当であると判断されたからである。

(4) 特殊法人登記令は、関係法律の規定に基づき、同令第一条に規定する法人の登記に關し定めるものであり、同令のこのような性格から、同令の規定上は法人の設立手続の相違に基づく差異は設けられていない。國鐵中央東線複線化計画の一環としてすすめられている塩嶺トンネル掘削とともに昭和五六年六月異常出水が発生したが、二年近くを経た今日なお毎分三十五トンもの大量出水を続けている。このため、水源の枯渇や減水、水田陥没、引き裂などの被害はひき続きひろがつており、関係住民の間には、広範囲にわたる被害や環境破壊への不安が高まっている。

昭和五十二年五月十九日

参議院議長 河野 謙三殿 近藤 忠孝

国鉄塩嶺トンネル掘削にともなう異常出水に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

(4) 公団以外ではない。

(4) 当初定められた確定日が法律改正により変更された法人はない。

(4) 特殊法人登記令上の特殊法人関係の法令のうち経過措置として最初の事業年度の終期を確定日として規定するものの数は、十

二 ただちに止水工事を行い、一日も早く異常出水を解決すべきだと考えるが、そのためにはどうな対策を講じようとしているか。

三 当面止水に全力をあげるとともに、新たな被害を出さぬよう止水できるまでの間トンネル掘削工事を中断すべきだと考えるが如何か。

四 現在、き裂、陥没の被害を生じている水田等に対しどのように対策を講じようとしているか。

五 トンネル湧水を飲用水源としている塩尻市勝弦地区住民の間に昨年来しつしん、かぶれなど共通する症状が発生したが、工事に使用されている凝固剤との因果関係が心配されている。従つて、症状の原因を究明し、住民の不安にこたえるべきだと考えるが如何か。

六 現在、異常出水にともなう被害や環境破壊などについての調査は実施されているか。実施されているとすれば資料を公表すべきだと考えるが如何か。

七 水田の陥没やき裂など被害は予測以上に広がつており、出水がこのまま続ければ、回復不可能な事態に陥ることになる。従つて、地下水脈や異常出水にともなう被害、環境破壊などについての総合的な調査にただちに着手すべきであると考えるが如何か。

右質問する。

昭和五十二年六月十六日

参議院議長 河野 謙三殿 内閣総理大臣 福田 駿夫

参議院議員近藤忠孝君提出国鉄塩嶺トンネル掘削にともなう異常出水に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(4) 右の確定日を経過した後に設立された法人

(1) 特殊法人登記令上の特殊法人関係の法令のうち経過措置として最初の事業年度の終期を確定日として規定するものの数は、七十三である。

私は、この異常出水問題に関し、国と国鉄の責任において万全の対策を講ずるべきであると考へ、以下質問する。

一 異常出水にともなう被害は依然拡大しているが、こうした事態を招いた責任は、工事に直接必要な範囲に限定した不充分な事前調査しか行われず、「湧水への影響はまずない」(昭和四十一年、岐阜工事局資料)として工事を強行した国鉄側にいると考へるが如何か。

一から三までについて



参議院議員喜屋武真榮君提出沖縄県の地籍問題等に関する質問に対する答弁書

について

政府としては、沖縄県における米軍施設及び区域の占める割合が大きいことにかんがみ、県民の要望及び地元振興開発計画等と日米安全保障条約の目的達成との調和を図りながら、從来から米軍施設及び区域の整理統合を推し進めてきたところである。その結果、第十四回、第十五回及び第十六回日米安全保障協議委員会において米軍施設及び区域の整理統合計画が了承された次第である。

政府としては、今後ともこれらの計画の実施の推進を図るとともに、地元振興開発計画等と日米安全保障条約の目的達成との調和を図りつつ、沖縄の米軍施設及び区域の整理統合の推進に努めていく考えである。

## 二について

沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法(以下「法」という)第二条第二項の規定により沖縄開発庁長官又は防衛施設庁長官のいずれが法に基づく実施機関の長としての権限を行使するかは、それに係る土地が駐留軍用地等であるかどうかによつて定まることとされているが、同条第三項において、駐留軍用地等の範囲が明定されているので、それぞれが権限を行使する地域が競合することは、あり得ないものと考えている。

また、これに伴い、法附則第四項及び第五項の規定により、防衛厅設置法及び沖縄開発庁設置法が改正され、沖縄県における土地の位置境界の明確化のための措置に係る防衛施設庁及び沖縄開発庁のそれぞれの所掌事務につき明らかにされたところである。

なお、法の運用に当たつては、沖縄開発庁及び防衛施設庁の間ににおいて、十分協議してまいりたい。

三について

(1) 土地の位置境界明確化のための計画の策定に当たつては、必要に応じ、沖縄県知事及び関係市町村長の意見を聞き、計画に反映させる考え方である。

(2) 土地の位置境界の明確化のための措置に関する計画及びこの措置に要する経費については、現在、関係機関において鋭意検討を進めているところである。

(3) 土地の位置境界の明確化は、五年以内に行われるよう努力する所存である。

## 四(1)及び五について

この法律は、関係土地所有者全員の協力と自主的な協議による土地の位置境界の確認により、土地の位置境界の明確化を図ることを基本としているものと考へておらず、政府としても法の運用に当たつては、法第十条、第十二条、第十三条等の規定を十分活用し、関係土地所有者の位置境界の明確化を積極的に援助することによつて十分成果が得られるよう努める考え方である。

また、関係土地所有者が、実施機関の長に対し、勧告の申出をすることができるのは、法第十三条第一項に規定するところ、土地の位置境界を確認しようとする場合において、必要があると認めるときである。

## 四(2)について

土地の位置境界の確認に当たつて、現地立会は必須の条件であることにかんがみ、米軍施設及び区域内の土地の位置境界を現地に即して確認する場合に米軍施設及び区域内の場所を「立会うべき場所」とすることについては、日米合同委員会において基本的合意が行われているところである。

したがつて、法第十二条第二項の「立ち会うべき場所及び期日」は、現地米軍と調整の上、実施機関の長が通知することとなる。

法第十九条に定める返還地の利用促進のための措置を行つた当たつては、沖縄県知事及び関係市町村長とも十分協議をしてまいりたい。

七について

法第二十一条の交換又は買換のあつせんには、国有地との交換又は買換のあつせんも含まれるものと承知している。

なお、国有地の交換等管理処分は、国有財産法等関係法令の規定により行わるものである。

八について

法第二十二条の規定による財政措置等の内容については、目下検討中であり、最終的には、位置境界不明地域の指定後、ある程度公共施設の実態を調査した上で定めることとした。

## 九について

(1) 沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律により使用している土地が駐留軍等から返還された場合の原状回復については、同法第四条により措置される。

(2) 法第二十三条の規定による土地を原状に復しないで行う返還は、その所有者の同意を得て行うものであるが、返還後の当該土地利用に關し、必要な場合には、土地所有者と関係地方公共団体との間で十分話し合いが行われるよう助言することいたしたい。

十について

法第二十四条に基づく土地の買入者は、現に駆留軍等の用に供されている土地の関係所有者から買入の申出に基づき、予算の範囲内において措置するものであるが、必要に応じ、沖縄県等の土地利用計画にも配慮することとした。

十一について

沖縄開発庁長官の権限に属する事務の一部は、沖縄総合事務局長及び沖縄県知事に委任する考え方であるが、その範囲については現在検討

中である。

なお、沖縄県知事に委任する事務の範囲については、沖縄県知事と具体的に協議した上で取り決めたいと考えている。

また、防衛施設庁長官の権限に属する事務の一部は、那覇防衛施設局長に委任する考え方であるが、その範囲については、現在検討中である。

## 十二について

政府としては、法の運用につき十分な配慮を払いながら、所期の目的を達成するよう努力する所存である。

## 十三について

新東京国際空港開港推進本部長の談話等に関する質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十二年五月二十七日  
参議院議長 河野 謙三殿 秦 豊

新東京国際空港開港推進本部長の談話等に

関する質問主意書

新東京国際空港開港推進本部長の談話等に

関する質問主意書

新東京国際空港開港推進本部長の談話等に

関する質問主意書

新東京国際空港開港推進本部長の談話等に

関する質問主意書

新東京国際空港開港推進本部長の談話等に

関する質問主意書

新東京国際空港開港推進本部長の談話等に

関する質問主意書

- (2) 虚偽の報道に係わる部分があれば、その部分を具体的に指摘されたい。
- 二 推進本部につき、次の事項を明らかにされたい。
- (1) 設置の時期及び目的
  - (2) 設置の法令上の根拠
  - (3) 組織構成
  - (4) 所掌事務の範囲
  - (5) 国家行政機構上の位置
  - (6) 歴代の本部長以下管理職者の氏名
  - (7) 突貫工事でも、つきはぎの(道路)オーブンとなる。このため空港利用客をどのように京成線に持つていくかだ。たとえばの話、空港周辺の駐車料金を高くして、経済原則で車を減らすのも一つの手段でしよう。しかし一日の空港利用客は三万四千人(空港公団の推計)というが、実数はどの位かわからない」とアクセス問題について報道されているが、
  - (1) 「つきはぎのオーブン」の具体的な内容を明らかにされたい。
  - (2) 右において、つきはぎの解消される時期はそれぞれ何時か、その年月日を示されたい。
  - (3) 料金を高くすると利用客が減るという経済原則は、どのような交通運輸機関で成立するとしているのか。
  - (4) 右経済原則は、どのような場合、行政上発動さるべきものとしているのか。
  - (5) 空港周辺の駐車料金は公共料金としてよいのか。そうでないなら、その理由は何か。
  - (6) 空港利用客を京成線へもつてくため駐車料金を故意的に設定した場合、その増分の所得はどうへ行くのか、またその合理的な根拠は何か。
  - (7) つぎはぎオープンの場合、空港利用客を京成線にもつていくことしか対策はあり得ないのか。他に対策が考えられていれば、それは何か。

- (8) 空港利用客を京成線にもつていくことよりも、空港料金を高くして、空港利用客そのものを減少させるという手段は何故とられないのか。
- (9) 空港利用客の推計を推進本部の責任で行わなかつた理由は何か。
- (10) 空港公団の推計に係わる三万四千人の空港利用客の内訳を、乗降旅客数、送迎者数、見学者数及び従業員数の別に根拠を添えて明らかにされたい。
- (11) 根本名川橋りよう工事は、成田新幹線か、国鉄線の延伸(成田新線)なのかについて、松本操本部長の談話では「規格内容を読むと新幹線のもの。その点は千葉県も承知のはずだが……」と報じられているが、
- (12) 千葉県知事は、成田新幹線の建設を承知しているとしてよいのか。
- (13) 本格バイオライン問題について、松本操本部長の談話では「ルートを含めた基本計画申請は今年九月までに出さなければならぬ。問題は石油バイオライン事業法に盛り込まれた技術基準をどのように解釈するかだ。つまり油もれの検知装置は、どこまで検知できるものを使うかだ。省令では「微量」となっているが、この言葉が難しくて。(パイプに触れて)指が湿った程度が「微量」なのか、周辺ににじみ出ても「微量」なのが難しいとする理由は何か。
- (14) 千葉市とのバイオライン問題の交渉は、ルート案の決定が行われたあとになるのではなく、ルートの最終決定は、沿線住民、千葉市及び空港公団の三者の合意で行われるとしてよいのか。それともまた住民無視を行うのか。右質問する。

昭和五十二年六月二十一日

内閣総理大臣 福田赳氏

参議院議長 河野謙三殿

参議院議員秦豊君提出新東京国際空港開港推進本部長の談話等に関する質問に対する答弁書

(1) 基本計画申請は今年九月までに出さなければならないとする理由は何か。

(2) 石油バイオライン事業法(以下「事業法」という)十五条四項は発動されないとということはないのか。何故か。

(3) 事業法十五条の工事計画の認可を受ける前

- (4) 提として、事業法八条の事業用施設の変更の許可を受ける必要はないのか。何故か。
- (5) 右の保守管理は事業法にのつとり行われているのか。そうでないのなら、右保守管理の許可を受けたものとみなされた空港公団の事業用施設は、現在どのように保守管理されているのか。
- (6) 事業法に盛り込まれた技術基準で、その解釈が行政内部で確定していないものは何か、法令上の根拠を示されたい。
- (7) 「微量」という表現のある省令とは何か、その条項とともに示されたい。
- (8) 千葉市とのバイオライン問題の交渉は、暫定輸送問題が片づいたあと、改めて国の責任で対処することにしたのは、何時か。
- (9) 右の決定は誰の責任で行われたのか。
- (10) 暫定輸送問題が片づかないと、何故、千葉市とバイオライン問題の交渉ができないのか。
- (11) 千葉市とのバイオライン問題の交渉は、ルート案の決定が行われたあとになるのではないのか。
- (12) ルートの最終決定は、沿線住民、千葉市及び空港公団の三者の合意で行われるとしてよいのか。それともまた住民無視を行うのか。右質問する。
- 三について
- (1)、(2)及び(7) 御質問の報道に係る運輸省航空局次長の発言は、新空港—都心間の道路輸送の主ルートである京葉道路の混雑緩和に資することとなる幕張—都心間の東京湾岸道路の一部(夢の島—浦安間)が昭和五十二年内には供用開始に至らない見込みであるため、空港利用客をできる限り鉄道等の大量公共交通機関へ誘導するための措置を講じる必要があるとの趣旨を述べたものである。
- なお、道路交通の混雑緩和のためには、のほか、道路交通情報の提供等により交通流の分散等を図ることを検討している。
- また、東京湾岸道路のうち、夢の島—浦安間は、昭和五十二年度内には工事が完了する予定であるが、できる限り早期に供用開始すべく努力している。
- (3)から(6)まで及び(8) 輸送需要の調整を図る目的で御質問の駐車料金等を政策的に設定させることは、昭和五十二年度内には工事が完了する予定であるが、できる限り早期に供用開始すべく努力している。
- (9)及び(10) 新空港の開港時における都心方面か

らの新空港利用客の数については、一日平均(片道)約三万四千人と推計しており、その内訳は、航空旅客九千三百人、送迎客一万三千人、見学者三千六百人、従業員五千二百人、商用者二千九百人である。この推計は、運輸省において、新東京国際空港公団(以下「公団」という。)とも協議の上、東京国際空港における空港利用客の現況、経済活動の見通し等を勘案して行つたものである。

#### 四について

開港時における新空港利用客の鉄道輸送については、新空港内へ乗り入れる予定の京成電鉄線及び成田駅において新空港との連絡バスに接続する国鉄成田線により対処することとしている。

また、根木名川橋梁工事は、日本鉄道建設公団が全国新幹線鉄道整備法に基づく成田新幹線の橋梁工事として施工しているものである。

#### 五について

(1)及び(2)公団は、本格パイプラインの事業用施設の工事の計画について石油パイプライン事業法(以下「法」という。)第十五条规定第一項の認可を申請しなければならないが、当該申請の期限は主務大臣により昭和五十二年九月三十日と指定されている。

なお、同条第四項は天災その他やむを得ない理由により期限までに認可を申請することができないと認められるときは、主務大臣は、申請により、その期限を延長することができる旨を規定している。

(3)本格パイプラインについて法第五条第二項第二号から第四号までの事項に変更が生じる場合には、法第八条第一項ただし書きに規定する場合を除き、法第十五条第一項の工事の計画の認可に先だつて法第八条第一項の許可を必要とする。

(4)及び(5)公団においては毎日のルート巡回点検、定期点検、他工事への立合い等を行い、

本格パイプラインの既設部分についての保守管理に努めている。

なお、当該保守管理は公団が自主的に行っているものである。

(6)及び(7)法に基づく省令及び告示において定められている石油パイプラインの技術基準の運用に関し疑義が生じたときは、その都度、所管省庁において適切に処理することとしている。

なお、法に基づく省令及び告示には、「微

量」という文言を用いた規定はない。

(8)から(12)まで 新空港の開港のためには、航空燃料の暫定輸送問題の解決が不可欠であるので、現在、その解決を急いでいる。

また、新空港への長期的な航空燃料輸送のためには、本格パイプラインの建設が必要で

あるが、現在、公団において千葉市内ルートについて再検討を行つてゐる段階であり、関係地方公共団体と交渉するに至つていない。そのためには、本格パイプラインの千葉市内ルート案が確定したときは、公団が地方公共団体及び地元住民の理解と協力を得られるよう努めることについて公団を十分指導して行く方針である。

震災対策に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十二年五月三十一日

春日 正一

参議院議長 河野 謙三殿

震災対策に関する質問主意書

現在、関係研究機関や専門学者の多くが、東海および関東地方に、比較的近い時期に、一九二三年関東地震のような巨大地震の再来があるだろうと指摘し、また、直下型地震の可能性についても

警告されており、過密地帯、コンビナート地帯をかかえる埼玉、千葉、東京、神奈川など南関東一円の地域では、このような地震が発生した場合の甚大な被害が心配されている。

神奈川県防災会議の試算した被害想定によれば、関東地震と同じ規模の地震が発生すれば、神奈川だけでも木造建物の五一・三%、七〇万棟近くが倒壊し、同じく五六・六%、七六万棟が焼失し、罹死者数は全県民の七九・三%、五〇八万人に達するものとみられている。さらに関東震災時とくらべて、大都市における人口の激増、高層建築物の増大、自動車交通の激増と渋滞等の悪条件が加重され、また、工場施設の増大、とりわけ石油コンビナート施設の激増は火災、爆発、化学作用等の二次災害を引きわめて大きいものとする要因となつてゐる。

これら予想される災害の被害を最少限にくいとめるために、国と地方自治体の地震対策の根本的な強化がつよく求められており、とくに、巨大地震発生の可能性が時間の経過とともににつよまる事態のもとで、まず住民の安全を確保するための避難地や避難道路の整備、コンビナート地帯の防災遮断帯整備、老朽校舎の改築、消防体制の強化などは、とりわけ緊急なものとなつてゐる。

しかし、これらの対策は、都市の改造とともにかかるわり、逼迫した地方財政の手にあまる巨額の経費を必要とするため、各地方自治体の努力にもかかわらず、その実施はきわめて困難な状況にある。このような状況を打開するために、関東各都県知事や川崎、横浜をふくむ大都市の各市長が、国費の大幅な増額、特別法の早期制定など震災対策の強化をつよく国に要望しているのは道理のことである。

本来、国民の生命をまもることは国政上の基本

であり、なによりも優先されなければならない。

まことに、今日の大都市圏における震災の危険性の増大は、人口と産業の集中、都市の巨大化の過密成

の進行、災害によわい都市の形成など国の高度成

長政策のもとでつくり出されてきたものであり、震災対策の責任が第一に國にあることは明白である。

今日の緊急事態にそなえて、政府が必要な制度の改革、思い切った国庫支出の増大など震災対策を抜本的に強化しなければならないことは、災害対策基本法の「國は、國土並びに國民の生命、身體及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に關し万全の措置を講ずる責務を有する。」(第三条)とする主旨からしても当然である。

そこで、以下の事項について質問する。  
一 中央防災会議に、震災対策を専門で担当するため関係省庁職員、専門委員(地質、地理、土木、建築、耐震、都市計画、交通、通信、コンビナート保安などの専門家)と関係地方公共団体職員で構成する大都市震災対策部会(仮称)を設け、國と地方が一体となつて防災の計画、実施の推進を図るべきであると考えるがどうか。

二 國は、避難広場、避難道路の整備、コンビナート防災遮断帯の整備、学校、病院その他の重要施設の補強、初期防火体制の強化などをふくむ都市防災事業五ヶ年計画(仮称)を策定し、人命の安全にかかる事業の緊急かつ計画的な実施を図るべきであると考えるがどうか。

三 避難広場を確保するための用地取得にあたつては、現行三分の一の国庫補助率を三分の二に引き上げ、避難広場周辺や避難道路沿道の耐震化、不燃化を促進する補助制度の創設など緊急の特別措置を講ずるべきであると思うがどうか。

四 防災遮断帯整備は巨額の経費を要し、横浜市と川崎市だけで一兆九千億円といわれており、現行制度による国との補助事業では事業の早期完成は不可能である。「石油コンビナート等灾害防止法」を抜本的に改正し、防災緑地の実施地域の拡大、原因者である企業負担の引上げ、国の補助率の引上げを行ふなど地方自治体の負担を軽減するとともに、とくに京浜コンビナート

の防災遮断帯については特別の財政措置を講ずる必要があると思うがどうか。

五 自然科学、社会科学の両面から地震をふくむ災害防止を総合的に調査研究する国立の防災総合研究機関を新設するつもりはいかどうか。

また、地域の自然的、社会的条件に応じた防災研究、防災体制の強化、防災関係技術者の養成などのために、人口密集地帯、コンビナート地帯、災害常襲地帯をかかえた都道府県には、この研究機関の地域研究機関を設けてはどうか。

六 災害対策の中心は未然防止でなければならぬ。震災で甚大な被害の予想される人口密集地域の防災対策は緊急に強化する必要がある。そのため、防災のための民主的な都市改進、防災救援体制の確立、総合的な補助制度の創設と国の大額な財政支出等を内容とする「大都市防災対策特別措置法」を早急に制定すべきであると考えるがどうか。

右質問する。

昭和五十二年六月十日  
内閣総理大臣 福田 赴夫

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員春日正一君提出震災対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一について

参議院議員春日正一君提出震災対策に関する質問に対する答弁書

御指摘の大都市震災対策部会(仮称)の設置について、現在、中央防災会議事務局に設置されている関係省庁の担当職員から成る大都市震災対策連絡会議等を中心に、関係地方公共団体とも密接な連携を図り、各種防災計画の策定及び実施の推進を図っているところである。

二について

都市防災化事業の推進等については、地震対策緊急事業計画に基づく避難広場、避難道路の整備等を始めとし、緊急度の高いものから計画

的の推進を図つてあるが、今後とも一層の努力を続けてまいりたい。

三について

避難広場の確保及び周辺建築物の不燃化等について、公園事業及び市街地再開発事業の実施、防火地域の指定等現行制度を組み合せ、積極的に対処することによつて一層推進するよう努力してまいりたい。

四について

石油コンビナート等災害防止法により緩衝绿地を整備する場合、三分の一の事業者負担が課せられ、残りの事業費についても通常の緑地整備に比べ國庫補助率が高く、地方公共団体の負担が軽減されることになつておらず、また、公害防止対策事業として必要な緩衝绿地を整備する場合についても公害防止事業者負担法による事業者の負担及び公害防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による地方公共団体の負担軽減措置が講じられることになつてゐる。

五について

防災上必要な緩衝绿地については、右の制度を活用することにより、その整備に努めてまいりたい。

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員春日正一君提出震災対策に関する質問に対する答弁書

六について

石油コンビナート等災害防止法により緩衝绿地を整備する場合、三分の一の事業者負担が課せられ、残りの事業費についても通常の緑地整備に比べ國庫補助率が高く、地方公共団体の負担が軽減されることになつておらず、また、公害防止対策事業として必要な緩衝绿地を整備する場合についても公害防止事業者負担法による事業者の負担及び公害防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による地方公共団体の負担軽減措置が講じられることになつてゐる。

七について

防災科学技術の研究については、関係各省庁の試験研究機関において、それぞれの所掌に応じ、特色を生かしつつ、これを進めている。また、大学においても関連の基礎研究を進めている。特に、国立防災科学技術センターにおいては、関係機関との協力のもとに、自然科学的な研究のみならず、防災科学技術と災害に関する社会的事象等の分析結果との総合的研究も含め、幅広い研究を進めるとともに、大型共同研究施設の整備、共同研究の実施、資料の収集、提供等を通じて、関係機関における災害対策研究の総合的な促進を図つてゐる。

八について

参議院議員春日正一君提出震災対策に関する質問に対する答弁書

題解決に役立つ研究に重点を置き、地域性を加味して研究を行つてゐる。

九後とも、関係都道府県等と連絡を密にして、必要な研究を推進していく所存である。

六について

都市地域の防災対策の強化のためには、現行諸制度を効果的に活用して計画的に対処していくことが必要であると考えている。

なお、これらの施策の推進に当たり、対処する必要がある問題が生じてきた場合には、必要な措置を検討してまいりたいと考えている。

七現在の高値の重要な原因となつてゐる「魚こそがし」と称される一部大手水産会社等による投機行為に対し、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律を発動し、価格調査官による冷凍倉庫への立入検査、放出命令等の実効ある措置をただちにとるつもりはない。

八現在の魚価の異常な値上がりに関し、水産物を国民生活安定緊急措置法の対象品目に指定し、価格安定をはかるつもりはない。

九この立場から以下質問する。

一現在の魚価の異常な値上がりをよさえるとともに、こうした事態を再びくりかえさない措置をとる必要がある。

二現在の魚価の異常な値上がりをよさえるとともに、こうした事態を再びくりかえさない措置をとる必要がある。

三最近東京、大阪などの大消費地を中心、水産物価格が異常に値上がりし、消費者に重大な脅威をあたえている。

四この魚価の異常な値上がりが、一部大手水産会社などによる買占め、売惜しみなど、不当な投機によるものであることは今国会でも追及されており、またこれらの会社が最近の決算期に公表している異常な高利潤もこれを裏づけるものである。

五現在魚価は一応高値安定状態にあるが、このような大企業の横暴を放置するならば、すでに二百海里時代に入り、各国の漁獲規制によつて漁獲量の減少も見込まれる今日、魚価はさらに値上がりを再燃させる危険性をもつてゐる。

六わが国は周囲を海に囲まれ、歴史的には水産国として高い位置にあり、国民の食生活においても、魚類は、国民の摂取する動物性蛋白質の半分を占めている。

七最近における一般物価水準は安定的に推移しており防止等に関する質問に対する答弁書

八参議院議員春日正一君提出魚価の値上がり防止等に関する質問に対する答弁書

九参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員春日正一君提出魚価の値上がり防止等に関する質問に対する答弁書

一について

参議院議員春日正一君提出魚価の値上がり防止等に関する質問に対する答弁書

二について

参議院議員春日正一君提出魚価の値上がり防止等に関する質問に対する答弁書

三について

参議院議員春日正一君提出魚価の値上がり防止等に関する質問に対する答弁書

四について

参議院議員春日正一君提出魚価の値上がり防止等に関する質問に対する答弁書

五について

六について

七について

八について

九について

おいて八十一・七パーセントとなつておらず、高等学校においてはほとんどの学校が学校図書館を設置している。

二について  
今春來の魚価高は、多獲性魚の不漁、日ソ漁業交渉の再度にわたる中断による供給減少と行き不安等需給事情の大変な変化によるものであると考えている。

また、これまでの在庫調査からは、大手水産会社等によつて過大な在庫が保有されている事実は認められず、需給や価格形成上問題となるような点は認められなかつた。

更に、最近の魚価は、日ソ漁業交渉の妥結、多獲性魚の水揚量の回復等により下落傾向を示しており、現段階では「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」を発動することは考えていないが、今後とも、引き続き魚価・入荷量・在庫等の動きを調査・監視し、価格の安定に万全を期すること三について

二百海里時代に対処し、我が國漁業の新たな展開を図るために、我が国周辺水域における水産資源の維持培養及びその高度利用を図ることが重要である。このよき観点に立つて、沿岸漁場の整備開発の一層の促進を図るとともに、さけ・ます・ふ化放流事業を含む栽培漁業、増養殖の拡充強化等により、いわゆる「つくる漁業」の発展を期していくこととした。

四について  
水産物の有効利用を図るため、水産物の加工に関する基礎的調査研究を引き続き実施するとともに、昭和五十二年度からは、新たに、既存漁獲資源の高度利用及び未利用資源（オキアミ）の新規利用に関する技術開発等を行なうこととしているところであり、今後とも水産物の有効利用に関する調査研究を一層推進していく考えである。

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。  
昭和五十二年六月六日

参議院議長 河野 謙三殿

喜屋武真榮

学校図書館は、学校教育の進展に寄与するため重要な使命をなつてゐる。しかし、学校図書館が制定されて以来四半世紀を経てゐるにもかかわらず、学校図書館の運営に必要な教職員の増員ならびに経費の充実等については、非常に不十分な状況にある。また、司書教諭、学校司書については、その位置づけ、職務のあり方等を改善すべく、学校図書館法の改正案が、第六十八回国会において可決され、また第七十二回国会においては学校教育法及び学校図書館法の改正案が参議院において可決された経緯もある。

そこで以下の諸点について質問する。

#### 一 学校図書館の現状について

公立小学校・中学校・高等学校の学校図書館の設置率・面積・蔵書数・司書教諭及び学校司書の配置率・図書館運営費（国の補助の状況、公費とPTA等私費負担の割合等）等を示されたい。

#### 二 図書購入費の補助について

図書購入費については、現在国からの補助は実施されておらず、地方交付税に積算されているのみである。しかし、昨今の書籍の値上がりという状況を考えてみると、設置者の負担のみでは蔵書の充実どころか、更新もおぼつかないといった状況にある。そこで、国の補助を充実

昭和五十二年六月十四日

参議院議長 河野 謙三殿 内閣総理大臣 福田 起天  
参議院議員喜屋武真榮君提出学校図書館に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武真榮君提出学校図書館に関する質問に対する答弁書

(1) 学校図書館法第五条によつて、司書教諭を置くことが義務づけられている。しかし、同

法附則第二項によつて、当分の間、本条の規定にかかるとされ、本条が空文化されている。本法制定後すでに四半世紀近くたつていて、学校図書館の役割の重要性にかんがみ、早急に附則第二項を削除し、司書教諭の必置制を図るとともに、さらに、学校規模に応じて専任の司書教諭を複数配置すべきものと思うがどうか。

(2) 司書教諭の役割の重要性にかんがみ、その養成機関の整備充実を図るべきものと思うが、国そのための施策を示されたい。

(3) 学校司書を専門的な職業として法制化するとともに、教育職員として身分の確立を図るべきものと思うがどうか。

(4) 学校図書館担当の事務職員については、いわゆる標準法上の配当基準が、小学校で三十学級以上、中学校で二十四学級以上、高等學校で十八学級以上とされているために、それのみならず、規模の小さい学校司書が解雇されたり配置転換されたりして専任職員の不在が生じていると聞いています。この実態はどうなつてゐるか。またこれを解消するためには配当基準を是正する考えはないか。

#### 二について

公立の小学校及び中学校の図書購入費については、義務教育費国庫負担法に基づき、教材費として二分の一の国庫負担を行つており、市町村負担分については、地方交付税で措置している。また、公立の高等学校の図書購入費については、地方交付税で措置している。これらの財源措置については、今後ともその充実に努めてまいりたい。

#### 三について

(1) 及び(2) 学校図書館法第五条に基づき、昭和二十九年度以降、毎年全国の七大学に委嘱して学校図書館司書教諭講習会を実施して有資格者の養成をし、学校図書館の運営が円滑に行われるよう努めているところである。

(3) 学校図書館に、教育職員としてのいわゆる学校司書を置くことについては、他の事務職員等との均衡、司書教諭との関係、など、その職の位置づけについて問題があり、実現は困難であると考える。

(4) 公立小学校及び中学校の事務職員定数については、学校図書館の事務を含めて学校の事務処理が円滑に行われるよう、昭和四十九年度を初年度とする第四次教職員定数改善五年計画においてその充実に努力しているところ

るである。

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十二年六月七日

参議院議長 河野 謙三殿 星野 力

沖縄県における水源の保護に関する質問主意書

沖縄県民は永年にわたる米軍の支配と、復帰後もなおいちじるしい行政のたちおくれにより、長い間水不足に悩まされてきた。

農業などの産業の振興にとつても水の確保は不可欠の要件である。水対策は県民の生命と将来を左右する重要な課題である。

沖縄本島においてはその地形的条件から今後の水開発の大半を北部地域に依存せざるを得ないので、この地域への対策はとりわけ重要である。

この立場から以下の点について質問する。

一 沖縄本島においては降雨期、降雨量が不安定であるので、ダムなどの水利用の施設の建設とともに水源のかん養をはかることが必要である。

しかるに、施政権返還後五年も経過しているにもかかわらず水源かん養保安林の設置造成などの施策が全く行われていない状態である。とりわけ多くのダムがある北部の水源地には広い国有林があるにもかかわらず国は水源かん養保安林の「指定」さえ行つていらない。このように施策が遅れている原因は何か。

二 本年度に政府は沖縄県内の「保安林整備計画」を作成する予定と聞いている。この際、遅れを一気にとりもどすべきであると考えるが、計画作成にあたつての重点地域、規模などについての基本方針をうかがいたい。

三 たとえ米軍に提供されている区域であつても、必要な保安林の指定・造成を行うことは当然であり、とくに北部地域にある国有林は全面的に水源かん養保安林などに指定し、造林なども行うべきであると考えるがどうか。

四 戦車道の建設による泥水での宜野座市のダメ・水道施設の被害、寒弾演習による立木・土じよう破壊、米軍使用の毒物の流入などを見れば、水源地を外国に、それも軍事機密を持ち、日本の法により規制・監督できない軍隊に使用させることなど許されることは明白である。

政府は戦車道の建設をただちにやめさせ、復旧をするとともに、水源地にあるすべての米軍施設・区域の返還を求める外交レベルでの交渉を開始すべきであると考えるがどうか。

右質問する。

昭和五十二年六月二十一日

内閣総理大臣 福田 起夫

参議院議長 河野 謙三殿 参議院議員星野力君提出沖縄県における水源の保護に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員星野力君提出沖縄県における水源の保護に関する質問に対する答弁書

一 及び三について

沖縄県における水源かん養のための保安林については、復帰後、全国森林計画沖縄ブロック計画において、その指定計画量を定めるとともに、沖縄県に係る第二期保安林整備計画に基づき、指定のための調査を実施し、指定の促進に努めてきたが、その一環として、局所的な用水不足の予想される地域において、ため池等の周辺の森林で保水機能が高いと認められるものを干害防備保安林として指定した。今後とも同県における水源かん養のための保安林の指定の促進に努めることとしたいが、地位協定に基づき米

軍に提供している施設・区域内の森林については、保安林制度の目的の達成と施設・区域の提供目的の達成との間の調整につき困難な問題があり保安林として指定する考えはない。

二について

沖縄県に係る第三期保安林整備計画について

は、昭和五十二年度において定めることとし、現在、沖縄県及び熊本管林局においてそのための調査を進めているところであり、その調査結果をもとに、受益対象、地域の事情等を十分勘案して同整備計画の作成に当たることとしている。

四について

(一) 米軍が施設・区域内において、その管理権に基づき戦車道を建設することについては、政府としてこれを中止するよう要請する考え方

しかししながら、今回の戦車道の建設については、水源地の汚染等をもたらすおそれがあることが判明したので、米軍が施設・区域内において行う作業は、公共の安全に妥当な考慮を払つて行わなければならないとされていることからがんがみ、政府は米軍に対し被害の防止策を早急にとるよう申し入れたところである。

また、これら被害の防止の緊要性にかかるがみ、防衛施設庁において、浄化装置の設置等所要の被害の防止策を講じている。

政府としては、今後とも周辺住民の生活に對する被害の防止につき万全の措置を講じていく考えである。

政府としては、米軍に提供している施設・区域内に水源地がある場合には、その利用を確保するため、米側と十分調整していく方針であるが、日米安保条約の目的遂行に必要な施設・区域について、その中に水源地があるとの理由のみからその返還を求める考えはない。

(2) 政府としては、沿岸、沖合漁業に関しては、沿岸漁業振興の立場から、西日本沿岸を汚染する各種の開発行為について、厳格な環境アセスメントを実施し、計画中のものを全面的に再検討すべきであると思うがどうか。

(3) すでに公報で汚染された瀬戸内海、有明海などの漁場については、大企業の負担を原則として、国、自治体の責任で大規模な浄化作業をおこなうべきだと思うがどうか。

(4) 企業に公害防止装置を完備させるととも

西日本の漁業振興対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十二年六月七日

参議院議長 河野 謙三殿 星野 力

に、浄化機能の高い下水道建設を促進するため、特段の措置を講ずるべきであると思うがどうか。

(5) 公害による漁業の被害にたいしては、原因者に補償させるとともに、赤潮や油濁などの被害に対しても、関連企業、国、自治体による補償制度をつくるべきだと考えるがどうか。

(6) 沿岸漁場整備開発事業を再検討し、事業を西日本全体で年七百億円程度に拡大するともに、くりあげ実施すべきであると思うがどうか。

(7) 沿岸漁場整備開発事業を再検討し、事業を西日本全体で年七百億円程度に拡大するともに、くりあげ実施すべきであると思うがどうか。

(8) 沿岸漁業に関して

(1) 南方諸国をふくめ、西日本水域の漁業者が出漁する海域で、相手国とのあいだに平等、互恵の経済、技術協力を積極的に推進し、たとえ相手国が二百カイリ水域を設定した場合にも漁獲量が急減しないよう、適正な漁業協定の締結に積極的な努力をはらう必要があると考えるがどうか。

(2) 外國の二百カイリ水域内における対日漁獲量の大幅な削減にともない、中小漁業者が、責任で休・転業補償を実施すべきだと考えるがどうか。

(3) 安全操業に関して

(1) 朝鮮民主主義人民共和国やベトナム社会主義共和国とのあいだに、当面民間漁業協定を結び、安全操業の実現をはかるべきだと思うがどうか。

(2) ベトナムなど関係諸国と話しあい、漁業協定の締結以前にも、台風避難等のため、緊急入港ができるような措置を講ずるべきだと思うがどうか。

(3) 以前から強く要望されている米軍演習水域（リマ海域等）の禁漁解除についても、ただちに米国に申し入れるべきだと思うがどうか。沿岸漁民、中小漁業者の保護に関して

大手水産会社による優良漁場の操業権の独占を廃止し、中小漁業者や沿岸漁民への優先的な操業を確保し、資源量にみあつた適切な漁船数の配分を実施すべきだとと思うがどうか。

五 水産業の振興に関して

(1) ことしから始まる第六次漁港整備計画を期限内に達成するため、国の負担率、補助率を高めること、とりわけ大幅にたちおくれている離島の漁港整備を、自治体の負担を軽減して早急に実施する必要があると思うがどうか。

(2) 漁業者に生産費をぐなう魚価を保障するため、抜本的な「生産者価格安定基金制度」を創設すべきだと考えるがどうか。

(3) 漁民、中小の漁業者の経営を守るために、商社・大資本による無秩序な水産物の輸入を規制する抜本的な措置を講ずるべきであると考へるがどうか。

(4) 漁業用資材、餌料などの独占価格の値上げを規制すべきだと思うがどうか。

(5) 国の融資制度である「漁業近代化資金」、「沿岸漁業構造改善資金」「漁業經營維持安定資金」等の融資わくの拡大、償還期限の延長、金利引き下げ、担保条件の緩和など、中

小漁民の経営安定に資するよう改善すべきだと思うがどうか。

(6) 金融、保険、共済等に関する

修の保障や結婚相談員制度をつくるなどの施策を講ずる必要があると思うがどうか。

六 研究体制の強化と試験研究の推進に関して

「二百カイリ時代」に対応し、国・公立試験研究機関等の充実をかり、総合的な水産資源の調査、開発研究をつよめるべきであると思うがどうか。

七 調査、開発研究をつよめるべきであると思うがどうか。右質問する。

昭和五十二年六月十四日

参議院議長 河野 謙三殿 内閣総理大臣 福田 起夫

参議院議員星野力君提出西日本の漁業振興に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員星野力君提出西日本の漁業振興

対策に関する質問に対する答弁書

一について

(1) 各種開発行為による漁場環境への影響としては、漁場及び卵稚仔の成育場の喪失のほか、潮流、水質、生物相の変化等が考えられる。

(2) このため、政府としては、従来から開発行為の漁場環境に与える影響につき、事前に調査を行うよう指導し、その結果をも踏まえて漁場環境保全が十分図られるよう措置していくところであるが、今後ともこのような考え方の下に、沿岸漁場の維持保全との調整が図られるよう対処してまいりたい。

(3) 公害による漁業被害については、本来、原因者が補償するのが原則であるが、原因者が不明の油濁による被害については、事業者等の拠出並びに団体の拠出に係る資金により財團法人漁場油濁被害救済基金が被害漁業者に対する救済金の支給である。

(4) 公害による漁業被害については、本来、原因者が補償するのが原則であるが、原因者が不明の油濁による被害については、事業者等の拠出並びに団体の拠出に係る資金により財團法人漁場油濁被害救済基金が被害漁業者に対する救済金の支給である。

(5) 公害による漁業被害については、本来、原因者が補償するのが原則であるが、原因者が不明の油濁による被害については、事業者等の拠出並びに団体の拠出に係る資金により財團法人漁場油濁被害救済基金が被害漁業者に対する救済金の支給である。

(6) 沿岸漁場整備開発事業については、昭和五

十一年四月に決定された「沿岸漁場整備開発計画」(計画期間七ヵ年、事業量二、〇〇〇億円)に基づいて鋭意事業を推進しているところである。

(3) 公有水面の埋立てについては、従来から、計画策定、事業実施等の時点において漁業等の周辺環境に与える影響について事前に調査及び評価を行いうよう指導するとともに、公有水面埋立ての免許基準の厳正な適用を通じて、漁場の汚染防止を含め、漁業との調整が十分図られるよう措置してきたところであるが、御指摘の埋立てについても、このような考え方の下に今後とも環境の保全が確保されるよう措置してまいりたい。

(4) 政府は、従来から水質汚濁等各種公害の防止を図るため、規制措置の強化、金融・税制上の措置による企業の公害防止装置の設置の促進等を講じているところであるが、今後とも、公害対策については、十分配慮してまいりたい。

また、下水道の整備については、現在、第4次下水道整備五ヵ年計画に基づき、その促進を図つては、地域の実情を勘案し措置してまいりたい。

まだ、下水道の整備については、現在、原

因者が補償するのが原則であるが、原因者が不明の油濁による被害については、事業者等の拠出並びに団体の拠出に係る資金により財團法人漁場油濁被害救済基金が被害漁業者に対する救済金の支給である。

また、その発生が複雑な機構を有するた

め、原因を確定することが困難である赤潮による漁業被害については、漁業共済制度における赤潮特約事業等により救済を行つて

いるところである。

(6) 沿岸漁場整備開発事業については、昭和五

十一年四月に決定された「沿岸漁場整備開発計画」(計画期間七ヵ年、事業量二、〇〇〇億円)に基づいて鋭意事業を推進しているところであるが、原因者が特定できない海域については、原因者の究明に努めるとともに、国、府県及び市町村が協力して逐次その浄化作業を実施しているところである。

(1) 北朝鮮周辺水域における安全操業等を確保するため、我が国民間漁業団体が北朝鮮側との間において民間漁業協定を締結しようとすることは、政府としては別段これに異存ない。

(2) ヴィエトナム社会主義共和国との間では、現在までのところ、特に安全操業の問題は生じておらず、また、民間漁業協定を締結しようとの動きがあることは承知していない。

我が国は既にヴィエトナム社会主義共和国

(2) 開発途上国との漁業面を含む諸般の経済・技術協力については、今後とも必要に応じ強化していく方針である。

各国の相次ぐ二百海里水域の設定等厳しさを加える国際環境の下で、政府は強力な漁業外交の展開を通じて極力從来の漁獲実績の確保に努めているところであるが、情勢によつては大幅な減船を余儀なくされる事態が生ずるものと考えられる。

このような場合には、必要に応じ、関係漁業者等に対し、適切な措置を講ずることとしている。

(1) 二百海里時代の急速な到来に対処し、我が國遠洋漁業の実績をできる限り確保し、その円滑な操業の継続を図るため政府としては、関係国との友好関係を促進しつつ、これら諸国が二百海里水域の設定を行つた場合には、所要の漁業交渉に最善の努力を払う所存である。

るであり、二百海里時代に対応した沿岸漁業振興施策の重要な柱として、本年度予算においても、国の一般公共事業全体の対前年伸び率をはるかに上回る大幅な増額を行つたところである。

(3) との間に外交関係を有し、両国とも友好関係を促進に努めている現状にあるので、本邦漁船が緊急に入港を求めた場合には、ヴィエトナム側は、人道的見地に立つてこれを取り扱うものと期待される。

海上演習場の問題については、従来から日米安保条約の目的遂行と漁民の利益保護の調和を図るべく努力をしており、御指摘のリマ水域についても、この方向で努力してまいり

の輸入については、十分これを監視し、必要な行政上の指導を行うとともに、これと並行して需給と価格の安定のための措置を講じていらざるところである。

(4) 水産用諸資材等の価格について不當な値上げが行われているとは考えられないが、今後ともそのようなことが行われないよう十分見守つてしまいりたい。

六について

(4) 漁業者に対する技術・知識の研修について  
は、現在道府県等が行う漁村青壯年、漁村婦人、グループ等を対象とする研修、教育事業や漁船乗組員に対し無線技術、漁船運航技術等を修得させるための修練会等の事業に対し助成を行つてゐるところであるが、今後とも漁業後継者の育成のため所要の措置を講じてまいりたい。

漁業は厳しい制度的規制の下で行われてお  
り、大手水産会社が優良漁場の操業を独占する  
ことはできないところであるが、いずれにしろ  
漁業法等漁業関係法令の適切な運用により、資  
源量等の状況に応じて漁業活動が関係漁業者に  
より円滑に行われるよう指導してまいりたい。  
五について

(1) 漁業近代化資金及び森林漁業金融公庫資金（沿岸漁業構造改善資金等）については、今後も必要に応じ融資枠の拡大等を図るよう努力してまいり所存である。

(2) 漁業共済においては、中小漁業者の共済掛金の負担逓減のため最高六十五パーセントの

我が国周辺海域における重要水産資源の調査、研究については、従来から国の水産研究所を中心とし、大学、都道府県水産試験場等と緊密な連携を図りつつ進めてきたが、これら調査、研究に加え昭和五十二年度から新たに我が国二百海里水域内における漁業資源について、未利用資源を含め更に詳細な調査、研究等を開始することとしているところであり、今後ともそれらの充実を図つてまいりたい。

(1) 漁港整備については、新たな漁港整備計画について本年三月国会の承認を受けており、また、四月には、漁港法の一部改正により漁港整備事業についての国の負担率の一部が改められたところであります。鋭意その促進に努め計画の達成を期する所存である。

また、離島の漁港については、離島振興法

金の負担軽減のため最高六十五パーセントの補助を行つており、また本年度においては、漁業の実態に応じて比較的安い掛金で必要な補償を行うことができる約定限度内てん補方式等の特約の適用範囲の拡大・掛金率の引下げ等を行い漁業者の負担の軽減を図つてゐるところである。

また、我が国周辺海域以外の水産資源の開発調査については、大型調査船による資源開発基礎調査等を行うとともに海洋水産資源開発促進法に基づき設立された海洋水産資源開発センターにおいて企業化調査等を実施しているところであり、今後ともその充実を図つてまいりた

(2) 水産物の価格の安定については、漁業生産者団体が行う水産物調整保管事業に対し助成を行うとともに、この事業の円滑な推進に資するため、当該事業により当該生産者団体に

(3) 漁船船員の職務上の災害補償保険として船員保険（小規模漁業の一部については、労災保険）があるが、災害補償は、本来、事業遂行上生じた事故に対するものであつて、その費用については、海陸を問わず事業主の負担において行われており、これに国が負担措置

新日本製鉄株式会社広畑製鉄所における労働  
災害および時間外労働等に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提  
出する。

(3) 世界各國の漁業水域設定に伴い我が國漁獲量が制約を受けることにより、今後ある程度輸入水産物が増加すると考えられるが、国内の生産に多大の悪影響を及ぼすような水産物に対し助成したところである。

なお、船員保険においては、被用者である船員法上の船員を適用対象としており、また労災保険においては、船員保険法の適用のない漁船船員が從事する業務灾害の発生のおそれの多い五トン以上の漁船による漁業については、従前から当然適用事業としている。

參議院議長 河野 謙三殿  
近藤 忠孝  
新日本製鐵株式会社広畑製鐵所における労  
働災害および時間外労働等に關する質問主  
意書

參議院議長 河野 謙三殿

昭和五十二年六月八日

丘濬  
忠考

新日本製鉄株式会社広畑製鉄所における労働災害および時間外労働等に関する質問主意書



参議院議長 河野 謙三殿 近藤 忠孝

福井県若狭湾地帯における原子力発電所の重大な危険から住民を守るための施策に関する質問主意書

敦賀発電所、関西電力株式会社美浜発電所、同高浜発電所などの原子力発電所が集中して立地されており、これらの発電所では運転開始以来事故が続発している。そのため、設備利用率は低下しており、全国的にも三月度はたった二十一・九パーセントと電力採算ベースを大きくおちこんでいる。

原子力発電には、誤操作、不注意による事故は

もとより、原子炉圧力容器、第一次配管蒸気発生器などのわずかな事故でも重大災害につながる危険性がつねにあり、現実に事故が続発していること自体、原子力発電所が住民にとって重大な危険性をもつていていることをのがたつている。

従つて、運転中の原子力発電所の総点検を行う必要があるが、同時に、事業者や政府が、地方公共団体はもとより、地元住民の理解と協力をえて充分な防災体制を確立しておくことがきわめて重要であると考える。よつて、福井県若狭湾地帯における原子力防災体制の整備に関する質問を行つ。

一大型商業用発電炉が集中して立地しているこの地域の住民に対し、原子力災害の特殊性を正しく広報し、防災訓練を実施することは、住民の理解と協力をうる上で重要なことと考えるが如何か。

二 原子力災害の特殊性についての地元住民への広報活動について  
(一) 原子力施設の概要について地元住民に広報されているか。  
(二) 放射能の特性や原子力災害の特異性は広報されているか。

(三) 原子力災害発生時の留意事項についてはどういう事項があげられているか。また、その留意事項は広報されているか。

(一) 災害の予防及び対策に責任をもつ防災機関の職員、従業員等の防災訓練は実施されているか。

(二) 防災訓練は実施されているか。

(一) 避難対策について  
(二) どういう時に、どのような放射性物質がどの程度外にもれることを想定しているのか。

(一) 災害発生時の避難に即応する見地からの気象、海象等の地域的自然状況の常時把握を行つてゐる機関はどこか。また、どのような項目を把握しているか。

(一) 避難訓練は実施されているか。

(一) 避難用道路はあるか。

(一) 避難場所、経路は地元全住民に徹底されてゐるか。

(一) 避難時の指示、誘導等は誰があたるかは地元全住民に徹底されているか。

(一) 災害発生時の避難命令や避難上の指示はどのように方法で伝達されるのか。また全地元住民に常時緊急に伝達される体制はできているか。

(一) 前項の伝達が全地元住民に徹底されるまでに何分ぐらいかかるか。また、伝達についての訓練はされたことがあるか。

(一) 避難地域内の住民以外の通行者や釣り客等への避難等の指示、伝達はどのように行つことになつてゐるか。

右質問する。

おける原子力発電所の重大な危険から住民を守るための施策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員近藤忠孝君提出福井県若狭湾地帯における原子力発電所の重大な危険から住民を守るために施設に関する質問に対する答弁書

三について  
関係機関による通信連絡訓練が実施され、それが、地元住民と一体となつた防災訓練は、実施されていない。

(一) 原子力発電所については、まず異常を起させないよう、また、事故が起つても、その影響を最小限に食い止め、周辺住民に被害を及ぼさないように設計上の配慮がなされており、安全審査の結果においても、周辺住民に対して放射線障害を及ぼすような放射性物質の放出は考えられないし、現在に至るまで原子力発電所において周辺住民に被害を及ぼした例はない。

なお、原子炉の安全審査においては、念に是念を入れた安全対策を講じるという観点から、実際には起きると考えられない事故を想定し、その場合にあつても、安全防護施設の機能を評価して、周辺住民との間の離隔距離が十分であることを確認している。

(一) 各原子力発電所において、平常運転時に放出される放射性物質の影響を評価することを主目的として、風向、風速、降雨量等の気象の観測が行われている。また、気象庁の教賀測候所及び福井県において、風向、風速等の気象について観測が行われるとともに、気象庁の舞鶴海洋気象台等において潮流等の海象について、定期的に観測が行われている。

(一) これから今まで避難用道路、避難場所、避難経路、避難時の指示、誘導その他の避難体制について、地域防災計画に織り込まれ、その徹底が図られている。

万一千、災害の発生について通報があつた場合には、直ちに、テレビ、ラジオ、有線放送、広報車等により、地元住民その他の一般人に対し避難命令等を徹底することとされてゐるが、避難についての実地の訓練は、行わ

る。一般住民への周知が図られている。

一般住民の退避及び立入り制限、汚染飲食物の採取制限等が挙げられる。これらは、福井県及び市町村が作成している地域防災計画に織り込まれており、一般にも周知が図られていて、

参議院議員近藤忠孝君提出福井県若狭湾地帯に

昭和五十二年六月十四日

内閣総理大臣 福田 起夫

れていない。

木曾谷における木材木工産業振興に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十二年六月八日

参議院議長 河野 謙三殿 近藤 忠孝

昭和五十二年六月十四日

参議院議長 河野 謙三殿 内閣総理大臣 福田 起夫

木曾谷における木材木工産業振興に関する質問主意書  
木曾の木材木工産業は、面積の八割をしめる国有林などの森林資源をもとに生まれ育つた木曾地方の最重要的な地場産業であり、現在二百数十の工場に約三千人が従事している。

木曾の木材木工産業は、面積の八割をしめる国有林などの森林資源をもとに生まれ育つた木曾地方の最重要的な地場産業であり、現在二百数十の工場に約三千人が従事している。  
ところが、木曾の木材木工産業は、不況とインフレのはさみうちに加えて原木高と製品安のため、かつてない経営危機にさらされている。  
木曾地方の経済全体に大きな影響を与える木材木工産業の振興をはかるため、国有林材の販売について、必要な改善をはかるべきであるとの立場から、若干の質問をおこなう。

一 営林署の原本入札には、全国から大木材業者が参加して、落札してしまったため、多くの地元小経営者や零細業者は、必要な原本の入手に苦しんでいるのが現状である。

従つて、国有林材の販売にあたつては、地元木材木工産業の育成のために地元に優先的かつ安定的に供給すべきであると考えるが、どうか。

二 地元木材業界への随意契約の枠を、現在の一割から少くとも三割以上に拡大すべきであると考えるが、どうか。

三 入札にあたつては、小規模業者をしめ出すやり方を改めるとともに、協同組合などを奨励し、これらに入札資格をあたるべきであると考えるが、どうか。

四 木材木工業界は、製品代金を三ヶ月手形で決済しており、この製品代金の決済期間にみよう、国有林材の入札代金の延納期限三ヶ月を六ヶ月に延長すべきである。なお、現在この三ヶ月の延納期限を、さらに短縮しようとする動きがあるが、このような措置は直ちにやるべきであると考えるが、どうか。

右質問する。

### 三について

一般競争入札の参加資格は、木材の生産等に関する営業の経験が一年を超えて、かつ、直近二年間における木材購入量が年平均三十立方米以上である者としており、この基準からみて、小規模企業等が排除されることになるとは考えられない。

### 四について

木材の販売代金の納入については、特定の場合を除き三ヶ月以内の延納を認めているところであるが、この延納期間は、買受人の資金回収に要する期間の実態及び民間における木材取引の慣習からみて、ほぼ妥当なものと考えており、この期間を延長する考えはない。

なお、延納制度の具体的な運用に当たり、国有林野事業特別会計の資金運用の円滑化等のため、最近、一部の物件について延納期間の短縮を行つてあるが、その際には、事前に関係業界の協力を要請するとともに、業界の経営動向、金融事情等にも配意しているところである。

一について  
国有林野が所在する地域における国有林材の販売に当たつては、地域経済の重要な扱い手である林業・林産業の発展及び国有林野事業と地域社会との相互協力関係の円滑化に資するようその適切な実行に努めているところであり、特に製材、木工等を営む地元の工場に対しては、随意契約又は特定の地域若しくは業種を資格要件とする競争契約の方法により原本の計画的、安定的な供給に配慮しつつ販売を行つているところである。

### 二について

木曾地域における昭和五十一年度の国有林材の販売量のうち、随意契約によるものの占める割合は、立木販売については六十八パーセント、素材（丸太）販売については三十五パーセントとなつておらず、これらの大部分は地元の製材工場、木工場等の木材関連中小企業に対する販売である。

### 一四

大学院の研究、教育条件の改善のため次の措置をとるべきと考え、以下質問する。

一 五十二年度予算では院生の奨学金は修士課程で三万九千円になつたが、食費、書籍代等諸物価の高騰を考慮すると最低でも七万円は必要となる。政府は、奨学金の引き上げをおこなうべきであると考えるが、どうか。

### 二について

修了課程で全員の四十パーセントであり六十

パーセントの院生はその恩恵をうけていない。貸与率をあげ希望する全ての院生に奨学金を貸与すべきであると考えるがどうか。

三 大学の教育研究の基礎となる基準的教育研究費は、五十二年度予算の場合、対前年度比七・五パーセント増と物価上昇率にあわず、教育研究条件は一層悪化している。

基準的経費を大幅に増額すべきであると考えるがどうか。

四 学会発表、研究調査活動等、学外での諸活動は、大学院生にとって学習・研究活動をおこなううえで不可欠なものである。ところがこれらの調査費、旅費は院生の私費負担となつているのが実情である。

予算の積算基礎に院生の研究旅費を費目化すべきであると考えるがどうか。

一について  
大学院生の研究・生活条件の改善に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十二年六月八日

参議院議長 河野 謙三殿 近藤 忠孝

昭和五十二年六月十四日

参議院議長 河野 謙三殿 内閣総理大臣 福田 起夫

参議院議員近藤忠孝君提出大学院生の研究・生活条件の改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

現在、大学院は「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて文化の進展に寄与する」という学校教育法の目的とはらはらに、その研究、教育条件は危機的状況におかれ大学院生の生活条件も悪化の一途をたどつてゐる。

一及び二について  
日本育英会の育英奨学事業は、優秀な資質を

有しながら経済的理由により修学困難な学生に奨学金を貸与し修学を援助することを目的としているところである。

大学院学生に係る育英奨学事業については、

昭和五十二年度予算において、貸与月額を博士

課程にあつては五〇、〇〇〇円(前年度四八、〇〇〇円)に、修士課程にあつては三九、〇〇円(前年度三八、〇〇〇円)にそれぞれ改定増額するとともに、貸与人員については博士課程を四〇〇人増員し一〇、五〇〇人とし拡充を図ったところである。

すぐれた教育・研究者の養成確保を図るという観点から、大学院学生に対する育英奨学事業については、今後ともその充実に努めたいたと考えていたが、大学院の学生についても、奨学生として採用するに当たつては、本人の学習成績とともに経済的理由等を充分考慮すべきものであり、したがつて希望者全員に貸与する考えはない。

### 三について

国立大学の教育研究の遂行に係る基準的経費については、逐年その充実に努力しているところであり、昭和五十二年度予算においても、学

生当積算校費、教官当積算校費、教官研究旅費等の基本的経費をはじめ設備費、光熱水料等についても増額を図つたところである。

今後も必要な経費の確保に努めてまいりたい。

### 四について

国立大学の教員については、教育研究に関する職務を遂行する上で必要な旅費についての予算を計上し、支給しているものであるが、大学院学生は、教員とはその立場を異にするものであるから旅費を支給することは考えていない。

小中学校の学校建設に対する国庫補助制度の改善に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十二年六月八日

参議院議長 河野 謙三殿 近藤 忠孝

小中学校の学校建設に対する国庫補助制度の改善に関する質問主意書

現在、小中学校の建設費補助については、「義務教育諸学校施設費国庫負担法」により国の負担割合が定められており、校舎の新增設の場合は二分の一となつてゐるが、児童生徒急増地域の校舎新增設の場合は、同法附則で特例として国の負担割合が三分の二とされている。

また、小中学校建設の用地費については、児童生徒急増地域のみ国の補助がなされている。この児童生徒急増地域に対する措置は児童生徒の急増とともに市町村の財政負担を軽減するためになされているものであるが、近年、児童生徒急増市町村のみでなく、学校建設にかかる市町村の財政負担は過重になり、自治体財政を大きく圧迫しているのが現状である。

そこで、地方自治体の学校建設にかかる財政負担を軽減し、教育条件の整備をすすめるために以下質問する。

一児童生徒急増地域にかぎらず、すべての市町庫負担をおこなうべきであると考えるが如何か。

国立大学の教員については、教育研究に関する職務を遂行する上で必要な旅費についての予算を計上し、支給しているものであるが、大学院学生は、教員とはその立場を異にするものであるから旅費を支給することは考えていない。

小中学校の学校建設に対する国庫補助制度の改善に関する質問主意書

昭和五十二年六月十四日

参議院議長 内閣総理大臣 福田 起夫

参議院議員近藤忠孝君提出小中学校の学校建設に対する国庫補助制度の改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員近藤忠孝君提出小中学校の学校建設に対する国庫補助制度の改善に関する質問に対する答弁書

昭和五十二年六月八日

参議院議員近藤忠孝君提出小中学校の学校建設に対する国庫補助制度の改善に関する質問に対する答弁書

昭和五十二年六月八日

参議院議長 河野 謙三殿 近藤 忠孝

群馬県下における国鉄線、国道、河川等の防災促進に関する質問主意書

昭和五十二年六月八日

参議院議長



季節的に人口が急増する観光地における環境整備に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十二年六月八日

昭和五十二年六月八日

參議院議長 河野謙二殿

近藤  
忠孝

税の算定基礎に、徳光による季節的人口増を勘案することは一部事務について実施されているが、この対象事業を拡大するとともに、投資的経費についても十分な措置を行う必要があると思うがどうか。

内閣總理大臣 福田 起夫  
参議院議長 河野 謙三殿  
参議院議員近藤忠孝君提出季節的に人口が急増する観光地における環境整備に関する質問に対する答弁書を送付する。  
し、別紙答弁書を送付する。

通常の救急業務に要する経費については普通交付税の「消防費」で措置しているが、観光地における急病人の発生による救急経費等地域の特殊性に基づく特別の財政需要については、当該団体の財政事情を考慮し特別交付税で所要の措置を講じているところである。

# 季節的に人口が急増する観光地における環境整備に関する質問主意書

自然に接するなどの国民のレジャー要求は心身の疲労回復をはかる上からも重要であり、保養、觀光は国政上も重視されているところである。

の中には季節的に銅光入込数が急増する自治体が少なくなく、例えば、長野県軽井沢町の場合、町人口約一万五千人に対し盛夏には約十四万人に、菅平を擁する同県真田町の場合も季節的に人口が十倍に膨張する。

特定環境保全公共下水道は一般の公共下水道と同率の補助率であるが、定住人口の少ない地方自治体の場合、地元負担が極めて高くなるので、国が、自然、環境保護の観点から補助率の引上げを考えるべきであると思うがどうか。三 ゴミ焼却場やし尿処理施設については、最大

前項同様、財政上負担しきれないところから設置できない場合、環境汚染を招くことになるので、これらの建設にあたつては観光入込による季節的な人口増を勘案し、補助率の引上げを行なうべきであると考えるがどうか。

急増する觀光地における環境整備に関する質問に対する答弁書

が得られないため、観光地としての特別の需要があると認められる場合には、特別交付税で必要な措置を講じているところである。

高等学校の建設費に対する国庫補助の改善に  
関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提  
出する。

下水道事業に係る補助率は、昭和四十九年度に大幅な引き上げを行つたところであり、他の公共施設に係る補助率と比べても妥当なものと考える。

昭和五十二年六月八日  
参議院議長 河野 謙三殿 近藤 忠孝  
提出する。

五 軽井沢町の例をみれば、入込観光客の多い盛夏には、救急車の出動対象の約八割は町民以外の人であり、年平均でも六割以上が町外の人である。従つて、地方交付税の消防費の財政需要額の算定にあたり、これら観光地の特殊性を配慮すべきであると考えるが如何か。

六 スキー場を擁する観光地では冬期に負傷者が

急増し、長野県の場合だけでも約六千人が冬期に負傷している。従つて、冬期に臨時の診療所等の開設がのぞまれており、その際、国が援助をすべきであると考えるが如何か。

加えて、これら観光地で観光業を営む業者の中には、本社が当該自治体外にあって、従業員も多うもないものもあり、法人税などによる収入によつても季節的観光人口に応じた施設の負担を到底まかなえないので現状である。

私は、観光、保養などの国民的重要性からみて、観光、保養客が十分に休養できるよう入込観光客をうけ入れるにふさわしい公共施設の整備などをはかるため、国が当該観光地を擁する自治体に対し、特別の援助を行う必要があると考え、以下質問する。

一 観光地を擁する地方自治体に対する地方交付

人であり、年平均でも六割以上が町外の人である。従つて、地方交付税の消防費の財政需要額の算定にあたり、これら觀光地の特殊性を配慮すべきであると考えるが如何か。

六 スキー場を擁する觀光地では冬期に負傷者が急増し、長野県の場合だけでも約六千人が冬期に負傷している。従つて、冬期に臨時の診療所等の開設がのぞまれており、その際、国が援助すべきであると考えるが如何か。

右質問する。

進を図ってきたところであり、昭和五十一年度から、季節的な変動を考慮して廃棄物量を算定できるよう算定基準を改定したところである。御光地に係るこれらの処理施設の整備に関し特別に補助率を引き上げることについては、他制度との関連もあり、困難である。

四について

老朽水道管の改良等については、実態に応じ地方債の措置を講じている。また、水源の確保については、ダム等を建設する費用について、国庫補助を行つて いるところである。

五について

高等学校の建設費に対する国の補助制度が昭和五十一年度より、五か年間の緊急対策として実施されているが、この国庫補助はいくつかの制限条項によつて、すべての高校建設には行われておらず、五十一年度の場合、高校建設全体の三十二パーセントが補助対象になつたにすぎない。このため、群馬県のように五十一、五十二年の二年間に三校の高校建設が行われていても、補助金が全く配分されないという事態がうまれている。

各都道府県は生徒急増や進学率の上昇により、大量の高校建設の必要にせまられている。

昭和五十二年六月二十八日 参議院会議録追録(その一) 質問主意書及び答弁書

全国知事会の調査によれば、昭和五十一年から五年間に四百四十六校の高校新設が計画され、都道府県の財政負担は過重なものになつてゐる。

高校進学率が九十ペーセントをこえて、現在、国の責任で希望するすべての生徒に高校教育を保障するため、高校建設費に対する国庫補助制度を拡充すべきであると考え、以下質問する。

一 高校の新增設計画がありながら補助対象にならなかつた県の場合、県全体では生徒急増でなくとも、都市部においては生徒が急増し高校建設の必要にせまられている等の実情がある。

現行の補助要綱では、県全体の生徒急増しか考慮されず、これらの県の実情が反映されていないと考えるが「高校生急増に対処するための緊急対策」であるならば、当然、これらの県も補助対象にすべきであると思うがどうか。

二 文部省の補助要綱では、「空き定員の活用」や「都道府県の財政的努力」が条件になつていて、が、これらは学区制の変更や授業料の値上げにつながるおそれがあり、國の都道府県への不当な財政誘導にもなりかねない。こうした条件は撤廃し、すべての高校建設を国庫補助の対象とすべきであると思うがどうか。

三 高校を一校建設するのに都市部では三十億四十億円もかかる現状に比べて、國の補助総額は五十二年度で百十一億円にすぎず、きわめて不充分なものでしかない。このため、都道府県の財政負担が重大となり、用地費を市町村に負担せたり、やむをえず三十学級の大規模校の建設や学級定員を引き上げる等の窮余の策を検討するところもでている。五十三年度予算では、高校建設費補助を大幅に増額し、補助率も実情に合つた水準に引き上げるべきであると思うがどうか。

四 政府は「高校は義務教育でなく、都道府県の責任である」との態度をとつてゐるが、すでに高校進学率は九十九ペーセントをこえ、義務教育に準ずるものとなつてゐる。

国庫補助制度を臨時的なものにせず恒久的な制度として確立し、すべての高校建設に対しても補助を行うことが、國民の教育要求に応えるものであると思うがどうか。

いるものであり、これを引き上げることは考えていません。

制度として確立し、すべての高校建設に対しても補助を行うことが、國民の教育要求に応えるものであると思うがどうか。

右質問する。

昭和五十二年六月十四日

内閣総理大臣 福田 起夫

参議院議員近藤忠孝君提出高等学校の建設費に対する国庫補助の改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

昭和五十二年六月八日

参議院議長 河野 謙三殿

近藤 忠孝

参議院議員近藤忠孝君提出高等学校の建設費に対する国庫補助の改善に関する質問に対する答弁書

一について  
過疎地域における生徒数の減少が著しく、かつ急増地域における生徒数の増加が著しい都道府県については、増加生徒数の算定に当たり、調整を行つた上で補助対象事業の認定をしているところである。

二及び四について  
昭和五十一年度から新たに行うこととした高校新增設計画は、当面の高校生急増問題に対処するための緊急対策であり、特別の財政援助措置として実施するものであるから、國がその一部を負担すべき義務教育施設とは異なり、各都道府県が行う新增設計画のすべてについて一律に補助するのではなく、その緊急性に応じて補助を行うのが適当であると考える。

三について  
昭和五十三年度予算においても、高等学校建物の整備が円滑に実施されるよう十分配慮してまいりたい。

補助率については、この補助は高校生が急増し、特に緊急を要する都道府県に対する特別の財政援助措置であるところから三分の一として

三 群馬県佐波郡東村から佐波郡赤堀村までの用地買収はいつから開始し、いつまでに終えよう計画されているのか。またこの区間の幅員についてはいつから打つ計画となつてゐるのか。

四 道路通過予定地をまたがつて土地改良を実施している伊勢崎市のうえはす地区の場合、道路通過予定地幅部分の用水路や農業用道路などの仮設工事の費用は土地改良区の負担となつてゐるが、國道建設のたまおくれから生ずる当該事例のような仮設工事の費用は國が負担すべきであると考えるが如何か。

右質問する。

昭和五十二年六月二十八日

内閣総理大臣 福田 起夫

参議院議員近藤忠孝君提出上武国道建設および道路予定地における土地改良事業に関する質問に対する答弁書

一及び二について  
いわゆる上武道路の建設のうち一般国道三五四号から主要地方道前橋古河線までの区間（延長約八キロメートル）は昭和五十八年度頃までに暫定二車線で供用することを日程に事業を進めることとしているが、その他の区間については完成の時期は未定である。

三について  
御質問の区間に係る幅員設置及び用地買収の時期については未定である。

四について  
殖連地区において上武道路の予定区域内に仮設する用水路及び農業用道路等の工事は、上武道路の建設に先立つて土地改良事業を行うため必要なものがあるので、関係者と協議し、土地

改良事業として行うこととしている。

ハンセン氏病患者国立療養所沖縄愛樂園並びに宮古南静園の職員の増員等に関する質問主意書右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十二年六月八日

参議院議長 河野 謙三殿 喜屋武真榮

ハンセン氏病患者国立療養所沖縄愛樂園並びに宮古南静園の職員の増員等に関する質問主意書

ハンセン氏病患者の療養機関である沖縄愛樂園並びに宮古南静園は、戦争による悲惨な状況の中から、患者自らが立ち上がりつて独自の園建設をして來た。そして本土復帰に際しては、施設設備、医療職員等が本土並みに引き上げられるものと大きな期待を寄せていた。しかし、復帰五年を経た現在も、医師、看護婦等医療職員の極度な不足、施設設備の不備等、依然として本土との格差は大きいのが実情である。ところで、本土においては戦後いち早く園の施設設備の充実、治療技術の完璧等が期せられ、ハンセン氏病患者は年々減少傾向にある。それに対し沖縄では、新患者が発生する傾向にあること、これまで在宅治療をしていた患者が近年希望して入園をする者が増えていること及び本土で治療していた沖縄県出身の患者が沖縄愛樂園等に戻りつることによつて、むしろ収容患者数は増加の傾向にある。したがつて、園の施設設備の充実強化や職員の増加を図らねばならない。

又、ハンセン氏病盲人の方々については、失明のほかに知覚マヒや重度の機能障害を併せもつ者が多いことにかんがみ、特別な国の施策が必要である。

そこで、以下の諸点について質問する。

(1) 沖縄愛樂園は、患者数六八〇人(満床)であるが、本土の、これと類似した規模の青松園(患者数五二三人)と比較した場合、職員数において以下のような格差がある。

(2) 医長は、青松園定員五人(現員四人)に対して、愛樂園は定員一人(現員一人)である。

(3) 薬剤師は、青松園定員二人(現員二人)に対して、愛樂園には割当がない。

(4) 栄養士は、青松園定員二人(現員一人)に対して、愛樂園は定員一人(現員一人)である。

(5) 復帰五年を経ても、未だにこのよな格差が残つている理由は何か。

又、右のよな格差を是正し、本土並みにするための具体的年次計画を示されたい。

二 宮古南静園は、患者数二六〇人で定員を二〇人超えているが、医療職(一)は園長、医務課長がそれぞれ一人いるのみで、医師(定員一人)がない。愛樂園においても、医師定員三人に対しても一人しか現員がない。患者の十分な治療を行つたためには、早急に定員をみたす計画であると考えるが、いつまでに定員をみたす計画であるか伺いたい。

又、これら二園については、定員をみたすのみならず医師、看護婦等の増員が必要であると考えるがどうか。

三 沖縄二園の施設設備の状況を早急に本土並みに改善するためには、現在の施設整備費の配分方法を改め、できるだけ多くの整備費を沖縄二園に配布する必要があると思うがどうか。

四 全国視力障害のあるハンセン氏病患者に対するは、失明、知覚マヒ、機能障害等を併せもつてしていることにかんがみ、金制度を設ける

替要員を増員する

(6) 看護助手の手不足を補うための費用を補助するため拠出制障害年金、障害福祉年金等の

国民年金一級の上に特別級を新設する等安心して療養生活ができるよう配慮すべきであると思うが、これらに関する国の考え方を示されたい。

右質問する。

昭和五十二年六月十四日

内閣総理大臣 福田 起夫 参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員喜屋武真榮君提出ハンセン氏病患者国立療養所沖縄愛樂園並びに宮古南静園の職員の増員等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武真榮君提出ハンセン氏病患者国立療養所沖縄愛樂園並びに宮古南静園の職員の増員等に関する質問に対する答弁書

一について

沖縄愛樂園の職員定員は、復帰時の一二七人の増員(四三ペーセント増)を図つてきたところである。

この結果、本土の同規模施設である大島青松園と比較すると復帰時の職員定員は、大島青松園一〇〇に対し、沖縄愛樂園七一であつたが、昭和五十二年度においては大島青松園一〇〇に対し、沖縄愛樂園九九になつており、全体として職員定員の格差は解消されている。

二について

沖縄愛樂園においては、医療職(一)の定員七名に対し現在五名が充足されているが、欠員一名については、本年十月補充する予定である。また、宮古南静園においては、医療職(一)の定員三名に対し現在二名が充足されており、今後とも欠員の補充に努めてまいりたい。

また、これら二園の医師・看護婦等の職員の問題については、定員充足後の状況をみながら検討してまいりたい。

三について

國立らしい療養所の施設整備については、全国三施設間に不均衡が生じないよう配慮しながら整備を進めているところであり、沖縄の二園については、今後ともその実情を踏まえた施設整備を進めていく考えである。

四について

患者が安心して療養生活ができるよう、從来から盲人教養文化費の増額、盲導索設備の整備、看護助手の増員、産前産後の休暇に対する代替要員の確保等について努めており、今後ともその充実を図つてまいりたい。

御質問の失明重複障害加算金制度の創設については、現在入院患者に対して日用品代等を補助するため患者給与金を支給していることもあり、考えていない。

また、障害年金特別級の創設については、年金制度においては重度障害者に対して特に優遇した額の給付を行つてあるところがあるので、考えていない。

公害保健福祉事業の促進に関する質問主意書右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十二年六月八日

参議院議長 河野謙三殿

公害保健福祉事業の促進に関する質問主意書

参議院議長 河野謙三殿

沓脱タケ子

公害被害者の健康回復を目的とした公害保健福祉事業はきわめて不十分な現状にある。例えば、年度ごとの全予算額に対する事業実施額をみて、昭和四十九年度の予算額は四億円、実施額は

三、九〇〇万円、昭和五十年度の予算額は八億円、実施額は一億七〇〇万円と約一割前後しか実施されていない。環境庁が「本事業が円滑にいくよう最大の努力をする」と約束した昭和五十一年度の実施状況も、見るべき改善は図られていない。

健康回復を目的とする本事業による被害者の期待は強く、これまでの実施状況はこの期待にこたえるものとはなっていない。以下、事業の促進にあたつて改善を要する問題について質問する。

一 健康回復事業のための施設の整備について

① 必要なベッド数、空気清浄室も完備し、十分な治療と健康管理が受けられる専門病院の建設

② 夜間、朝方のぜん息発作をはじめ病状急変に対応できる救急医療体制の確立

③ 大気の清浄な所に、専門医、指導員等が配置された、いつでも無料で治療と健康回復のための指導、訓練が受けられる保養所、または療養所の建設

④ 恒常的な健康管理、認定・見直しのための定期的な医学検査が受けられる公害医療検査センターの建設

⑤ 児童に対する治療、訓練、教育を備えた施設の建設

⑥ 被害者の健康を回復させ、職場復帰をはかるための職業訓練施設

以上のような健康回復に不可欠な諸施設の建設に対しては、被害者の要望は非常に強いが、国が公害保健福祉事業として承認していないため、地方公共団体や医師会が独自に資金を集め、建設したものが数ヶ所あるにすぎない。国は、右のような施設の建設に對しても本事業の一部として承認が必要な予算をつけるべきではない。

二 公害保健福祉事業を地方公共団体の決定事項にすることについて

現在、公害保健福祉事業は環境庁長官の承認

事項とされているが、各指定地域の実情に応じた事業実施が可能となるよう、都道府県知事又は政令で定める市の長の決定事項とすべきであると思うがどうか。

### 三 事業の内容、実施方法等の基準について

#### ① 転地療養事業について

転地療養事業は、「医学的に健康回復効果が認められる程度の期間」との理由で五泊六日とされているが、地方公共団体や患者会等が独自に実施している二泊三日、一泊二日程度の期間のものでも法に定める事業として承認し、予算をつけるようにすべきではないか。

#### ② 大気清浄器の支給事業について

大気清浄器の支給事業は、特級・一級の在宅療養者に限定され、二級以下の患者は在宅思案されるが、それでも支給されない。二級以下の患者に對しても希望者には支給できるように改善すべきではないか。

#### ③ 家庭療養指導事業について

国が基準として定めている費用単価では、保健婦の交通費、日当程度で専任の保健婦を雇用する費用は確保されない。多くの県市は通常の保健婦数で日常業務を消化しながら、公害患者の家庭療養指導も実施しており、保

育のための職業訓練施設

がつて、必要な人数の保健婦を増員できる基準単価に改めるべきではないか。

#### ④ リハビリテーション事業について

大阪市については、事業実施主体が市であるので、事業を保健所段階に降して実施した方が医師や会場の確保もやりやすい。また、各区の医師会に事業委任ができるような措置も必要である。このような各地域の実情に応じた実施方法がとられるよう配慮すべきではない。

#### 四 公害保健福祉事業の実施での地方公共団体の費用負担について

費用負担について

公害保健福祉事業の種類ごとに環境庁が定めた基準単価に基づいて地方公共団体が事業を実施すると、

うち規定により四分の一を無条件に負担するほか、

事業ごとに定められる費用の項目、基準単価そのものが実際にかかる費用を下まわるなど実情に合わない場合が多く、超過負担を強いることになる。

また、公害保健福祉事業は全認定患者を対象に実施されなければならないが、そうなると実施主体の県市は補償給付事業とあわせて相当の人員を増員せねばならない。現状では、全認定患者のたかだか五%前後しか実施されていないが、それでも人件費の圧迫が強まっている。

① 公害被害者の健康回復のための事業は、本来、自らの加害行為で被害者に重大な健康被害を及ぼした汚染原因者が、被害者の健康を原状に回復させることによつてその損害を償うべきであるところを、加害者になりかわつて地方公共団体が制度的に実施するものであるから、当該事業に要した経費の全額につき汚染原因者に負担させることは当然である。

国は、地方公共団体の費用負担を廃止し全額

参議院議員杏脱タケ子君提出公害保健福祉事業の促進に関する質問に対する答弁書

一について

御質問のような施設の問題は、住民一般のための医療供給体制等の整備の一環として対処することが適当であり、公害健康被害者のみを対象とする施設の建設については、公害保健福祉事業としての承認をすることは考えていない。

#### 二について

公害保健福祉事業については、事業が有効な切に行われるよう個々の事業内容を事前に審査する必要があることから、環境庁長官の承認を受けなければならないこととされている。

三について

公害保健福祉事業の事業内容の審査及び承認に當たつては、医学的見地から効果の認められる範囲内で、地域の実情に応じ、彈力的な運用を図つてゐるところである。

また、基準単価については、保健婦の単価を含め、逐年引上げを行つてゐるところである。なお、公害保健福祉事業を有効に実施するためには、実施主体が直接実施することが適當である。

#### 四について

公害保健福祉事業は、原因者負担による健康

て、各指定地域の自治体の事情と要望をくみあげ、各事業ごとに定めている基準単価の水準を、実施自治体に超過負担が生じないよう改善していくべきではないか。

右質問する。

昭和五十二年六月二十一日

内閣總理大臣 福田赳氏

参議院議長 河野謙三殿

参議院議員杏脱タケ子君提出公害保健福祉事業の促進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



協力により実施した集中検診の経緯を踏まえて、現在、新たな観点から熊本県と連絡を取りつつ、熊本大学はもとより、広く全国的に大学、病院等の協力を得るべく最大限の努力をしているところである。

(2) 認定審査会委員からは、所属の大学などにおける教育、研究、治療等の本来の業務がある事情により、審査及び検診に、土、日曜日を主に当てる等、これまで多大の協力を得ているところであるが、水俣病認定業務の推進のために、検診件数とともに審査件数の増加も必須の条件があるので、認定審査会委員の一層の協力を得て審査件数の増加が図れるよう熊本県を指導してまいりたい。

(3) 専門医師の協力を得て準備体制が整うならば実施できるものと考えている。

二について

熊本県及び鹿児島県両審査会の委員には、御質問の通知は了知されており、両審査会においては、公正な審査が行われているものと理解している。

なお、最近においては認定申請者の増加とともに判断が困難な事例が増加してきており、水俣病の判断条件をより具体化することが要請されているので、このような事態に対処できる指針ができるだけ早く明らかにしたいと考えている。

公害健康被害補償法の補償給付改善に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十二年六月八日

参議院議長 河野 謙三殿

沓脱タケ子

### 公害健康被害補償法の補償給付改善に関する質問主意書

本制度による給付は、実質的には汚染原因者による公害被害者に対する損害賠償であるとの趣旨を徹底させ、その額を労働者の平均賃銀の一〇〇%相当額に引上げるべきである。また、障害等級ごとの給付率も二級については現行の五〇%を七五%へ、三級については現行の三〇%を五〇%へそれぞれ引上げるべきである。右二つの点につき政府の見解を示されたい。

公害健康被害補償法に基づく補償給付は、本制度の基本的給付である障害補償給付額が全労働者の平均賃銀の八〇%に抑えられ、環境庁の説明によれば、また、発病時に遡つた過去分の補償がなれど、きわめて不十分な現状である。本制度は、大気、水質を汚染する原因物質を排出した汚染原因者が、汚染によつてもたらされた被害者の健康被害につき自らの加害責任に基づき損害賠償すべきことにつき、制度的な解決を図ろうとするものであつて、本質的には、汚染原因者の費用負担による民事責任を踏まえた損害賠償の制度である。

このような本制度の基本的性格からみて、汚染原因者の負担による損害の完全賠償が要請されるところであり、右実情はこの点で不十分かつ不満足な水準である。

よつて、政府においては、右給付水準を被害者の被害実態により照応したものとするよう、必要な基準の改善を図るべきであり、以下そのことにつき具体的な質問をする。

#### 一 障害補償給付について

① 現行の障害補償標準給付基礎月額は、労働省の「賃金構造基本統計調査報告」および「春闘による賃金引上げ状況調査報告」による全産業労働者の性別・年齢別・階層別平均賃銀の八〇%相当額を一〇〇%とし、障害等級ごとに特級、一級は一〇〇%、二級は五〇%、三級は三〇%、「等級外は〇%に相当する額」として設定され、平

均賃銀の八〇%相当額に決められていることにつき、被害者は強い不満を持つており、四市公害裁判での認容水準と同等の額にすべきことを要望している。

① 前述障害補償給付と同様に男女格差を撤廃、または縮小するとともに、支給総額についても、一時金の最高額で男子が四六七万円、二、八〇〇円、女子が二三七万六、〇〇〇円であり、最低額で男女とも一二六万円である。

現行の水準は他の死亡事故による損害賠償額と比較して余りにも低すぎるので、自動車事故及び医療過誤等における損害賠償額を下まわらない額に改めるべきではないか。

② 認定患者が苦しさのあまり自殺した場合につき指定疾病による起因死亡に該当させるべきではないか。医学的には指定疾病による起摘もあるが、少なくとも当該指定疾病による起死していることそれ自体が自殺の動機となつた場合には、それ相当の起因性を認めることに

より、その損害の償いとすべきではないか。

③ 児童補償手当について

本給付は慰謝料的性格のものとして一五歳未満の被認定患者の養育者に對して支給されるものであるから、労働能力喪失度に応じて支給される障害補償給付の水準とはそれ相応の開きがあるとされているが、特級、一級が二万六、〇〇〇円、二級が一万三、〇〇〇円、三級が七、八〇〇円、その他特級患者に介護加算二万六、〇〇〇円という現行の水準は、公害患者の子供を養育する家庭の実情に合わないので引上げられるべきである。少なくとも「健康回復と教育学習に支弁する費用を加算せよ」との被害者の要求を考慮し、児童を出した家庭における実質損害を十分償える額に改めるべきではないか。

④ 療養の給付及び介護加算の支給について

差額ベッド代の費用を支給するようにすべきでは、差額ベッド代を支給するようになります。また、差額ベッド代、介護に係る費用は、立替払にする等事前に支給するようすべ

きではないか。以上の二点につき考え方を示されたい。

### 五 慰謝料及び移転補償費の新設について

① 障害補償給付および遺族補償給付には慰謝料も含まれているとの環境庁の説明にもかかわらず、前述給付額には慰謝料が含まれているとは到底考えられず、独立の給付項目を設定して右給付を実施すべきではないか。

② 公害認定患者が指定疾病につき療養し、又は指定疾病によりそこなわれた健康を回復するため、大気の清浄な地域へ住所を移転したときは、当該認定患者の請求に基づき、所要の額の移転補償費を支給するようるべきではないか。

### 六 公害補償給付の収入認定について

補償法に基づく公害補償給付を受けている者であり、同時に生活保護費の受給者である者については、公害補償給付額が収入認定され生活保護費の全部又は一部の減額事由とされているが、本給付が公害被害者に対する損害賠償金であるとの特殊性、さらにもう自動車事故損害賠償金に対する租税特別措置法の除外規定等も考慮され、収入認定から除外すべきものではないか。

政府においては、以上六項目の質問につきその趣旨を十分熟慮され、前向きな答弁を重ねて要望するものである。

昭和五十二年六月二十一日

内閣総理大臣 福田赳氏

参議院議長 河野謙三殿  
参議院議員杏脱タケ子君提出公害健康被害補償法の補償給付改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員杏脱タケ子君提出公害健康被害補償法の補償給付改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

### 一について

① 公害健康被害補償制度における障害補償費については、中央公害対策審議会の答申に従

公害健康被害補償法の費用負担制度に関する質問主意書

因者による被害者に対する民事責任を踏まえた損害補償事業に要する費用のすべてについて、汚染原因者負担の原則が貫徹されるべきものである。しかるに現状では、当該費用の二割強が国費又は地方公共団体の負担とされており、特に地方公共団体の費用負担については、この負担からくる財政の圧迫が当該地域の全認定患者を対象とした公害保健福祉事業の円滑な実施にとって重大な障害となつてゐる実情からも看過できない問題である。

以下、本制度の基本的性格に基づき、公費負担の廃止又は軽減の措置をすみやかに実施し、汚染原因者負担の原則をより徹底すべきことにつき、所要の質問をする。

四について

① 慰謝料については、本制度にある程度それを折り込み、給付の種類及び水準を設

めることで、支障が生ずることはないものと考える。

### 五について

① 慰謝料については、本制度にある程度その要素を折り込み、給付の種類及び水準を設

めることで、支障が生ずることはないものと考える。

### 六について

② 障害補償費及び遺族補償費等については、

公害対策審議会の答申に従い、慰謝料的な要素、当該被認定者が死亡しなかつたとしたら要したであろう生活費の控除の要素等を勘案して定めたものであり、現行の考え方を変更することは考えていない。

### 七について

② 移転費用の補償については、定型化に困難な問題があること等のため、新たな給付として追加することは考えていない。

### 八について

本制度に基づく補償給付の生活保護における取扱いについては、給付の趣旨、類似の給付の取扱い等を勘案し、療養手当及び葬祭料はその全部を、遺族補償一時金は受給世帯の自立更生のための費用を、また、障害補償費、遺族補償費及び児童補償手当はその一部を、それぞれ収入認定から除外している。

御質問のように補償給付についてその全額を収入認定から除外することは考えていない。

### 九について

① 遺族補償に係る給付水準については、中央

公害対策審議会の答申に従い、慰謝料的な要素、当該被認定者が死亡しなかつたとしたら要したであろう生活費の控除の要素等を勘案して定めたものであり、現行の考え方を変更することは考えていない。

### 十について

② 自殺の場合は、一般的には指定疾病に起因する死亡であるとは言い難いが、個々の事例について慎重に検討して判断すべきものと考えている。

公害健康被害補償法の費用負担制度に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十二年六月九日

参議院議長 河野謙三殿

杏脱タケ子

(一) 補償給付支給事務費、公害保健福祉事業費及び地方公共団体の公費負担について

(二) 補償給付支給事務費、公害保健福祉事業費及び地方公共団体の公費負担について

体の折半による負担

(2) 公害保健福祉事業費は、その二分の一を

国と地方公共団体の折半による負担

(3) 公害健康被害補償協会事務費は、その二

分の一に相当する額を国が負担

以上の公費負担分は本制度の基本的性格か

ら本来汚染原因者が負担すべきものであり、

是正することが必要である。前述したよう

公害保健福祉事業費及び補償給付支給事務費

の地方公共団体による一部負担は、本事業の

実施上、大きな障害とさえなつてゐる。した

がつて、公費負担分は廃止または極力軽減す

る方向で検討すべきではないか。

(3) 地方公共団体の超過負担について

① 公害保健福祉事業の実施にあたつては、環境庁が転地療養事業等、各事業の種類ごとに定める承認基準額及びその内訳事項ごとの見積もり単価、及び範囲は、事業実施にあたつて実際に要する費用を下まわる等、実情に合わない面が多く、地方公共団体に前記四分の一負担以外の超過負担を生じさせており、本事業実施上の障害の一つとなつてゐる。右超過負担を生じさせないよう基準を改善すべきではないか。

② 本事業の実施に必要な費用のうち、公害健康被害補償協会からの納付金は、地方公共団体が所要の金額を支出した後に納付されるので、地方公共団体は第一次負担者としての利子負担を強いられる。したがつて、当該負担分につき利子補給をすべきではないか。

③ 補償事業の実施に要する地方公共団体の人件費、公害健康被害認定審査会の事務費等についても国の査定基準では超過負担が生じることが指摘されているので、右費用も実情に合つた基準額とすべきではないか。

二 経団連等の「要望」に対する國の態度について

昭和五十二年六月二十八日 参議院会議録追録(その一) 質問主意書及び答弁書

二について

指定地域の拡大、認定患者の急増を反映して費用負担額が急増しているのに対し、経団連を中心とした財界は一段と抵抗を強めている実情である。補償法による支出額を抑制しもつて自らの費用負担額を軽減するため、指定地域の一部解除、認定要件を厳しくせよ、公費負担分を増額せよ等の動きを活発にしている。これは、自らの加害責任を回避するための主張であり、環境庁は財界のこの要求に屈しないよう厳格な態度を貫くべきである。最後にその決意をただして本質問主意書の結びとする。

昭和五十二年六月二十一日

内閣総理大臣 福田 赴夫

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員沓脱タケ子君提出公害健康被害補償法の費用負担制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

二について

社会福祉施設の拡充に関する質問主意書右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十二年六月九日

参議院議長 河野 謙三殿 鈴木 一弘

社会福祉施設の拡充に関する質問主意書心身障害者対策基本法は、心身障害者の福祉を増進するため、国および地方公共団体の責務を明確にしており、また、身体障害者福祉法においても、身体障害者に対する更生の援助と、そのため必要な保護の実施を、国および地方公共団体の責務として規定している。

心身障害者対策基本法は、心身障害者の福祉を増進するため、国および地方公共団体の責務を明確にしており、また、身体障害者福祉法においても、身体障害者に対する更生の援助と、そのため必要な保護の実施を、国および地方公共団体の責務として規定している。

しかししながら、重度障害者に対する施策は立ち遅れおり、今後の年長者の増加、施設の地域的偏在等を考えると、施策の一層の促進が緊急であると思われる。

よつて、次の諸点について、政府の明確にして誠意ある答弁を求める。

一 身体障害者対策を大別すると、在宅障害者対策及び施設入所者対策に判別できるが、特に、重度障害者に関して、どちらに重点を置き、現状及び今後の施策の促進を図るつもりであるのか。

二 昭和三十八年六月八日付、厚生省発社百九十一号により「重度身体障害者更生援助施設の設備及び運営について」という社会局長通知が出され、その中において、収容定員は、五十名以上となつてゐる。

しかしながら、他の社会福祉施設について

対策は、今後どのように推進するのか伺いたい。

また、青森、秋田等、未設置が一府二十六県にわたる現状において、これらの地方における

施策は、今後どのように推進するのか伺いたい。

後、社会福祉施設の整備計画が立案されていないのはなぜなのか。

昭和四十九年二月の社会保障長期計画懇談会が発表した「社会福祉施設整備計画の改定について」において、「すみやかに施設種類別の計画数の検討を行い、新計画の具体化をはかるべきである。」と、新計画の作成を促進するよう述べている。

今後の整備計画について伺いたい。

三 身体障害者にとって、社会復帰施設の充実が急務であり、また、前述の社会保障長期懇談会の提言の中にも、重度の身体障害者更生援助施設について、「今後の需要増も見込まれるので、新計画の重点的目標の一つとすべきこと」という項目がある。

また、地域的ニードの高い施設にもかかわらず、現在三十一ヶ所、定員二千百七十名と需要に応じきれるだけの体制が整つていないと思われる。

また、青森、秋田等、未設置が一府二十六県にわたる現状において、これらの地方における施策は、今後どのように推進するのか伺いたい。

また、青森、秋田等、未設置が一府二十六県にわたる現状において、これらの地方における

補助を含めた対策について伺いたい。  
右質問する。

昭和五十二年六月十四日

参議院議長 河野 謙三殿 内閣総理大臣 福田 起夫  
参議院議員鈴木一弘君提出社会福祉施設の拡充  
に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員鈴木一弘君提出社会福祉施設の  
拡充に関する質問に対する答弁書

一について

身体障害者福祉対策については、身体障害者療護施設等の施設整備の促進及び在宅障害者に対する福祉手当の増額、家庭奉仕員の増員等を図るほか、障害福祉年金等の所得保障を充実する等、重度の身体障害者の援助を中心として施設入所及び在宅援護の両面から施設の充実に努めてきており、今後ともこれら施策の一層の充実に努めてまいりたい。

二について

昭和四十六年度を初年度とする厚生省策定の「社会福祉施設緊急整備五ヶ年計画」の達成状況をみると身体障害者の施設等一部の施設について達成率の低いものがみられる。これは、この計画による身体障害者等の施設整備目標値は施設入所対象者全員が入所できることとする目標として設定されたものであるが、年金制度、在宅障害者福祉施策の充実等により、その後における社会福祉施設に対する需要が変化してきたこともあり、この施設整備目標値に対し実際の設置数が下回つたためと思われる。今後においては、地域の実情を最も的確に把握できる都道府県の段階で、それぞれの地域の実情に即した整備計画を策定し、均衡のとれた計画的な整備を図ることが重要であると考えている。

三について

重度身体障害者の施設は、昭和五十一年度末見込みで、重度身体障害者更生援護施設三十一か所(収容定員一千百六十人)のほか、身体障害者療護施設五十九か所(収容定員三千四百六十四人)、重度身体障害者収容授産施設五十四か所(収容定員三千百七十一人)、身体障害者福祉工場十二か所(定員六百十人)があり、合計百四十七か所(定員九千四百五人)となつてある。

これらの施設については、従来から地域の実情に応じ整備の促進を図るよう指導してきたところであり、これらの施設が設置されていない県も含め施設の整備が遅れている地域については、今後ともその整備の促進につき指導してまいりたい。

四について

御質問に係る重度身体障害者更生援護施設の最低収容定員は、この施設が重度の身体障害者の更生に必要な治療及び訓練を行うリハビリテーション施設であることから、それにふさわしい構造及び設備を備え、各種専門職員を確保して円滑に運営されなければならないことを考慮して定めているものである。

今後ともこの基準に合致する施設に対して国庫補助を行っていく考え方である。

昭和五十二年六月九日  
能登中核工業団地建設に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

参議院議長 河野 謙三殿 近藤 忠孝

能登中核工業団地建設に関する質問主意書

石川県羽咋郡志賀町に建設される能登中核工業団地は、昭和五十二年起工式を行い、本格的な着工の段階に入った。

この建設にあたつては計画段階においても、着工された今日においても誘致企業が確定しないばかり

かりか、団地の重要な一環である米町川ダム建設についても地域住民の同意が得られておらず、団地建設計画達成の客観的な見通しが立つていな

い。

また、深刻な地方財政の危機のなかで、志賀町の財政負担は約七億円と見込まれている。これ

は、志賀町にとつて過大な財政負担であり、しかも誘致企業が確定していない今日、財政負担だけが先行する危険性がある。志賀町の財政負担を可能な限り軽減するため、関連公共事業の大半を占める下水道工事については誘致企業が建設費の相当分を負担するよう強力に指導するとともに、地域振興整備公団の「立替施工制度」を積極的に活用する必要があると考えるがどうか。

一方、同町の赤住地区には、かねてより北陸電

力株式会社が原子力発電所の建設を計画し、用地買取は今日でも進められている。しかし、団地建設による人口の増加を考えるならば、安全性の見地から原子力発電所の立地にはふさわしくない地域となつてある。このことはまた、地域開発、振興政策が総合的に行われていないことを示す典型的とさえいえるものである。

長期の不況、町財政のひつ迫のなかで、団地建設が住民本位のものになるか、また、ダムや原子力発電所の建設によって環境がどのようになるか、と住民が大きな不満と不安を抱いているのは当然のことである。

私は、開発政策、工業振興政策の策定にあたつては、地元住民の意見を反映する民主主義の原則が貫かなければならぬし、「環境の整備、その他環境の保全及び雇用の安定に配慮しつつ推進する措置を講ずること」(工業再配置促進法第一條)は、政府の当然の責務であると考える。したがつて、以下の事項について政府の見解を求め

三 団地建設および関連公共事業には、県道の改良、舗装、下水道工事、河川改修事業などが含まれている。これら事業のうち第一期造成工事では工事量の八十五パーセントを大企業が占める計画となつてある。これら工事の発注に際し、地域産業振興の立場から、地元中小企業、中小建設業者などが共同受注などで受注量が拡大できるよう指導すべきであると考えるがどうか。

四 工業団地の建設にともない、生活施設はもとより、教育施設の整備が必要となる。団地計画では、地域外から一千世帯の転入が見込まれており、対応する教育施設の整備が急がれている。当面、第一期造成完成年度である昭和五十三年度に合わせて、志賀町住民はもとより、新規転入者の児童・生徒の教育に支障をきたさないよう学校建設を行う必要がある。

その際、町財政に過大な負担とならないよう適切な財政措置をとるとともに、地域振興整備公団が、文教施設の「立替施行」を行えるよう制度の改善を含め、実情に合わせて具体的に指導すべきであると考えるがどうか。

五 団地の雇用期待人員は約四、五〇〇名とされているが、志賀町の就業人口は約三、〇〇〇名である。団地企業への就業を優先するならば、

での建設の決定の延期を指導すべきであると考えるがどうか。

二 団地建設にともなう石川県および志賀町の財政負担は約七億円と見込まれている。これ

は、志賀町にとつて過大な財政負担であり、しかも誘致企業が確定していない今日、財政負担だけが先行する危険性がある。志賀町の財政負

担を可能な限り軽減するため、関連公共事業の大半を占める下水道工事については誘致企業が建設費の相当分を負担するよう強力に指導する

とともに、地域振興整備公団の「立替施工制度」を積極的に活用する必要があると考えるがどうか。

一方、同町の赤住地区には、かねてより北陸電

力株式会社が原子力発電所の建設を計画し、用地買取は今日でも進められている。しかし、団地建

設による人口の増加を考えるならば、安全性の見地から原子力発電所の立地にはふさわしくない地

域となつてある。このことはまた、地域開発、振

興政策が総合的に行われていないことを示す典型

例とさえいえるものである。

長期の不況、町財政のひつ迫のなかで、団地建設が住民本位のものになるか、また、ダムや原子

力発電所の建設によって環境がどのようになるか、と住民が大きな不満と不安を抱いているのは当然のことである。

私は、開発政策、工業振興政策の策定にあたつては、地元住民の意見を反映する民主主義の原則が貫かなければならぬし、「環境の整備、そ

の他環境の保全及び雇用の安定に配慮しつつ推進する措置を講ずること」(工業再配置促進法第一

条)は、政府の当然の責務であると考える。したがつて、以下の事項について政府の見解を求め

三 団地建設および関連公共事業には、県道の改

良、舗装、下水道工事、河川改修事業などが含

まれている。これら事業のうち第一期造成工事

では工事量の八十五パーセントを大企業が占め

る計画となつてある。これら工事の発注に際し、地域産業振興の立場から、地元中小企業、

中小建設業者などが共同受注などで受注量が拡

大できるよう指導すべきであると考えるがどう

か。

四 工業団地の建設にともない、生活施設はもと

より、教育施設の整備が必要となる。団地計画

では、地域外から一千世帯の転入が見込まれて

おり、対応する教育施設の整備が急がれてい

る。当面、第一期造成完成年度である昭和五十三年度に合わせて、志賀町住民はもとより、新規転入者の児童・生徒の教育に支障をきたさないよう学校建設を行う必要がある。

その際、町財政に過大な負担とならないよう適切な財政措置をとるとともに、地域振興整備

公団が、文教施設の「立替施行」を行えるよう制

度の改善を含め、実情に合わせて具体的に指導

すべきであると考えるがどうか。

五 団地の雇用期待人員は約四、五〇〇名とされ

ているが、志賀町の就業人口は約三、〇〇〇名である。団地企業への就業を優先するならば、

昭和五十二年六月二十八日 参議院会議録追録(その一) 質問主意書及び答弁書

同町の農業、織維産業に重大支障をきたすことになる。政府は、農業や地場産業の重要な役割にかんがみ、その育成のための施策を明らかにし、その施行について県、町にたいし指導すべきであると考るがどうか。

区域への進出企業は就業する地域の労働需要、企業の収益動向や不況の影響等による解雇や一時休業などの一次的な対象とされる事態が考えられるので、政府はかかる事態が安易に起ること

とのないよう、雇用条件、労働条件等について  
厳しく監督すべきだと考えるがどうか。

区域に要する一箇所の土を確保するかと  
川ダム建設が計画されているが、建設を急ぐあ  
まり十分な調査・研究を行わないまま建設され  
ようとしている。

不況の災害や環境の悪化を防ぐことのないよう、ダム建設の方式を含め、建設に伴う農地および農業用水への影響、河床の変化、河川改修の必要性、さらには高浜港への影響等について総合的な防災アセスメントを早期に実施し、その内容を住民に公開し、住民の納得を得てから建設に着手するよう政府は県当局に対し、指導すべきであると考える。

右質問する。

昭和五十二年六月二十一日

參議院議長　内閣總理大臣　河野謙三殿　福田赳氏

參議院議員近藤忠孝君提出能登中核工業団地建設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員近藤忠孝君提出能登中核工業団地建設に関する質問に対する答弁書

原子力開発に当たつては、従来よりその安全性の確保に努めているところであり、御指摘の北陸電力株式会社の原子力発電所建設計画につ

二について 質問主意書及び答弁書

（二） 質問主意書及び答弁書

いともそれが具體化した段階で関係法令に基づき十分な安全規制を行うことになつてゐる。

能登中核工業団地をはじめ地域振興整備公団（以下「公団」という。）の行う中核工業団地は、地域の開発を希望する地方公共団体の要請に基づき造成されるものであり、また、工場の導入により地元地方公共団体の財政収入の増加が期待される。

公団が中核工業団地を造成するに当たつては、環境の保全に十分配慮し、下水道の整備等を行つよう指導しているところであるが、これらの事業の実施が地元の地方公共団体の負担能力をこえる場合には、公団と地元地方公共団体との間で十分協議を行い、必要に応じ立替施行制度の活用を図るよう指導してまいりたい。

三について

公団の中核工業団地造成工事及び国の補助に係る関連公共施設の建設事業の発注については、関係事業主体に対してもうだけ中小建設業者の受注機会の確保を図るよう指導していく。

能登中核工業団地については、まだ工事が開始されたばかりであり、今後事業が進展するに伴い地元中小業者の受注額は大幅に増大する見込まれる。

四について

能登中核工業団地基本計画によれば、完全稼業時には、約一千世帯の転入があると予測されるため、地元地方公共団体において企業の能登中核工業団地への入居状況をみながら教育施設の整備について検討していく必要があると考へられるが、工場の導入に伴い地元地方公共団体の財政収入の増加が期待されるほか、教育施設整備に係る国庫補助金制度もあり、これらによつて施設の適切な整備が図られるものと考えられ

なお、現在、児童生徒急増地域については、

小中学校校舎の新增築事業に係る国庫負担率を三分の一(二)一般地域は三分の一(一)に引き上げているほか、特に小中学校用地取得に対する国庫補助を行つてゐるところであり、これらの措置により、学校施設整備の円滑な実施が図られる

五について  
考へる。  
能登中核工業団地基本計画によれば、能登中核工業団地の完全操業時こまゝ、団地内企業への

就業者が四千五百人程度になると考えられるが、このうち地元志賀町からの通勤者は約千三百人、二武章さんも。見王、志賀丁の就業者約二

企業の収益重視や不浄の競争等による雇用問題の問題については、できるだけ労使で十分話し合いを尽くして解決すべきであると考える。なお、工業団地への進出企業に限らず、労働基準法等の適用事業場が同法を遵守しなければならないことは当然であり労働基準監督機関を通じて監督指導に努めてまいりたい。

たとえば、現行石油コンビナート等災害防止法では、企業の防災規定の具体的な内容については企業と現地の消防本部にまかせられているが、法にもとづく防災規定の基準がないため、事实上企業の意思にゆだねられている。その結果、出光興産兵庫製油所では、兵庫県下の一の危険物集積地であるにもかかわらず、その保安管理は八時間に三回、つまり二時間二十分毎に一回、目視によつて行われているという不充分なものであつた。また

七について  
米町川ダム建設事業(以下「本事業」という。)  
は米町川沿岸の洪水被害の軽減を主要な目的とし、併せて、ダム下流のかんがい用水等の供給及び能登中核工業団地に必要な工業用水の供給を行い、もつて地域住民の民生の安定と生活水準の向上に資するものである。

-1-

官 報 (号 外)

い  
る

加えて、エネルギー政策をも含めて、危険物の精製、貯蔵、移送、取扱い等に關し、再検討を行ひ、瀬戸内海や過密地への立地規制設備の分離分散、極端な自動化や無人化の規制など当然講ぜられるべき対策のたちおくれをも明らかにした事故であった。

私は、石油コンビナートにおける防災体制の確立の上で緊急に改善又は対策の樹立を要する点について若干の質問を行う。

三 既設の石油コンビナートの設備の分離、分散などについてどのように対処されるか。

二 地元住民の意見をどのように反映させるか。

一 体制についてはどのように改めさせるか。また、その際、重大な危険のもとにおかれているのは何故か。また、定期点検については年一回では少なすぎるのと年二回以上に改めるべきであると考えるがどうか。

三 今回の事故を発生させた出光興産の保安責任者たる立場から、実施されていなかったとするならば、その際事故原因個所の異常を発見出来なかつたのは何故か。また、定期点検については年一回では少なすぎるのと年二回以上に改めるべきであると考えるがどうか。

五 石油タンクに附屬する諸設備についての安全基準を早急に定めるべきであると考えるがどうか。また、各種附属設備の安全性について、早急に全国的な点検を実施すべきであると考えるがどうか。

六 石油タンクの点検  
検査等の基準を整備強化

六 石油タンクの点検 検査等の基準を整備強化し、全国的な石油コンビナートの点検を行なうべきであると考へるがどうか。またこれを行なう意を整備し、点検を実施されるか。

七 石油コンビナート等災害防止法にもとづく企業の自衛防災に関する防災規定の具体的な内容について、国が一定の基準を示し、企業にたいする指導をつよめるべきであると考へるがどうか。

三について  
まいりたし、  
石油コンビナートの設備については、関係法  
令により、適正な配置、保安距離の確保等を図  
つて いるところである。  
四について

ナート等防災本部及び市町村長等を通じ、更に指導してまいりたい。

昭和五十二年六月九日

**山間傾斜地道路の改良、舗装のための特別措置に関する質問主意書**

い県の道路現状である。

アートル三井総合十萬円で済むものに加し、山間他余地では平均二十五万と三十万円と三倍ちかい工事費がかかり、トンネルになると百六十万円にもなるのが実状である。

補助事業の総額は、千八百三十億六千万円で全国五番目だが、国、県、市町村道の改良率は、一八・四ペーセントと実に全国四十一番目、舗装率

は、二五・七パーセントと全国三十五番目といふ低い水準にとどまつてゐる。

以上の見地から、政府にたいし  
全国的に山間傾斜地道路の整備の現状はどう  
か。

また、政府はこれにたいしどのような特別の対策をとっているのか。

「山間傾斜地道路補助事業特別補助制度」(仮称)を確立するなどして、特別の措置をはかるべきであると考えるがどうか。

右質問する。

昭和五十二年六月二十八日

内閣総理大臣 福田赳夫

参議院議長 河野謙三殿

参議院議員近藤忠孝君提出山間傾斜地における道路の改良、舗装のための特別措置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員近藤忠孝君提出山間傾斜地における道路の改良、舗装のための特別措置に関する質問に対する答弁書

一及び二について

山間傾斜地道路の整備については、道路整備五箇年計画、奥地等産業開発道路五箇年計画、山村振興計画等に基づき鋭意推進してきたところであるが、我が国国土面積の七十パーセント以上が山地等であるため、当該地域の道路整備水準はその他の地域に比べて依然として立ち遅れている状態である。

こうした事態に対処するため、道路整備事業の推進に当たつては、山地部バス路線に係る道路の整備等を重点的に行うことにより山間傾斜地における道路の一層の整備を図つてまいりたい。

公害健康被害補償法の認定制度改善に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十二年六月九日

杏脱タケ子

参議院議長 河野謙三殿

杏脱タケ子

#### 公害健康被害補償法の認定制度改善に関する質問主意書

見直すべきではないか。

本年三月末現在、第一種指定地域は三十九地域であり、被認定患者は五万三、四一六人となつてある。しかし、公害健康被害補償法に基づく地域指定の要件が、二酸化硫黄濃度の年平均値三度以上(○・〇五PPM以上)、有症率二度以上(四十・五十歳代の自然有症率の二・三倍以上すなわち五%以上)とされていることと比較して、昭和五十年八月末現在の被認定率(当該指定地域における被認定患者数を全対象人口で除した百分率)が最高の尼崎で一・四四%、最低の吹田市が〇・一九%、全指定地域の平均でも〇・三八%にすぎず、自然有症率のみであつて到底公害多発地域の被認定率とはなつてないと考えられる。

また、現行の地域指定のあり方が複合大気汚染による被害の実態を適正に反映していないことにより、数多くの公害被害者が救済される道もないまま放置されているとの指摘がある。

公害による健康被害の迅速かつ公正な救済という本制度の目的からみて、以上のような落ちこぼれをなくすことは極めて重要となつていて。以下、認定要件の改善による救済対象の拡大、認定審査制度の改善による既存指定地域の潜在患者の認定救済の促進、の二点に分け具体的に質問する。

(一) 指定地域の要件について

① 「相当範囲にわたる著しい大気の汚染」の判定基準につき二酸化硫黄の年平均値が三度以上(○・〇五PPM以上)とされているが、これは「旧環境基準」によつており、明らかに有症率の増加が認められる水準であり、これより若干低い濃度でも発病する可能性があり落ちこぼれが出ることになつて適切でない。

大気汚染の影響による健康被害を漏らさず救済する見地から新環境基準(年平均値〇・〇一七PPM相当)に基づき大気汚染の程度を

(二) 指定疾病の範囲について

「慢性気管支炎と診断されない程度の咳と痰」及び「眼・鼻・咽喉の炎症性疾患又は症状」については、中公審答申も「疫学的調査及び受診調査」から「大気汚染との関連性は認められる」としており、これまでの各地における調査からも疫学的因果関係が確認されている。したがつて、明らかに大気汚染による疾患又は症状と考えられる「眼・鼻・咽喉」などの被害については、補償法の指定疾病に加えるべきではないか。少なくとも当面医療救済だけでも実施すべきであると思うがどうか。

(三) 曝露要件について

指定地域内に一定の期間居住していく発病した者について、申請時に当該指定地域に居住し又は通勤しておらず、いわゆる曝露要件を満たしていないとの理由で救済の道を開ざしているが、このようなケースについては法の趣旨に照らして改善すべきではないか。

(一) 指定地域内の住民検診の実施について

補償法による救済を受けるためには、被害者は自ら認定申請を行ひ、必要な手続きをふまなければならぬ。しかし、現行の被害者申請主義を前提にすれば、補償法による救済を望む被害者が被認定患者となるためには、主治医となる医師の理解と協力、治療を受け診断書を書いてもらうために最低限必要な医療体制の整備、公害被害者をとりまく世論の動向や隣近所、地域の理解など種々の条件が整う必要性が指摘されている。遺憾ながら、各地域において、「企業が設立運営している病院では医師が認定申請に消極的である」、「公害病患者の受診を断る医師も少なくない」、「肺機能検査など医学的検査の能力が不備なため認定申請ができない地域」、「就職のことや将来のことを見遣つて受診も認定申請もしない被害者」等々の問題が数多く指摘されている実情である。

よつて、国においては、右問題点の改善のため一層努力すべきであり、根本的には被害者申請主義の右弱点を補い、公害による被害者を等



における慎重な検討を経たものであり、現段階において、二酸化硫黄につきこれを改めるべき理由は存しないものと考える。

(2) 硫素酸化物を地域指定要件の具体的な指標として取り入れるために、窒素酸化物と具体的な健康被害との因果関係を相当程度明らかにすることが必要であり、このため、従来の疫学的調査研究に加えて、動物実験や臨床的調査研究を推進することとしている。

なお、複合大気汚染健康影響調査の結果について、現在学問的な評価解析を専門家に委託しているところであり、自動車道沿道住民健康影響調査については、近く結果の取りまとめが終わる見込みである。

(2) 眼、鼻、咽喉頭の炎症性疾患又は症状については、これらの大部分が急性あるいは一過性であることなどから、現段階ではこれを指定疾病に加えることについて消極に考えるが、この問題については引き続き検討してまいりたい。

慢性気管支炎と診断されない程度のせきとともに、これを本制度の指定疾患に加えることは考えていない。

(3) 本制度では、非特異的な疾患について因果関係に関する制度上の取決めを行い、申請の

当時指定地域内に住所を有していること等を認定の要件としている。したがつて、御指摘のような場合が現行の曝露要件から外れることは、制度としてやむを得ないものと考えている。

## 二について

(1) 第一種地域として指定されている地域においては、指定疾病に関し診断及び検査を行っている医療機関はおおむね整備されているところであり、認定申請に際して特に支障はないものと考えている。

(2) ① 主治医診断報告書の記載事項は、主治医

が指定疾患の主要症状に着目しつつ労働能力の喪失度や生活困難度に関する所見を記載するうえで、おおむね妥当な内容になつてゐるものと考えている。

(2) 都道府県知事等が行う医学的検査の目的

は、認定審査会における判断に資すること

にあり、主治医が日常の診療を通じては握った患者の症状や障害の程度を報告するに際しての不可欠の資料とは考えていない。

(3) 及び(4) 医学的検査の内容、回数等につい

ては、新たな知見を踏まえて検討を加えて

いるところである。

なお、検査の実施に当たつては、被検者

に過度の負担がかかるとのないよう十分

配意していく必要があると考えている。

(3) 指定疾患による障害の程度の決定は、障害補償費又は児童補償手当が支給される程度の障害がある者についてなされるものである。

## 成田空港の強行開港をめぐる諸問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十二年六月九日

秦 豊

参議院議長 河野 謙三殿

成田空港の強行開港をめぐる諸問題に関する質問主意書

去る四月十五日の予算委員会において、成田開港をしやにむに急ぐ理由を問うたところ、福田赳氏首相は数千億という投資が生かされていないことを及び過密に起因する羽田空港の非常事態を一刻も早く解消することの二つの理由を挙げておられた。そこで成田空港及び羽田空港の供用条件に係わる諸点につき、同首相の御見解を賜りたい。

一 成田開港のため投下された数千億円を生かす

## 三

成田開港後の羽田空港の供用条件について

という名目によるしやにむな開港強行策の正当化について

(1) 空港公団の昭和五十一年度の欠損金(単年度)、同年度末における累積欠損金及び債務残高はそれぞれどれ程か。

(2) 国鉄の昭和五十一年度の欠損金(単年度)、同年度末における累積欠損金及び債務残高はそれぞれどれ程か。

(3) 健全な経済感覚、経営感覚があれば、空港公団と国鉄とではどちらの対策をより「しやにむに」急ぐべきものなのか、理由を添えて示されたい。

(4) 福田内閣になつてから、国鉄に対しても真の効果のある対策は、どのように「しやにむに」行われているか。

二 「過密に起因する羽田空港の非常事態」を一刻も早く解消するという名目によるしやにむな開港強行策の正当化について

(1) 成田開港により羽田の国際線が「ほぼ」成田に移転するのであるから、「過密に起因する羽田の非常事態」が解消されるということなのか。

(2) 首相の主張する「過密に起因する羽田の非常事態」を解消するには、羽田空港の一日常りの処理能力(発着回数)、一時間当たりの処理能力、或いは連続する三時間当たりの処理能力を「現在」とどの程度に定め直せばよいのか。

(3) 交通機関の過密による非常事態から安全が確保されるというのは、国民にとつて法律により保護された利益法益ではないのか。

(4) 危険性が排除されるというのが、法益であるとすれば、現在の羽田空港の供用の実態は法律違反ということにならないのか。

三 成田開港までの、それが何時であれ、「過密による羽田の非常事態」を解消するために、何故現在以上に国内線を減便するなどして便

数制限を行わないのか。

四 成田開港について

(1) 福田内閣はしやにむな強行策により年内開港をめざすというが、これは参院選向けであつて、選挙後の適当な時期に年度内に変更せざるを得なくなるという指摘があるが、右指摘の内容は事実か。

(2) 成田開港を強行し、既に指摘されている危険や混乱が発生して、つまりは強行策が失敗した場合、移転した国際線を再び羽田へ戻すのか。

右質問する。

昭和五十二年六月二十八日

参議院議長 河野 謙三殿 福田 起夫

参議院議員秦豊君提出成田空港の強行開港をめぐる諸問題に関する質問に対する答弁書

参議院議員秦豊君提出成田空港の強行開港をめぐる諸問題に関する質問に対する答弁書を送付する。

一について

(1) 新東京国際空港公団の昭和五十一年度の決算については、同公団において現在手続中である。

なお、新東京国際空港公団の昭和五十一年度の決算における欠損金等の額は、次のとおりである。

イ 欠損金(単年度) 約六億七千四百万円

ハ 累積欠損金 約二十五億一千五百万円 長期負債に係る債務残高 約一千五百九十五億二千八百万円
(2) 国鉄の昭和五十一年度の決算は、現時点においては、完結していない。
なお、昭和五十一年度政府関係機関補正予算の編成時における国鉄の同年度に係る欠損金等の予定額は、次のとおりである。
イ 一般勘定における欠損金(単年度) 約七千八百十五億円
ロ 繰越欠損金 約八千四百十七億円
(イ) 一般勘定 約二兆五千四百四億円
(ロ) 特定債務整理特別勘定 約二兆五千四百四億円
ハ 長期負債に係る債務残高 約五兆五千七十一億円
(イ) 一般勘定 約二兆五千四百四億円
(ロ) 特定債務整理特別勘定 約二兆五千四百四億円

(3) 近年めざましい増大を示している航空輸送需用に応ずるための増便等に対処し得なくなつて、新東京国際空港(以下「新空港」という。)は早急に開港させる必要がある。また、国鉄は依然として国内の基幹的交通機関としての役割を果たしているが、今後もこのようないくつかの問題が発生する可能性がある。

(4) 国鉄の再建については、「昨年末の閣議了解日本国有鉄道再建対策要綱」及び本年一月の閣議了解によるその一部修正に基づき、諸般の施策を鋭意推進しているところであり、さきの国会に運賃決定方式の弾力化、投資対象事業範囲の拡大等を内容とする「国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案」を提出したほか、本年度予算の編成

に当たつては国鉄に対する助成を強化し、総額四千四百五十七億円もの助成措置を講じたところである。

## 二について

羽田空港においては、航空交通のふくそう緩和を図りその安全を確保するため、その処理能力を超えないよう便数制限を行う等の措置を講じているところであり、航空関係法令に違背して運用されている事実はない。なお、羽田空港

は右のような事情から航空輸送需要の増大に対応した増便、外国からの新規乗り入れ要請等を受け入れ難い状況にあり、新空港の開港を早急に推進する必要がある。

## 三について

新空港開港後における羽田空港への国際線の乗り入れについては、「中華航空公司(台湾)」を除き原則として認めない方向で検討中である。

また、空港整備のための空港の体系の在り方について、羽田空港の位置付けを含め、現在

検討中である。

新空港の開港については、年内開港をめざし、地元等の協力を得て円滑に実現できるよう努力しているところである。

また、新空港の安全な運用については万全を期すこととしているので、御指摘のような事態が発生するとは考えていない。

振動病対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十一年六月九日

参議院議長 河野 謙三殿

近藤 忠孝

## 振動病対策に関する質問主意書

今日、チエンソー、刈払機、削岩機その他の振動機械(工具)の普及とともに、それを使用する労働者に振動障害が広範囲に広がつており、深刻な事態となつてゐる。

働く国民のいのちと健康を守るために、振動病対策を國の責任においてつよめることが必要あります。その対策について以下の諸点にわたつて質問する。

一 振動障害者の早期発見に力を入れ、検診と治療のできる医療機関を國の責任でふやすとともに、振動機械(工具)を使用するすべての労働者を対象とする検診をおこなうこと。

また自治体や民間医療機関の検診医療機器の設置にあたつて國の補助をおこなうこと。

二 振動障害者の早期発見に力を入れ、検診と治療のできる医療機関を國の責任でふやすとともに、振動機械(工具)を使用するすべての労働者を対象とする検診をおこなうこと。

三 振動障害者の早期発見に力を入れ、検診と治療のできる医療機関を國の責任でふやすとともに、振動機械(工具)を使用するすべての労働者を対象とする検診をおこなうこと。

四 振動障害者は、治癒した後も長期間振動工具の使用が困難であり、事業主が振動工具以外の仕事を与えることができない場合が多いので、國の責任で適切な働き場所を保障すること。

右各項目について、具体的な回答を求めるものである。

昭和五十一年六月二十一日

内閣総理大臣 福田 起夫

参議院議員近藤忠孝君提出振動病対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員近藤忠孝君提出振動病対策に関する質問に対する答弁書

安全衛生施設資金)の改善と新たな補助制度を検討すること。

四 振動障害者は、治癒した後も長期間振動工具の使用が困難であり、事業主が振動工具以外の仕事を与えることができない場合が多いので、國の責任で適切な働き場所を保障すること。

右各項目について、具体的な回答を求めるものである。

参議院議員近藤忠孝君提出振動病対策に関する質問に対する答弁書



官報  
號外

昭和五十一年六月二十八日

三、最近の物価の上昇及び国民の生活水準の著  
を行い、処遇の改善について検討すること。

の繰上げがなされており、妥当な措置と認め  
る。

公平な援護措置が行われるよう努める。と。

## 費用

○国第一回八十会参議院會議録追録(その二)

審査報告書  
地方自治法の一部を改正する法律案  
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。  
昭和五十二年五月十九日

和三二年三月一日  
地方行政委員長 高橋 邦雄  
參議院議長 河野 謙三殿

官 報 (号 外)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年五月十九日

参議院議長 河野 謙三殿

社会労働委員長 上田 哲

審査報告書

一、 委員会の決定の理由  
要領書

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額

別弔慰金として総額六億八千万円が計上される見込みである。

本法律案は、都の特殊性にかんがみ、都の議会の議員の定数の算定基準を改めようとするもので、おおむね妥当な措置と認める。

本法施行に要する経費として、昭和五十二年度一般会計予算(厚生省所管)に八十五億二千二百四十七万二千円が計上されている。

なお、国債の償還分は、昭和五十二年度以降において、国債整理基金特別会計(大蔵省所管)に特別給付金として総額七千三百五十万円、特別弔慰金として総額六億八千万円が計上される見込みである。

昭和五十二年五月十九日  
参議院議長 河野謙三殿 社会労働委員長 上田哲  
要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、老人、心身障害児者及び母子家庭の福祉の向上を図るため、福祉年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当の額を引き上げることともに、厚生年金保険、船員保険及び国民年金の昭和五十二年度における年金額のスライド実施時期を繰り上げること等を行ふものであり、また内閣修正によりそれぞれ二箇月

## 審査報告書

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

- 一、公的年金制度については、各制度間の関連と将来にわたる人口の老齢化の動向を勘案しつつ、格差の是正、制度の一元化等その基本的なあり方について、検討を急ぎ、年金制度の抜本的な改善を図ること。
- 二、遺族年金については、被用者年金加入者の妻の年金のあり方及び加給年金の問題を含め、総合的な見地からその改善に努めること。
- 三、在職老齢年金制度については、その支給制限の緩和を検討すること。
- 四、各福祉年金について、受給者の生活実態、最

千円（うち国庫負担二百三十一億一千四百七十六万三千円）が、厚生保険特別会計、船員保険特別会計、国民年金特別会計及び一般会計予算（厚生省所管）に、それぞれ計上されている。

昭和五十一年六月二十八日 参議院会議録追録(その一) 番查報告書(第十四号参照)



## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、郵便貯金の預金者の利益を増進し、あわせて貯蓄の増強に資するため、財産形

成非課税貯蓄申告書を提出して預入する郵便貯金の預入制限額を四百五十万円に引き上げるとともに、通常郵便貯金の利子の計算方法について改善を図ろうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

## 一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

## 附帯決議

政府は、經濟情勢の推移にかんがみ、國民大衆の零細貯蓄の手段である郵便貯金の預金者の利益保護に特段の考慮を払うとともに、次の各項の実施に努めるべきである。

一、郵便貯金資金の運用については、國民の福祉の増進にいつそう寄与するよう、特に配意すること。

一、現行貸付制度の拡充をはかるほか、いつそう國民の経済生活の充実・安定に資するため、郵便貯金による新たな融資制度についても検討すること。

一、國民の堅実な貯蓄性向にかんがみ、郵便貯金の預入制限額の引上げをはかること。

一、郵便貯金特別会計の累積赤字を早期に解消し、郵便貯金財政の健全化をはかるため、預託金に対する特別利子付加制度を適切に運用すること。

右決議する。

審査報告書  
簡易生命保険法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年五月二十四日

## 要領書

## 参議院議長 河野 謙三殿

遞信委員長 神沢 清

## 参議院議長 河野 謙三殿

社会労働委員長 上田 哲

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、簡易生命保険の保障内容の充実を図るため、保険金の最高制限額を一千万円に引き上げるとともに、定期保険契約に疾病傷害特約の付加を認めること、保険契約の申込み撤回制度を設けること等制度の改善を図ろうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

## 一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

## 附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、次の各項の実施に努めるべきである。

一、簡易生命保険の募集については、國営事業にふさわしい節度ある適正な募集活動が行われるように不斷に厳正な指導を行い、加入者利益の擁護に万全を期すること。

一、簡易生命保険特別会計の余裕金は、加入者の信託財産として、積立金と同一の性格を有するものであることにかんがみ、積立金と同様直接運用する制度の早期実現について積極的に検討すること。

一、國民の保険需要の多様化及び消費者意識の高まりに対処し、新種保険の開発、保険制度の改善についていつそう努力すること。

右決議する。

## 審査報告書

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年五月二十四日

## 得制限の撤廃、適用範囲の拡大を図り、もつて被爆者に必要な施策の整備充実に努めること。

## 五、特別手当について生活保護の収入認定からはずすよう努めること。

六、原爆症の認定については、被爆者の実情に即応するよう改善すること。

七、被爆者の医療費については、全額公費負担とするよう検討することとし、さしあたり国民健保により実施時期の二箇月繰上げがなされており、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

## 一、費用

本法施行に要する経費として、昭和五十二年

度一般会計予算(厚生省所管)に原爆被爆者手当交付金として十六億五千八十六万六千円が計上されている。

## 附帯決議

国家補償の精神に基づく被爆者の援護対策について、その制度の改善に対する要望は、ますますよう不斷に厳正な指導を行い、加入者利益の擁護に万全を期すること。

一、沖縄在住の原子爆弾被爆者が本土並みに治療調査研究の十全を期すため現存する原爆医療強いものがある。

よつて政府は、このような事情を配慮して、今まであることにかんがみ、積立金と同様直接運営する制度の早期実現について積極的に検討すること。

一、原爆被爆人道的にも、国際法的にも、医学的にもきわめて特異なものである点にかんがみ、被爆者からの援護対策充実強化の強い要望を配慮して、被爆者の療養と生活の保障を一段と充実するための援護体制を検討すること。

右決議する。

## 審査報告書

水道法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年五月二十四日

参議院議長 河野 謙三殿  
社会労働委員長 上田 哲

## 要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、水道に関する国及び地方公共團

体の責務を明らかにするとともに、水道の広域的整備を計画的に推進する等を講ずるものであり、妥当な措置と認める。

### 一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

#### 審査報告書

農業者年金基金法の一部を改正する法律案右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年五月二十四日

農林水産委員長 橋 直治  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 要領書

### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済情勢及び国民年金法等において制度の改善が図られようとしていることから、農業者年金における年金給付の額の自動的改定措置の昭和五十二年度における実施時期が昭和五十三年一月からとなつて居るのを、昭和五十二年七月に繰り上げようとするものであり、妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会情勢の変化等となつて居るのを、昭和五十二年七月に繰り上げようとするものであり、妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

政府は、本制度の農業者の老後の生活の安定、農業経営の近代化に果たす役割的重要性にかんがみ、農業者老齢年金の引上げ、保険料の軽減、経営移譲の円滑化等に努め、本制度への加入促進対策をさらに強化するとともに、左記事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

#### 附帯決議

本制度の農業者の老後の生活の安定、農業経営の近代化に果たす役割的重要性にかんがみ、農業者老齢年金の引上げ、保険料の軽減、経営移譲の円滑化等に努め、本制度への加入促進対策をさらに強化するとともに、左記事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

る。

#### 附帯決議

本制度の年金給付の額の自動改定の時期については、今後ともその繰り上げに努めること。

二、農業經營に占める主婦の地位の重要性、農業の家族經營の一体性及び保険料の掛捨て防止等の観点から、遺族年金制度を創設すること及び農業に専従的に従事する主婦等に対し年金加入への途を開くことについて検討すること。

三、農業の担い手確保の見地から、今後保険料を納付しても年金受給に結びつかない者について特例的な救済措置を講ずるよう検討すること。

右決議する。

#### 審査報告書

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年五月二十四日

農林水産委員長 橋 直治  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 要領書

### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における経済情勢の変化等に対応し、農林漁業団体職員共済組合からの年金等の給付に關し、他の共済組合制度に準じて、既裁定年金の額の改定、年金の最低保障額の引上げ、標準給与の月額の上下限の引上げ等の所要の改善を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

### 一、費用

本法施行に要する経費として、昭和五十二年度一般会計予算に、農業者年金等実施費約二百二十二億円が計上されている。

政府は、本制度の農業者の老後の生活の安定、農業経営の近代化に果たす役割的重要性にかんがみ、農業者老齢年金の引上げ、保険料の軽減、経営移譲の円滑化等に努め、本制度への加入促進対策をさらに強化するとともに、左記事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年五月二十四日

農林水産委員長 上林繁次郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 審査報告書

海上衝突予防法案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年五月二十四日

運輸委員長 上林繁次郎  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 要領書

### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、財政法第四条第一項ただし書の規定による場合のほか、昭和五十二年度の租税収入の動向等にかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、一般会計において公債を発行することができるとしているものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法施行に伴う特別公債金収入として、昭和五十二年度一般会計予算に、四兆五百億円が計上されている。

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一、健全財政を確立するため、財政收支の改善に

衝突の予防のための国際規則に関する条約を実施するため、その内容に準拠して、船舶の遵守すべき航法、表示すべき燈火及び形象物並びに行うべき信号に關し必要な事項を定めることにより、海上における船舶の衝突を予防し、もつて船舶交通の安全を図らうとするものであつて、妥当な措置と認める。

### 一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

#### 審査報告書

昭和五十二年度の公債の発行の特例に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年五月二十四日

大藏委員長 安田 隆明  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 要領書

### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、財政法第四条第一項ただし書の規定による場合のほか、昭和五十二年度の租税収入の動向等にかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、一般会計において公債を発行することができるとしているものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法施行に伴う特別公債金収入として、昭和五十二年度一般会計予算に、四兆五百億円が計上されている。

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一、健全財政を確立するため、財政收支の改善に











二七二〇号、第二七二一号、第二七二三号、  
 第二七二三号、第二七二四号、第二七二五号、  
 第二七二六号、第二七二七号、第二七二八号、  
 第二七九六号、第二七九七号、第二七九八号、  
 第二七九九号、第二八〇〇号、第二八〇一号、  
 第二八〇二号、第二八〇三号、第二八〇四号、  
 第二八〇五号、第二八〇六号、第二八〇七号、  
 第二八〇八号、第二八〇九号、第二八〇一〇号、  
 第二八〇一〇号、第二八〇一一号、第二八〇一二号、  
 第二八〇一三号、第二八〇一四号、第二八〇一五号、  
 第二九一六号、第二九一七号、第二九一八号、  
 第三〇〇七号、第三〇〇八号、第三〇〇九号、  
 第三〇〇一〇号、第三〇〇一一号、第三〇〇一二号、  
 第三〇〇一二号、第三〇〇一三号、第三〇〇一四号、  
 第三〇〇一五号、第三〇〇一六号、公立高校建設  
 に対する国庫補助制度確立等に関する請願  
 第一三八九号、希望するすべての子どもに行  
 き届いた高校教育の保障に関する請願  
 第一四七一号、障害者・児の教育の保障に關  
 する請願  
 第二七七三号、第二七七六号、第四一二六号、  
 第四一八七号、第四七一四号、第六一一七  
 号、三重県の斎王宮址の保存・整備に關する  
 請願  
 第四八一八号、第四八一九号、幼児教育の振  
 興と幼稚園教職員待遇改善に関する請願  
 第五六一〇号、第五六一一号、第五七六九  
 号、子どもの未来を守り、豊かな教育・文化  
 振興等に關する請願  
 第五七九七号、第五九〇二号、学校災害補償  
 法(仮称)の制定に關する請願  
 第六〇一六号、学校災害補償法制定等につい  
 ての請願  
 右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和五十二年六月七日

参議院議長 河野 謙三殿  
 文教委員長 宮崎 正雄  
 謙三殿

右の通り審査決定した。よつて報告する。

## 審査報告書(地方行政委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

二、内閣に送付するを要するもの

第五九五号 水道に対する財政援助の強化に  
 関する請願(別紙意見書案添付)第五九七号 地方財政対策の強化に関する請  
 願(別紙意見書案添付)第六四〇号、第六四一号、第六四二号、第六  
 四三号、第六四四号、第六四五号、第六四六  
 号、第六四七号、第六四八号、第六四九号、  
 第七一六号、第七一七号、第七一八号、第七  
 一九号、第七二〇号、第七二一号、第七二二  
 号、第七二三号、第七二四号、第七二五号、  
 第七七六号、第七七七号、第七七八号、第七  
 七九号、第七八〇号、第七八一号、第七八二  
 号、第七八三号、第七八四号、第七八五号、  
 第八一一号、第八一二号、第八一三号、第八  
 一四号、第八一五号、第八一六号、第八一七  
 号、第八一八号、第八一九号、第八二〇号、  
 第八五一号、第八五三号、第八五四号、第八  
 五五号、第八五六号、第八五七号、第八五八  
 号、第八五九号、第八六〇号、第八六一号、  
 第九三二号、第九三三号、第九三四号、第九  
 三五号、第九三六号、第九三七号、第九三八  
 号、第九三九号、第九四〇号、第九四一号、  
 第九四二号 地方財政危機を開拓し、住民  
 サービス低下と諸料金値上げ防止に関する  
 請願(別紙意見書案添付)

昭和五十二年六月七日

地方行政委員長 高橋 邦雄

参議院議長 河野 謙三殿

内閣総理大臣 福田 起夫殿

意見書案

水道に対する財政援助の強化に関する請願  
 (第五九五号)

右の請願は、

一、水道事業に対する起債わくの確保と起債対象  
 範囲の拡大を図ること。二、水道事業及び簡易水道事業に対する起債の利  
 率の引下げ及び償還期限の延長を図ること。

三、簡易水道関係国庫補助率を引き上げること。

四、水道事業に対する高料金対策の地方公営企業  
 の運営について、繰出基準の大額な緩和を図る  
 こと。五、水道事業に対する高料金対策の地方公営企業  
 の運営について、繰出金に於ける大額な緩和を図る  
 こと。六、簡易水道管理經營の充実強化のための地方交  
 通税を大幅に増額すること。七、水道事業に対する高料金対策の地方公営企業  
 の運営について、繰出金に於ける大額な緩和を図る  
 こと。八、水道事業に対する高料金対策の地方公営企業  
 の運営について、繰出金に於ける大額な緩和を図る  
 こと。九、水道事業に対する高料金対策の地方公営企業  
 の運営について、繰出金に於ける大額な緩和を図る  
 こと。十、水道事業に対する高料金対策の地方公営企業  
 の運営について、繰出金に於ける大額な緩和を図る  
 こと。十一、水道事業に対する高料金対策の地方公営企業  
 の運営について、繰出金に於ける大額な緩和を図る  
 こと。十二、水道事業に対する高料金対策の地方公営企業  
 の運営について、繰出金に於ける大額な緩和を図る  
 こと。十三、水道事業に対する高料金対策の地方公営企業  
 の運営について、繰出金に於ける大額な緩和を図る  
 こと。十四、水道事業に対する高料金対策の地方公営企業  
 の運営について、繰出金に於ける大額な緩和を図る  
 こと。十五、水道事業に対する高料金対策の地方公営企業  
 の運営について、繰出金に於ける大額な緩和を図る  
 こと。十六、水道事業に対する高料金対策の地方公営企業  
 の運営について、繰出金に於ける大額な緩和を図る  
 こと。十七、水道事業に対する高料金対策の地方公営企業  
 の運営について、繰出金に於ける大額な緩和を図る  
 こと。十八、水道事業に対する高料金対策の地方公営企業  
 の運営について、繰出金に於ける大額な緩和を図る  
 こと。十九、水道事業に対する高料金対策の地方公営企業  
 の運営について、繰出金に於ける大額な緩和を図る  
 こと。二十、水道事業に対する高料金対策の地方公営企業  
 の運営について、繰出金に於ける大額な緩和を図る  
 こと。二十一、水道事業に対する高料金対策の地方公営企業  
 の運営について、繰出金に於ける大額な緩和を図る  
 こと。二十二、水道事業に対する高料金対策の地方公営企業  
 の運営について、繰出金に於ける大額な緩和を図る  
 こと。二十三、水道事業に対する高料金対策の地方公営企業  
 の運営について、繰出金に於ける大額な緩和を図る  
 こと。二十四、水道事業に対する高料金対策の地方公営企業  
 の運営について、繰出金に於ける大額な緩和を図る  
 こと。二十五、水道事業に対する高料金対策の地方公営企業  
 の運営について、繰出金に於ける大額な緩和を図る  
 こと。二十六、水道事業に対する高料金対策の地方公営企業  
 の運営について、繰出金に於ける大額な緩和を図る  
 こと。

三、直轄事業負担金を速やかに廃止すること。

四、国庫補助(負担)事業における超過負担を速や  
 かに完全解消すること。五、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。六、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。七、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。八、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。九、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。十、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。十一、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。十二、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。十三、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。十四、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。十五、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。十六、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。十七、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。十八、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。十九、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。二十、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。二十一、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。二十二、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。二十三、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。二十四、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。二十五、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。二十六、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。二十七、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。二十八、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。二十九、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。三十、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。三十一、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。三十二、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。三十三、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。三十四、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。四、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。五、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。六、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。七、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。八、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。九、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。十、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。十一、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。十二、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。十三、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。十四、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。十五、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。十六、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。十七、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。十八、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。十九、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。二十、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。二十一、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。二十二、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。二十三、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。二十四、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。二十五、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。二十六、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。二十七、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。二十八、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。二十九、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。三十、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。三十一、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。三十二、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。三十三、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。三十四、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。三十五、内閣においては、今後検討の上、その実現に努  
 との願意であるが、右のうち、三の部分を除き、  
 おおむね妥当と認められる。

四二一





第五九一号、第五九三号、第五九三号、第六二八号、第六二九号、第六三〇号、第六七二号、第六八四号、第七〇〇号、第七四二号、第八二五号、第九〇四号、第九〇五号、第九五三号、第九五八号、第一〇六三号、第一〇六九号、第一〇七四号、第一一三七号、第一二〇二号、第一一五三三号、第一五八三号、第一七四八号、第一九八五号、第二〇五三号、第二一二七号、第二二七一号、第二九六八号、第三四三八号、第五四四九号、第五八九一号、第五九一六号、第五九三三号 中国残留日本人肉親探し並びに里帰り・永住帰国に関する請願  
第二七九号、第二八三号、第二九二号、第三〇二号、第三三二号、第五一三号、第五三六号、第七〇一号、第七〇二号、第七八七号、第九〇六号、第一二〇九号、第二三八三号、第一三八四号、第一三八五号、第一七一三号、第四〇四七号、第五一六八号、第五九三号、第六二九〇号 ハンセン氏病療養所の医療の充実、整備の促進に関する請願  
第三一一号、第四〇四号 全国一律最低賃金制の法制化等に関する請願  
第三二一号、第六九四号、第七四六号、第一五二五号、第一六〇〇号、第一六四七号、第一九〇三号、第二一一七号、第二一九八号、第二九九三号、第二六七九号、第二九七五号、第二九七九号、第三〇六三号、第三〇八四号、第三七九九号、第三八〇三号、第三八六号、第四〇三九号、第四一三三号、第四一三四号、第四一三五号、第四一三六号、第四一六二号、第四二九七号、第四二九八号、第四四二六号、第四五〇九号、第四六九三号、第四八一五号、第四八二四号、第四八五七号、第四八九二号、第四九〇五号、第四九三五号、第四九六三号、第四九九二号、第四九九三号、第四九九四号、第四九九五号、第四九九六号、第四九九七号、第四九九八号、

第三七四号、第四二九号 乳幼児医療無料の規制反対等に関する請願  
第四四六号 労働大臣許可看護婦家政婦紹介制度化に関する請願  
所を人材事業化し、個人雇用社会にある看護婦、家政婦に対する労働保險適用措置に關する請願

第五〇二号、第五三〇号 精神衛生法の改正に関する請願

第五〇三号、第五一七号 難病対策に関する請願

第五五二号 インドネシア地域等にある戦没者の遺骨収集に関する請願

第五九四号 国民健康保険の臨時財政調整交付金の拡充に関する請願

第六一一号、第六一二号、第六一三号、第六二〇号、第六二一号、第六三三号、第六三七号、第六三八号、第六三九号、第六七八号、第六九五号、第七〇三号、第七五五号、第七九〇号、第八二九号、第九一〇号、第九六三号、第一〇七五号、第一一四一号、第一一九七号、第一二〇六号、第一二七九号、第一四五九号、第一六八六号、第一六九〇号、第一六九一号、第一六九二号、第一六九三号、第一六九四号、第一六九五号、第一七〇八号、第一七〇九号、第一七一五号、第一七五〇号、第一七五一号、第一七五九号、第一七六八号、第一七六九号、第一八一四号、第一八一五号、第一八一七号、第一九四五号、第一九四六号、第一九九〇号、第一二〇二七号、第一三〇六四号、第三三九二号、第三三六三号、第三六三八号、第三八〇七号、第一三九三三号、第四一七一号、第四六〇七号、第一四七八八号、第四八五九号、第四九〇号

昭和五十二年六月二十八日 参議院会議録追録(その二) 審査報告書(第十八号参照)

第三七六三号、第三七六四号、第三七五六号、第三七六六号、第三七六七号、第三七六八号、第三九〇八号、第三九〇九号、第三九二号、第三九一一号、第三九一五号、第三九一三号、第三九一四号、第三九一五号、第三九一六号、第三九一九号、第四〇〇〇号、第四〇〇一号、第四〇〇二号、第四〇〇三号、第四〇〇四号、第四〇〇五号、第四〇〇八号、第四〇〇八号、第四〇〇九号、第四〇〇九二号、第四〇〇九三号、第四〇〇九四号 全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の抜本改善に関する請願

七号　希望する障害者の仕事と生活の保障に  
　　に関する請願

第一五七六号　名瀬市生活保護級地の引上げ  
　　に関する請願

第一六八七号、第一六八八号、第一六八九  
号、第五九三八号「福祉の町づくり」のため  
　　国の法制化に関する請願

第一七一〇号　生理休暇を有給で必要日数を  
　　保障することの請願

第一八六五号、第二一八四九号、第三九六八  
号、第四〇三八号、第四一八五号、第四二九  
六号、第四六九九号、第四八九六号、第五四  
二一号、第五四四二号、第五五四四七号、第五  
七五七号、第五七六一号、第六一五四四号、第  
六二八九号、第六五一二号　社会保険診療報  
　　酬の引上げ等に関する請願

第一九五一号　老人医療費の有料化反対、現  
　　行制度の改善に関する請願

第二〇八七号、第二〇八八号、第二〇八九  
号、第二〇九〇号、第二〇九一号、第二〇九  
二号、第二〇九三号、第二〇九四号、第二一  
五二号、第二一五三号、第二一五四号、第二  
一五五号、第二一五六号、第二一五七号、第  
二一五八号、第二一五九号、第二一六〇号、  
第二一六一号、第二一二七号、第二一二二八  
号、第二二三九号、第二二三三〇号、第二二三  
一号、第二二三三二号、第二二三三三号、第二二  
三四号、第二二三五号、第二二三六号、第二  
二三七号、第二二三八号、第二三三〇八号、第  
二三〇九号、第二三一〇号、第二三三一一号、  
第二三三一二号、第二三三一三号、第二三三一四  
号、第二三三五号、第二三三六号、第二三三  
七号、第二三三八四号、第二三三八五号、第二三三  
六号、第二三三八七号、第二三三八八号、第二三三  
九号、第二四六六号、第二四六七号、第二四六  
八号、第二四六九号、第二四七〇号、第二四七  
一号、第二四七二号、第二四七三号、第二四七  
四号、第二四五八号、第二五五九号、第二五六

〇号、第二五六六号、第二五六二号、第二五  
六三号、第二五六四号、第二五六五号、第二  
五六六号、第二六四二号、第二六四三号、第  
二六四四号、第二六四五号、第二六四六号、第  
二六四七号、第二六四八号、第二六四九  
号、第二六五〇号、第二六五一号、第二七四  
〇号、第二七四一号、第二七四二号、第二七  
四三号、第二七四四号、第二七四五号、第二  
七四六号、第二七四七号、第二七四八号、第  
二七四九号、第二八一七号、第二八一八号、  
第二八一九号、第二八二〇号、第二八二一  
号、第二八二二号、第二八二三号、第二八八  
三号、第二八八四号、第二八八五号、第二八  
八六号、第二八八七号、第二八八八号、第二  
八八九号、第二八九〇号、第二八九一号、第  
二八九二号、第二八九三号、第二九三九号、第  
二九四〇号、第二九四一号、第二九四二  
号、第二九四三号、第二九四四号、第二九四  
五号、第二九四六号、第二九四七号、第二九  
四八号、第三一二七号、第三一二八号、第三  
一九号、第三一二〇号、第三一二一号、第  
三一二二号、第三一二三号、第三一二四号、  
第三一二五号、第三一二六号、第三一二二四  
号、第三三三五号、第三三二六号、第三三三  
七号、第三三二八号、第三三三九号、第三三  
三〇号、第三三三一号、第三三三二号、第三  
二三三三号、第三四一二号、第三四一三号、第  
三四一四号、第三四一五号、第三四一大号、  
第三三四一七号、第三三四一八号、第三三四一九  
号、第三三四二〇号、第三三四二一号、第三三四八  
八号、第三三四八九号、第三三四九〇号、第三四  
九一号、第三三四九二号、第三三四九三号、第三  
四九四号、第三三四九五号、第三三四九六号、第  
三四九七号、第三五九〇号、第三五九一号、第三  
五九二号、第三五九三号、第三五九四  
号、第三五九五号、第三五九六号、第三五九  
七号、第三五九八号、第三五九九号、第三六  
九六号、第三六九七号、第三六九八号、第三

昭和五十二年六月二十八日 参議院会議録追録(その一) 審査報告書(第十八号参照)

四八

二号、第三五七三号、第三五七四号、第三六五三号、第三六五四号、第三六六七号、第三六六九号、第三六七〇号、第三七一八号、第三七一九号、第三七九七号、第三七九八号、第三九三四号、第三九三五号、第四五一九号、第四八七三号、第六一六三号、第六五五号、全国一律最低賃金制確立に関する請願  
第三六六六号 水道事業に係る国庫補助率の引上げ等財政措置の強化に関する請願  
第三七九五号、第三八一七号、第三九三三号、第四〇五二号、第六一六四号、第六五一四号 日雇健康保険制度の改善に関する請願  
第三八二一号、第三八二三号、第三八二三号 全国一律最低賃金制と雇用保障制度確立に関する請願

第四九〇〇号 国立療養所畠賀病院の医療改善等に関する請願  
 第四九一七号、第五一五八号、第五五二七号、第五五二八号、第五九六五号、第六四一六号、第六四一七号、第六四二七号、第六四六九号、第六四七〇号、第六五二一号、第六五二二号 重度戦傷病者と家族の援護に関する請願  
 第五〇八四号、第五〇八五号、第六四〇〇号 生協への規制を取りやめ、生協運動助成強化に関する請願  
 第五一五六号、第五一六九号、第五七五二号 国立寺泊療養所の整備に関する請願  
 第五四三七号、第五四五五号、第五四五六号、第五六七七号、第五七六二号、第五七八三号、第五九四九号、第五九五〇号、第六一一号、第六一〇〇号 難治性患者、職業病患者の医療と生活に関する請願  
 第五五三三号、第五五三四号、第六五六〇号 全国一律最低賃金制法制定等に関する請願  
 第五六一三号、第五六一四号、第五六一五号、第五六一六号、第五六一七号 勵く婦人の権利拡充と福祉対策の強化に関する請願  
 第五六一七号、第五六一八号、第五七四〇号、第五七四一号、第五七七九号、第五七八一三号、第五八一四号、第五八一五号、第五八二〇号、第五八八七号、第五八九六号、第五九五四号、第五九五五号、第五九五七号、第五九七九号 医療保険制度の改革に関する請願  
 第五六四七号、第五六四八号、第六一七一号 安心して子どもを生み育てられるよう母性保護強化に関する請願  
 第五六七一号、第五八九八号 公共職業安定所の組織の拡充に関する請願

第五七四二号、第五七六三号、第五七七四号、第五七七五号、第五八一七号、第五八八号、第五八九五号、第五九四一号、第五九四二号、第六〇一〇号、第六〇八七号、第六〇九〇号、第六〇九一号、第六〇九二号、第六一五八号、第六一六〇号、第六一二九七号、第六三九一号、第六四二九号 障害児保育の充実改善に関する請願  
 第五七七〇号 国立浜田病院を地域の医療需要(救急老人医療を含む)に対応できるような医療機関としての整備、拡充等に関する請願  
 第五六四四号、第六四五五号、第六五四六号、第六五四七号、第六五四八号、第六五四九号 保育事業推進に関する請願  
 第五六一五号 日雇健康保険の改善に関する請願  
 第五七九九号、第五九〇四号 犬の登録手数料引上げ等に関する請願  
 第五九一二号 老人福祉に関する請願  
 第六二七五号、第六二七六号、第六二七七号、第六二七八号、第六二七九号、第六二八〇号、第六二八一号、第六二八二号、第六二八三号、第六二八四号、第六四〇二号、第六四三号、第六四七四号 勵く婦人に見合った保育所増設等に関する請願  
 第六二八五号 インドネシア、スマトラ島中部に「スマトラ島戦争犠牲者慰靈塔」建立に関する請願  
 第六三三八号 横浜市旭区に国立総合病院を設立することの請願  
 第六三三九号 横浜南部に社会保険事務所増設等の請願  
 第六三四〇号 民間社会福祉施設職員の給与等改善費の改定に伴う加算率算定基準の改善に関する請願  
 第六三四一号 横浜市港南区に休日診療所を設置すること等の請願  
 第六三五九号 老人医療費の年齢制限引下げ等に関する請願

第六三六〇号 横浜市内十四区内に公立の休日・夜間診療所設置促進等に関する請願  
 第六四三九号、第六五二八号、第六五二九号、第六五三〇号、第六五三一号、第六五三二号、第六五三三号、第六五三四号、第六五三五号、第六五三六号、第六五三七号、第六五三八号、第六五三九号、第六五四〇号、第六五四一号、第六五四二号、第六五四三号、第六五四四号、第六四五五号、第六五四六号、第六五四七号、第六五四八号、第六五四九号 保育事業推進に関する請願  
 第五六一五号 日雇健康保険の改善に関する請願  
 第二九九〇号 日中平和友好条約の早期締結に関する請願  
 第三七九〇号 日中平和友好条約の締結促進に関する請願  
 右の通り審査決定した。よつて報告する。  
 昭和五十二年六月九日  
 参議院議長 河野 謙三殿  
 社会労働委員長 上田 哲  
 一、議院の会議に付するを要するもの  
 二、内閣に送付するを要するもの  
 第二九九〇号 日中平和友好条約の早期締結に関する請願  
 第三七九〇号 日中平和友好条約の締結促進に関する請願  
 右の通り審査決定した。よつて報告する。  
 昭和五十二年六月九日  
 参議院議長 河野 謙三殿  
 決算委員長 鈴木 力  
 調査報告書(外務委員会第一号)  
 調査  
 本委員会は、第八十回国会開会中、表記の件に  
 関し、昭和四十八年度決算及び昭和四十九年度決  
 算の審査と並行し、銳意資料の収集を行ふ等、調  
 査を進めてきたが、その対象が広範多岐にわたる  
 ため、調査を終了するに至らなかつた。

第六三四二号 保育関係予算の大額増額等に  
 右の件については、調査を終わらなかつた。よ  
 つて経過の概要を添えて報告する。  
 昭和五十二年六月九日  
 参議院議長 河野 謙三殿  
 内閣総理大臣 福田 起夫  
 調査報告書  
 本委員会は、第八十回国会開会中、表記の件に  
 関し、昭和四十八年度決算及び昭和四十九年度決  
 算の審査と並行し、銳意資料の収集を行ふ等、調  
 査を進めてきたが、その対象が広範多岐にわたる  
 ため、調査を終了するに至らなかつた。

参議院議長 河野 謙三殿  
 予算委員長 小川 半次

第六三六〇号 横浜市内十四区内に公立の休日・夜間診療所設置促進等に関する請願  
 第六四三九号、第六五二八号、第六五二九号、第六五三〇号、第六五三一号、第六五三二号、第六五三三号、第六五三四号、第六五三五号、第六五三六号、第六五三七号、第六五三八号、第六五三九号、第六五四〇号、第六五四一号、第六五四二号、第六五四三号、第六五四四号、第六四五五号、第六五四六号、第六五四七号、第六五四八号、第六五四九号 保育事業推進に関する請願  
 第五六一五号 日雇健康保険の改善に関する請願  
 第二九九〇号 日中平和友好条約の早期締結に関する請願  
 第三七九〇号 日中平和友好条約の締結促進に関する請願  
 右の通り審査決定した。よつて報告する。  
 昭和五十二年六月九日  
 参議院議長 河野 謙三殿  
 決算委員長 鈴木 力  
 調査報告書  
 本委員会は、第八十回国会開会中、表記の件に  
 関し、昭和四十八年度決算及び昭和四十九年度決  
 算の審査と並行し、銳意資料の収集を行ふ等、調  
 査を進めてきたが、その対象が広範多岐にわたる  
 ため、調査を終了するに至らなかつた。

参議院議長 河野 謙三殿  
 予算委員長 小川 半次

第七十八回国会において、参議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてそれぞれの請願の関係省に送付し、関係省からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に付して決定することとした。その結果処理案を決定したものは左記のとおりである。

右の処理要領を収録すれば、別紙のとおりである。

記

## 第七十八回国会

件名	内閣受理件数 一、一〇九件	処理案決定件数 一、一〇九件	請願に対する処理要領	
			所管省 (本府)	おもな
傷病恩給等の改善に関する請願 (十四件)(第四一・一九一・一九二・一九三・一九四・三九〇・三九三・四七五・六六七・八七三・一一九一・一三五〇・一三六九・一四七九号)				
一、重度戦傷病者に対する待遇については、恩給制度においても特別加給を支給する等その改善には手段の配慮を講じているところであり、その受給額をみても他の諸制度に比べ遜色のない水準にあるものと考える。今後とも、その給付水準の向上という面から努力してまいりたい。				
二、(一) 傷病恩給の年額については、従来から公務員給与の改善を基礎とし、公務関係扶助料との均衡を考慮してその増額を図つてゐるところであるが、今後とも、傷病恩給受給者の特殊性を考慮して、遺憾のないよう措置してまいりたい。				
(二) 昭和五十二年の恩給改定については、請願のとおり四月から実施することとしている。				
三、特別項症の年額の最高七割までの制限の撤廃及び第一項症の視力障害のうち、明暗又は眼前手動を弁別し得る程度のものの特別項症への格上げについては、増加恩給受給者全体の均衡を考慮しつつ、今後とも、十分検討いたしたい。				
四、重度戦傷病者を介護した遺族に対する増加恩給に準じた公務員並みの年金を支給することについては、制度の基本に関する問題であり、また、戦没者の遺族に対する待遇との均衡があるので、慎重な検討を要する問題であ				

恩給・共済年金受給者の待遇改善に関する請願(二件)(第一九五・二〇五号)

同

ると考える。

一及び二、恩給年額の調整については、昭和四十八年以来、物価、国民の生活水準等の変動を総合的に反映している現職公務員の平均給与改善率を指標として一律に増額してきたところであるが、昭和五十一年からは、公務員給与の水準だけでなく、その改善傾向を反映させる方式を採用し、昭和五十二年も同様の方針により年金額の調整を行うこととしている。このような恩給年額の調整方式を法制化する必要があるかどうかについては、他の公的年金制度との均衡等をも考慮しつつ、今後とも、慎重に検討してまいりたい。

また、年金の実質的価値の維持についても、従来から努力してきたところであり、今回も公務員給与の改善内容に準じて年金額の引上げを行うこととしているが、いわゆる年金の自動スライド制の導入については、他の公的年金制度との均衡、財源負担等との関係もあるので、関係審議会にも諮り、慎重に検討してまいりたい。

三、昭和五十二年の恩給・共済年金の改定については、請願のとおり四月から実施することとしている。

四、恩給・共済年金の実質価値の維持については、従来から努力してきたところであり、昭和五十二年も公務員給与の改善内容に準じて年金額の引上げを行うこととしており、今後とも、その改善については努力してまいりたい。

五、遺族である妻子等に対する待遇については、いわゆる寡婦加算制度の導入、最低保障の充実等その改善に努めているところである。

六、恩給の最低保障については、他の公的年金の最低保障額との均衡、恩給内部の特殊性等を考慮してその改善に努めているところであ

るが、昭和五十二年の法改正においては、その額の引上げを図るほか、老齢及び有子の寡婦に支給する普通扶助料の最低保障額について特段の改善を図ることとしている。

また、共済の低額年金については、昭和四

十九年の法改正により、通算退職年金の方式に準ずる算定方式を導入する等大幅な改善を行つたところであり、昭和五十二年においても、恩給にならつた措置、厚生年金等に準じた物価スライドによる改善を行うこととしているが、今後とも、共済年金の給付水準については、他の公的年金の給付水準との均衡等を考慮して検討してまいりたい。

七、雇傭人期間を恩給公務員期間に算入することについては、恩給制度が、本来官吏を対象とした年金制度であるという建前からみて困難である。

八、国民年金制度における老齢福祉年金は、全額国庫負担によつて賄われる年金給付として、恩給などの他の公的年金を受給できない者に年金の保障を及ぼすため創設されたものであり、本来、他の公的年金と併給されるべき性格のものではない。

しかしながら、現実には、低額の普通扶助料等を受けていた老人があることを勘案し、従来から一定限度額まで併給してきたところであるが、福祉年金と他の公的年金との併給制限を撤廃することは考えていない。

九、厚生年金や共済年金等の公的年金についてこの結果、年金だけしか所得のない老人夫婦の場合には、二一九万円（配偶者が老人配偶者である場合は二二九万円）まで所得税は課税されないこととなつておらず、大多数の年金受給者の年金は課税されないこととなるもの

救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願（十一件）（第四一一・一九〇三・三〇一八・三〇一九・三二七七・三八九四・三九六六・三九六七・四〇〇一・四〇〇二・四〇〇三号）

オロッコ族北川源太郎君等に恩給法の適用若しくはそれに準ずる保障措置に関する請願（三件）（第二五七一・二八〇九・三一〇五号）

大東亜戦争中軍務に服した者の恩給に関する請願（第三四七九号）

と考えられる。  
なお、所得税は、本来、その所得に応じて課税すべきものであり、年金といえども、高額なものについては応分の負担を求めることはやむを得ないと考える。

恩給は、公務員を対象とした年金制度であるから、陸海軍の戦時衛生勤務に服した者であるとはいえ、公務員歴を全く有しない日本赤十字社の看護婦等に対し「恩給法」を適用することは、制度の建前に照らし困難であると考える。

オロッコ族旧陸軍特務機関工作員北川源太郎氏は、傭人の身分で徵集された軍属であるので、官吏を対象とする恩給制度において待遇することは困難である。

一時恩給は、戦前から文武官を問わず、引き続く在職年が三年以上で普通恩給を給する年数に達していない者に給される一時金であるから、服務期間の長短を問わず、一時恩給又は一時金を給することは、恩給制度の建前上困難であると考える。

佐世保海軍施設水域の一部制限緩和について相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国軍隊の水面使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律による佐世保海軍施設水域の制限緩和に関する請願（二件）（第八〇四・八七四号）

日本国とアメリカ合衆国との間の  
軍施設水域の制限緩和に関する請  
願（二件）（第八〇四・八七四号）

（同  
（防衛庁）  
（環境庁）

一、鹿児島湾の水銀汚染対策に関する請  
願（第六四八号）



東京都の第一学区内にある教育大  
学農学部等の筑波移転跡地に高校  
の増設に関する請願(二十五件)  
(第一四五六・一四六一・一一五六  
〇・一五六三・二六二五・一六二  
六・一六三二・二七一〇・一七三  
五・二八〇〇・二八八四・三〇一  
七・三〇四八・三一〇六・三一〇  
七・三一四七・三三五四・三六一  
七・三八九五・三八九六・三九六  
八・三九六九・四〇三四・四〇三  
五・四一七〇号)

同

るものであるのに対し、企業組合の剰余金は、一般の顧客との取引により発生したもので、これを組合員に分配する従事分量配当は一般の利益の配当と同じと考えられるものであるから、損金扱いとすることは適当でないと考える。

三、事務理事等の使用者兼務賞与の損金算入について、専務理事、常務理事等の役員は会社における専務取締役、常務取締役等の役員と同様もつぱら法人の經營に従事するものであるから、その賞与は、役員としての職務に対する支給されたものとみるべきであり、企業組合についてのみ使用者兼務賞与としてこれを損金とするとは適当でないと考える。

四、留保金の一部についての非課税措置については、企業組合は、一、で述べたように一般的な利法人と異なるところはなく、現在、留保所得の特別控除制度の対象とされている農業協同組合等とはその性格を異にするものであるから、この留保所得特別控除制度を企業組合について認めるることは適当でないと考える。

政府としては、移転跡地の有効活用が図られるよう同審議会の答申を得た上、適切な転用計画の策定を行つてまいりたい。  
ある。

輸入関税の全額免税に関する請願  
(第三七〇二号)

同  
率法施行令の一部を改正する政令により、配合飼料製造用原料品としての甘しよ生切干につき関税の免税措置を講じたところである。

公立高等学校新增設に係る財源措置については、昭和五十一年度から高校生急増問題に対する緊急対策として、新たに一定の要件のもとに、高等学校建物の新增設について国が三分の一を補助することとし、昭和五十二年度予算においては、一〇八億五八〇〇円を計上しているほか、昭和五十二年度地方債計算において、高校分六四四億円を計上しており、これらの措置により、高等学校新增設の円滑な実施が図られるものと考えている。

二、国有地の処分に当たつては、公用、公共用に優先的に充てることとなつており、その最も有効な利用を図るべく、各方面からの要望をも十分に勘案しつつ慎重に行うこととしている。

国有地の公立高校用地としての下げの要望についても、こうした方針に沿つて検討してまいりたい。

三、政府は、私立学校の果たしている役割の重要性にかんがみ、従来から私立学校に対し各種の助成策を講じてきた。

高等学校以下の私立学校の経常費助成については、都道府県において、国に準じた助成措置を講ずることができるよう、昭和四十五年度から地方交付税制度において必要な財源

国立能楽堂早期設立に関する請願  
(十一件) (第八三・九四・六四)

同

措置を講じてきたが、昭和五十年度からはその増額を図るとともに、都道府県による助成を促進するため、国の予算においても、私立高等学校等経常費助成費補助金として所要額の国庫補助金を計上し、昭和五十二年度予算においてもその増額を図っている。

私学の学校教育に果たす役割にかんがみ、「私立学校振興助成法」の趣旨を踏まえ、今後とも、引き続き私学振興の推進に努めてまいりたい。

四、心身障害児の後期中等教育については、心身の障害の種類及び程度に応じて、盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を中心に行われているが、これら教育機関の整備及び就学奨励のための施策として、公立学校設置者に対して施設費、職業教育設備費、クラブ活動設備費等について、それぞれ二分の一の補助を行ひ、更に、障害児の保護者に対し、経済的負担を軽減するため、教科用図書購入費、交通費、寄宿舎居住に伴う経費、学校給食費等の就学奨励費を支給しており、昭和五十二年度においては、新たに、通学用品費の支給等を図ることとしている。

今後とも、これらの予算の充実に努め、心身障害児の能力、適性に応じた教育の充実に努めてまいりたい。

五、高等学校教育については、従来から基礎的・基本的な教育内容に精選集約化するなど、その改善・充実に努めてきたところであるが、今後も先般出された「教育課程審議会」の答申の趣旨を踏まえつつ、生徒がゆとりのある学校生活の中で一層基礎的・基本的内容を身につけることができるよう、必要な改善を図つてしまりたい。

国立能楽堂設立に関する基本問題について  
は、引き続き調査審議を進めるとともに、建設

九・一四八三・三四七一・三六一  
九・三六七六・三六九三・三七〇  
○・三九〇一・三九〇二号)  
病弱児養護学校の校地取得等に関する請願(二件)(第一九六・一九七号)

同

用地についても調査を行うこととしている。

一、養護学校用地としての国立療養所等の土地の譲渡については、従来から優先的に扱ってきたところであるが、国立療養所等の医療機関と密接な関係にある養護学校の用地については、その状況を十分勘案し善処してまいりたい。

二、小児専門の医療機関については、国立小児病院を中心として全国的に整備を推進しているところであるが、今後とも、その拡充に努めてまいりたい。

三、腎炎、ネフローゼ等の小児慢性疾患に罹患している児童に対する医療費の公費負担については、昭和四十九年度において、小児慢性特定疾患治療研究事業として制度を統一し、その対象疾患も九疾患群に拡大したところであるが、その後においても、九疾患群のうち、昭和五十一年度には慢性腎疾患及び慢性心疾患について、昭和五十二年度には血友病等血液疾患及び膠原病について、その対象年齢を一八歳未満から二〇歳未満に延長するなど、逐年改善を図つているところである。

四、教諭、寮母等養護学校の教職員定数については、現在、昭和四十九年度を初年度とする義務教育諸学校の「教職員定数改善五年計画」により改善に努力しているところである。

五、病弱者である児童又は生徒に係る特殊学級については、現在、義務教育諸学校の「教職員定数改善五年計画」に基づき、学級編制基準の引下げを進めているところである。また、教材教具の充実についても、昭和四十二年度以来教材費国庫負担金の増額に努めているところである。

生命育成技術教育(栽培・飼育)  
振興に関する請願(第八〇三号)

同

国立の教員養成大学・学部には、「栽培」、「飼育」等の分野を包括する学科目として「農業」「技術科教育」が置かれており、特に「技術科教育」については、昭和五十二年度において、四大学で学科目の増設又は整備を行うこととしている。

なお、開設する授業科目及びその履修方法について、各大学の自主的な判断に委ねられて  
いる。

また、国立の教員養成大学・学部の農場については、ほとんどの関係大学・学部に設けられ  
れ、関係の教官・学生の教育研究に利用されて  
いる。

一、公立高等学校新增設に係る財源措置については、昭和五十一年度から高校生急増問題に対する緊急対策として、新たに一定の要件のもとに、高等学校建物の新增設について国が三分の一を補助することとし、昭和五十二年度予算においては、一〇八億五八〇〇万円を計上しているほか、昭和五十二年度地方債計画において、高校分六四四億円を計上しておる、これらの措置により、高等学校新增設の円滑な実施が図られるものと考えておる。

したがつて所論の立法は考えていない。

二、(一) 高等学校建物の新增設については、昭

(一) 高等学校建物の新規設については、昭和五十一年度から、新たに一定の要件のもとに、国がその三分の一を補助することとしたところであります。今後とも、各都道府県の実情に応じ高等学校建設に遺憾のないよう努力してまいりたい。

(二) 高校用地取得費の国庫補助制度について  
は、義務教育施設においても、一般的には実施していない事情にあるところから、これを補助の対象とすることは考えていい。なお、用地取得費については、従来から起債により措置してきたところである。

三四四	四四八	三四七	四五一	三四四	三四八	三四五	三四九	三四四	三四一	三四四	三四七	三四四	三四一	三四四	三四四
五七一	五八〇	五七七	五七一	五七二	五七五	五七二	五七一	五七三	五七一	五七二	五七五	五七一	五七三	五七一	五七一
六五〇	六五·	六五·	六五·	六五·	六五·	六五·	六五·	六五·	六五·	六五·	六五·	六五·	六五·	六五·	六五·
六五三	六五六	六五四	六五三	六五四	六五五	六五四	六五三	六五五	六五三	六五四	六五五	六五三	六五四	六五三	六五三
六五六	六五七	六五四	六五六	六五七	六五五	六五四	六五六	六五五	六五六	六五七	六五四	六五六	六五七	六五六	六五六
七九五	七九六	七九六	七九五	七九六	七九七	七九六	七九五	七九六	七九五	七九六	七九五	七九六	七九五	七九六	七九五
七九八	七九九	七九九	七九八	七九九	八〇〇	七九九	七九八	七九九	七九八	七九九	七九八	七九九	七九八	七九九	七九八
八〇一	八〇二	八〇二	八〇一	八〇二	八〇三	八〇二	八〇一	八〇二	八〇一	八〇二	八〇一	八〇二	八〇一	八〇二	八〇一
八八九	八八九〇	八八九〇	八八九	八八九〇	八八九一	八八九〇	八八九	八八九一	八八九〇	八八九一	八八九〇	八八九一	八八九〇	八八九一	八八九〇
八九二	一九九三	一九九三	八九二	一九九三	八九四	一九九三	八九二	一九九三	八九四	一九九三	八九四	一九九三	八九四	一九九三	八九四
八九五	一八九六	一八九六	八九五	一八九六	八九七	一八九六	八九五	一八九六	八九五	一八九六	八九七	一八九六	八九五	一八九六	八九五
八九六	一九八五	一九八五	八九六	一九八五	八九七	一九八五	八九六	一九八五	八九六	一九八五	八九七	一九八五	八九六	一九八五	八九六
九九七	一九八六	一九八六	九九六	一九八六	九九七	一九八六	九九六	一九八六	九九六	一九八六	九九七	一九八六	九九六	一九八六	九九六
九九三	一九九一	一九九一	九九三	一九九一	九九四	一九九一	九九三	一九九一	九九四	一九九一	九九三	一九九一	九九三	一九九一	九九三
九九六	一九九四	一九九四	九九六	一九九四	九九五	一九九四	九九六	一九九四	九九五	一九九四	九九五	一九九四	九九六	一九九四	九九六
○九〇	二〇八八	二〇八八	○九〇	二〇八八	○九一	二〇八八	○九〇	二〇八八	○九一	二〇八八	○九〇	二〇八八	○九一	二〇八八	○九〇
○九三	二〇九四	二〇九四	○九三	二〇九四	○九四	二〇九五	○九三	二〇九四	○九四	二〇九五	○九三	二〇九四	○九四	二〇九五	○九三
○九六	二〇九七	二〇九七	○九六	二〇九七	二〇九八	二〇九七	○九六	二〇九七	二〇九八	二〇九七	○九六	二〇九七	二〇九八	二〇九七	○九六
○九八	二三〇九	二三〇九	○九八	二三〇九	二三〇九	二三〇九	○九八	二三〇九	二三〇九	二三〇九	○九八	二三〇九	二三〇九	二三〇九	○九八
二一一	二三一二	二三一二	二一一	二三一二	二三一二	二三一二	二一一	二三一二	二三一二	二三一二	二一一	二三一二	二三一二	二三一二	二一一
二一四	二三一五	二三一五	二一四	二三一五	二三一六	二三一五	二一四	二三一五	二三一六	二三一五	二一四	二三一五	二三一六	二三一五	二一四
三三三	二三三一四	二三三一四	三三三	二三三一四	二三三一五	二三三一四	三三三	二三三一四	二三三一五	二三三一四	三三三	二三三一四	二三三一五	二三三一四	三三三
三三六	二三三一七	二三三一七	三三六	二三三一七	二三三一八	二三三一七	三三六	二三三一七	二三三一八	二三三一七	三三六	二三三一七	二三三一八	二三三一七	三三六
三三九	二三三一〇	二三三一〇	三三九	二三三一〇	二三三一一	二三三一〇	三三九	二三三一〇	二三三一一	二三三一〇	三三九	二三三一〇	二三三一一	二三三一〇	三三九
四一七	二四一八	二四一八	四一七	二四一八	二四一九	二四一八	四一七	二四一八	二四一九	二四一八	四一七	二四一八	二四一九	二四一八	四一七
四三三	二四五四	二四五四	四三三	二四五四	二五四一	二四五四	四三三	二四五四	二五四一	二四五四	四三三	二四五四	二五四一	二四五四	四三三
四五二	二五四三	二五四三	四五二	二五四三	二五四四	二五四三	四五二	二五四三	二五四四	二五四三	四五二	二五四三	二五四四	二五四三	四五二

高等学校整備事業については、從来から一般単独事業債の対象としており、また、用地の先行取得については、公共用地等先行取得債の対象とし、積極的に取り組んでいる。

なお、資金については、地方債計画全体の政府資金わくの関係で財政力の弱い一般市町村の事業に政府資金を重点的に配分しているので、主として都道府県の事業となる高校分については縁故資金を充てざるを得ない状況にある。

(四) 国有地の処分に当たつては、公用、公共用に優先的に充てることとなつております。最も有効な利用を図るべく、各方面からの要望をも十分に勘案しつつ慎重に行うことをとしている。

国有地の公立高校用地としての抜分けの要望についてもこうした方針に沿つて検討してまいりたい。

五 なれど軍旅誌 因幡の近邇については  
地元の要望を踏まえ、返還のための努力を  
続いているところである。

重要性にかんがみ、從来から私立学校に対する各種の助成策を講じてきた。

高等学校の私立校の経営負担については、都道府県において、国に準じた助成措置を講ずることができるよう、昭和四十五年度から地方交付税制度において必

必要な財源措置を講じてきたが、昭和五十年度からはその増額を図るとともに、都道府県による助成を促進するため、国の予算に

おいても、私立高等学校等経常費助成費補助金として所要額の国庫補助金を計上し、昭和五十一年度予算においてもその増額を図つてゐる。

私学の学校教育に果たす役割にかんが

五四五・二五四六・二五四七・二四八・二五四九・二五五〇・二九〇・二六九一・二六九二・二九三・二六九四・二六九五・二九六・二六九七・二六九八・二九九・二七〇〇・二七〇一・二八七・二八六八・二八六九・二八七〇・二八七一・二八七二・二八七三・二八七四・二八七五・二八七六・二九九九・三〇〇〇・三〇〇一・三〇〇二・三〇〇三・三〇〇四・三〇〇五・三〇〇六・三〇〇七・三〇〇八・三一一〇・三一一一・三一一二・三一一三・三一一四・三一一五・三一一六・三二七・三一一八・三一一九号)

私立高等学校等の施設・設備の改善と学費のすえ置に関する請願  
(四件) (第二〇九八・三〇〇三・三〇三三・四〇〇八号)

同

み、「私立学校振興助成法」の趣旨を踏まえ、今後とも引き続き私学振興の推進に努めてまいりたい。

公立高校新增設への国庫補助増額及び私立高校生の父母負担軽減のための国庫補助の増額に関する請願(第一五六四号)

同

政府は、私立学校の果たしている役割的重要性にかんがみ、従来から私立学校に対し各種の助成策を講じてきた。

高等学校以下の私立学校の経常費助成については、都道府県において、国に準じた助成措置を講ずることができるよう、昭和四十五年度から地方交付税制度において必要な財源措置を講ずることができたが、昭和五十年度からはその増額を図ってきたが、昭和五十年度からはその増額を図るとともに、都道府県による助成を促進するため、國の予算においても、私立高等学校等の経常費助成費補助金として所要額の国庫補助金を計上し、昭和五十二年度予算においてもその増額を図つていている。

なお、日本私学振興財團においては、一般市中金融機関よりも有利な条件で私立学校の施設等に対する融資を行つており、融資わくの拡大、貸付単価の引上げ等年々その拡充に努めている。

私学の学校教育に果たす役割にかんがみ、「私立学校振興助成法」の趣旨を踏まえ、今後とも、引き続き私学振興の推進に努めてまいりたい。

養護学校義務制に伴う施策の推進に関する請願(一件) (第二六一六・二七二三号)

同

も、引き続き私学振興の推進に努めてまいりたい。  
一、公立高等学校新增設に係る財源措置については、昭和五十一年度から高校生急増問題に対する緊急対策として、新たに一定の要件のもとに、高等学校建物の新增設について国が三分の一を補助することとし、昭和五十二年度予算においては、一〇八億五八〇〇万円を計上しているほか、昭和五十二年度地方債計画において、高校分六四四億円を計上しておあり、これらの措置により、高等学校新增設の円滑な実施が図られるものと考えている。

二、政府は、私立学校の果たしている役割の重要性にかんがみ、従来から私立学校に対し各種の助成策を講じてきた。

高等学校以下の私立学校の経常費助成については、都道府県において、国に準じた助成措置を講ずることができたが、昭和五十年度からはその増額を図るとともに、都道府県による助成を促進するため、國の予算においても、私立高等学校等の経常費助成費補助金として所要額の国庫補助金を計上し、昭和五十二年度予算においてもその増額を図つていている。

私学の学校教育に果たす役割にかんがみ、「私立学校振興助成法」の趣旨を踏まえ、今後とも、引き続き私学振興の推進に努めてまいりたい。

昭和五十二年六月二十八日

参議院会議録追録(その二) 第七十八回国会参議院において採択された請願の処理経過

行うこととしている。

また、補助基準面積については、昭和四十七年度に改定を行つたところであり、現在のところ改定を行うことは考えていない。

二、養護学校用地取得費については、従来から起債により措置してきたところであり、義務教育施設においても一般的には実施していない事情にあるところから、これを補助の対象とすることは考えていない。

また、起債わくについては、従来から養護学校の新增設について、その用地取得に係る経費の査定事業費の九〇パーセントを起債で措置している。

三、義務教育諸学校の教職員定数については、現在、昭和四十九年度を初年度とする義務教育諸学校の「教職員定数改善五か年計画」により改善に努力しているところである。

専門職員の養成については、国立の教員養成大学、学部においてそのすべてに精神薄弱児教育の養護学校教員養成課程を設置(計四七大学、入学定員九六〇人)しているほか、肢体不自由児教育、病弱児教育、言語障害児教育の専門教員を養成するための課程も設置(計六大学、入学定員一六〇人)している。

また、小・中学校の現職の教員に対し、特殊教育に関する教育を一年間にわたつて施し、資質のすぐれた専門教員を確保するための特殊教育特別專攻科の設置(既設一大学、入学定員三三〇人)を進めており、今後とも、その増設を図つてしまいたい。

四、養護学校の設備充実については、障害に応じた教育を実施するための各種の設備を年次計画等により、整備を進めてきたところである。

また、教材教具の充実については、昭和四十二年度以来、教材費国庫負担金の増額に努めてきたところである。

義務教育諸学校の建設に必要な事業費の超過負担の解消等に関する  
請願(第三〇二一〇号)

同

五、都道府県及び市町村教育委員会の就学指導委員会設置に係る補助については、昭和四十九年度に国庫補助を始めて以来年々その拡充に努めてきたが、昭和五十二年度には、その補助単価を引き上げなどその改善を図ることとしている。

なお、市町村によつては、就学指導委員会の構成をより適正にするため、一定数の市町村が共同して設置する方法についても指導しているところである。

公立の学校の建設費に係る超過負担の解消については、昭和四十九年度に各省合同で実施した実態調査の結果に基づき所要の改善を行つたほか、毎年改善を図つているところであり、昭和五十二年度予算においては、公立小・中学校の鉄筋コンクリート造校舎の場合、前年度単価に比し七・三パーセント増としている。国庫負担率の引上げについては、昭和四十八年度から小・中学校校舎の新增築事業につき、児童生徒急増地域の補助率を三分の二としたほか、昭和五十二年度に急増地域の指定要件の緩和を行うこととしている。

一、心神障害児の保護者の就学義務の猶予又は免除については、医学的観点から、当面学業を受けることが困難な者がいることにかんがみ、その制度を廃止することは考えていい。しかし、この制度が、心神障害児の教育の機会を奪うこととならないよう、就学指導に慎重を期すなど制度の適正な運用を図つてしまいたい。

二、養護学校の増設については、昭和五十四年四月一日からの養護学校教育の義務制が実施されることもあり、国としても、その計画的な整備を推進している。

また、特殊学級についても、精神薄弱特殊

高校建設予算の増額に関する請願  
(第四一一一號)

学級を中心に、言語障害、情緒障害特殊学級等その整備を計画的に進めている。

三、父母の経済的負担の軽減については、盲学校、聾学校及び養護学校に就学している児童・生徒の父母の経済的負担を軽減することにより、これらの学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」の制定以来、その充実に努めてきているところである。

四、義務教育諸学校の教職員定数については、現在、昭和四十九年度を初年度とする義務教育諸学校の「教職員定数改善五年計画」により改善を行つてあるところであり、また、教員の給与についても、目下、「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」に基づき、計画的に改善を行つてある。

また、私立の盲学校、聾学校及び養護学校については、経常費の補助を行つてあるところである。

公立高等学校新増設に係る財源措置については、昭和五十一年度から高校生急増問題に対する緊急対策として、新たに一定の要件のもとに、高等学校建物の新増設について国が三分の一を補助することとし、昭和五十二年度予算においては、一〇八億五八〇〇万円を計上しているほか、昭和五十二年度地方債計画において、高校分六四四億円を計上しており、これらの措置により、高等学校新増設の円滑な実施が図られるものと考えている。なお、用地取得費については、從来から起債により措置してきた

重度戦傷病者と家族の援護に関する請願(十四件)(第四三・四四・一八八・一八九・一九〇・四七・六三六・六六八・一〇四一・一〇四二・一一九〇・一三五三・一三七〇・三九二三号)

厚 生 省

ところである。

重度戦傷病者と家族の援護に関する請願(十四件)(第四三・四四・一八八・一八九・一九〇・四七・六三六・六六八・一〇四一・一〇四二・一一九〇・一三五三・一三七〇・三九二三号)

一、国民年金における福祉年金は、本来いざれの制度からも年金を受けることのできない者に支給される補完的な年金であつて、他の公的年金を受けることのできる者にまで支給される性格のものではない。

しかしながら、現実には、低額の普通扶助料等を受けている者があることを勘案し、從来から一定限度額まで併給しているところである。

二、公務上の傷病により療養の必要のある戦傷病者に対しては、国家補償の精神に基づき、従来から療養の給付等を行つてきているが、公務上の傷病以外の一般的な疾病につき家族を含めてその対象となることは、制度の趣旨にかんがみ困難である。

三、公務上の傷病により重度の障害がある戦傷病者に対しては、国家補償の精神に基づき、国立保養所に収容し、医学的管理の下に、保養の機会を提供することとしているが、戦傷病者の一般的な老齢化に伴つて生じる施設収容のニードについては、老人福祉施策の一環として、老人福祉施設を計画的に整備していくことにより対処していくこととしており、老齢化した戦傷病者のための援護施設を独自に設置することは考えていない。

四、各種の機能障害を有する戦傷病者に対して、老人福祉施設を計画的に整備していくことにより対処していくこととしており、老齢化した戦傷病者のための援護施設を独自に設置することは考えていない。

五、戦傷病者の国鉄無賃乗車船取扱いについては、従来から戦傷病者援護制度の一環として実施してきたところであるが、昭和五十二年度からは新たに第三目症及び第四目症の障害程度の者についてもその対象とし、援護の充

昭和五十二年六月二十八日付 参議院会議録追録(その一) 第七十八回 国会参議院において採択された請願の処理経過

同 同

同制度の国鉄バスへの適用、家族の単独利用への適用並びに特別急行料金等の無料化については、制度の趣旨等にかんがみ、慎重な検討を要する問題であると考える。

また、公・民営交通機関における運賃割引については、既に、一部の地方公共団体及び民間企業において実施されているところである。こうした措置は、各機関の自主的判断に基づき行われているところであるが、政府としても、本件につき、関係方面との密接な連絡に努めてまいりたい。

六、増加恩給は、増加恩給受給者が現に公務上の傷病により苦しんでおられるることを考慮し、障害そのものの評価及び障害の与える影響等に応じた年額を給するものであるのに対し、扶助料は、公務員が死亡した後の遺族に対する、その生活の支えとして普通恩給を基礎として算出した額を給するものであるから、その趣旨は全く異なつてゐる。したがつて、特例とはいへ扶助料の額を増加恩給の額に準じた額に改めることは、恩給制度の基本にかかる問題であり困難であると考える。

市町村社会福祉協議会については、地域福祉活動の拠点としての機能を強化するため、社会福祉法人化を積極的に進めているが、その法制化については、なお慎重に検討してまいりたい。また、福祉活動専門員については、昭和五十二年度において一〇〇人増員し、合計一四九二人の設置を予定しているほか、人件費補助単価についても引き上げることとしている。

日雇労働者健康保険に任意継続制度導入することについては、現行制度の構成上困難な問題があるが、今後の日雇労働者健康保険制度の在り方そのものについて、現在、関係審議会に

同制度の国鉄バスへの適用、家族の単独利用への適用並びに特別急行料金等の無料化に

検討を要する問題であると考える。  
また、公・民営交通機関における運賃割引について、既に、一部の地方公共団体及び民間企業において実施されているところである。こうした措置は、各機関の自主的判断に基づき行われているところであるが、政府としても、本件につき、関係方面との密接な連絡に努めてまいりたい。

六、増加恩給は、増加恩給受給者が現に公務上  
の傷病により苦しんでおられることを考慮  
し、障害そのものの評価及び障害の与える影  
響等に応じた年額を給するものであるのに対  
し、扶助料は、公務員が死亡した後の遺族に  
対して、その生活の支えとして普通恩給を基  
礎として算出した額を給するものであるか  
ら、その趣旨は全く異なつてゐる。したがつ  
て、特例とはいへ扶助料の額を増加恩給の額  
に準じた額に改めることは、恩給制度の基  
本にかかる問題であり困難であると考へ  
る。

市町村社会福祉協議会については、地域福祉活動の拠点としての機能を強化するため、社会福祉法人化を積極的に進めているが、その法制化については、なお慎重に検討してまいりたい。また、福祉活動専門員については、昭和五十二年度において一〇〇人増員し、合計一四九二人の設置を予定しているほか、人件費補助単価についても引き上げることとしている。

日雇労働者健康保険に任意継続制度を導入することについては、現行制度の構成上困難な問題があるが、今後の日雇労働者健康保険制度の在り方そのものについて、現在、関係審議会に

国民健康保険組合に対する国民健康保険法一部改正による療養給付費補助金の定率引上げ等に関する請願(五十四件)（第一八五・二〇八・二一〇九・二七六・二七七・二七八・二七九・二八〇・二八一・二八二・二八三・二八四・二八五・二八六・二八七・二八八・二八九・二九〇・二九一・二九二・二九三・二九四・二九五・二九六・二九七・二九八・二九九・三〇〇・三〇一・三〇二・三〇三・三〇四・三〇五・三〇六・三〇七・三〇八・三〇九・三一〇・三一一・三一二・三一三・三一四・三一七・三八〇・三八一・四七七・四八一・五五三・五五四・五六一・六二五・七九五・一〇四〇・一二三二〇号)

成人病予防の法制化に関する請願(二件)(第三八八・三九八号)

難病対策の促進に関する請願(第六四二号)

国民健康保険の抜本的改善に関する請願(五件)(第六五〇・六五四・六五五・六五六号)

おいて検討されており、その結論を踏まえ検討してまいりたい。

国民健康保険組合に対する国庫補助を市町村並みに一律に引き上げることについては、国民健康保険組合間の財政力格差が市町村の場合以上に存すること等の事情から困難である。しかし、国民健康保険組合に対しては、法定二五パーセントの国庫補助に加えて、昭和四十五年以來特別の助成を行つており、昭和五十二年度予算においては、臨時調整補助金として一七〇億円を計上し、財政力のぜい弱な組合に対して、重点的に国庫補助の充実強化を図ることとしている。

なお、国民健康保険組合に対する補助の在り方については、今後、慎重に検討してまいりたい。

なお、国民健康保険組合に対する補助の在り方については、今後、慎重に検討してまいりたい。

難病対策としては、調査研究の推進、医療費負担の軽減及び医療機関の整備を柱として総合的な施策を推進してきているところであり、今後とも、対策の強化に努めてまいりたい。  
なお、難病対策の法制化については、現在考えていない。

一、給付率の引上げは、相当の保険料(税)の引上げを伴うこととなり、国民健康保険財政の現状からみて困難である。

おいて検討されており、その結論を踏まえ検討してまいりたい。

国民健康保険組合に対する国庫補助を市町村並みに一律に引き上げることについては、国民健康保険組合間の財政力格差が市町村の場合以上に存すること等の事情から困難である。

しかし、国民健康保険組合に対しては、法定二五パーセントの国庫補助に加えて、昭和四十三年以來特別の助成を行つており、昭和四十五年度予算においては、臨時調整補助金として一七〇億円を計上し、財政力のぜい弱な組合に対して、重点的に国庫補助の充実強化を図ることとしている。

なお、国民健康保険組合に対する補助の在り方については、今後、慎重に検討してまいりたい。

成人病予防の法制化については、現在考えていない。

難病対策としては、調査研究の推進、医療費負担の軽減及び医療機関の整備を柱として総合的な施策を推進してきているところであり、今後とも、対策の強化に努めてまいりたい。

なお、難病対策の法制化については、現在考えていない。

一、給付率の引上げは、相当の保険料(税)の引上げを伴うこととなり、国民健康保険財政の現状からみて困難である。

なお、高額療養費支給制度により、被保険

者の負担はかなり軽減されているところである。

二、傷病手当金及び出産手当金を法定給付として、すべての保険者に義務づけることは、国民健康保険財政の現状等からみて困難である。

三、(一) 老人医療費支給制度は、国民皆保険、皆年金の下において、総体的に稼得能力が低く、社会的にも不安定な状態におかれている老人に対し、受療の向上を通じ福祉を増進するため、現行医療保険制度の補完的措置として実施されているものである。

この制度については種々議論があるが、財政の健全化もざることながら、我が国が本格的な高齢化社会を迎える中で、年金、福祉サービス、保健医療等総合的な老人対策を強化する見地からみて基本的な検討が必要であると考えるので、現在、専門家の意見を聴きつつ観察検討を行つてゐるところである。

(二) 児童の疾病については、従来から未熟児養育医療、身体障害児の育成医療等、特別の医療を必要とするもの及び長期の治療を必要とする慢性疾患を対象に医療費の公費負担を実施しているところであり、逐年、改善を行つているところである。

このような特別の医療以外の一般の医療まで公費負担の対象とすることについては、医療保険において家族給付率の引上げ、高額療養費支給制度の創設等の改善が行われたこともあり、目下のところ実施する考えはない。

(三) 原因が不明であり、治療方法が未確立である難病のうち、治療が極めて困難であり、かつ、その医療費も高額である特定疾患については、患者負担の軽減を図るため、昭和四十八年度以来、その医療に要す

る費用のうち保険診療の自己負担分を公費で負担しているところであり、現行の制度を改め、医療に要する費用を全額公費で負担することは考えていない。また、現行の制度の対象となる難病の範囲を更に拡大することについては、専門家の意見を聴きながら慎重に対処してまいりたい。

(四) 高額療養費の自己負担限度額については、昭和五十二年度において、家族の療養に要する費用の状況や賃金水準の状況等を考慮してその引き上げを行うこととしている。なお、今回の改定に当たつては、長期療養者に対する特例措置を講ずることを予定している。

支給方法については、他の制度との関係に配慮しつつ、慎重に検討してまいりたい。

四、薬価基準価格の算定に原価計算方式を採用することは、自由競争を通じて形成される市場価格を調査して薬価を算定する現行の方式に比較して、国民経済的にみて効率的であるとは考えていない。

五、国民健康保険については、従来から他の制度に例をみない高率の国庫補助を行つてゐるところである。昭和五十二年度予算においては、法定の四五パーセントの補助に加え、特別の財政措置として一一八億円を計上し、更に助成の強化を図ることとしている。

事務費については、昭和四十九年度の大蔵、厚生、自治の三省合同調査結果に基づき、昭和五十年度において超過負担の解消を図つたところである。更に、昭和五十二年度予算においては、昭和五十一年度に引き続き補助対象を拡大し、一層の充実を図ることとしている。

六、診療報酬は、国民の経済力を勘案しつつ、賃金、物価の変動に対応させるとともに、技



准看護婦制度廃止等に関する請願  
(第一一八九号)

脳卒中対策強化に関する請願（一二三四九・二四五五号）

准看護婦問題を含め看護婦制度の在り方については、我が国の医療全般にかかる問題であり、将来の課題として慎重に対処してまいりたい。

一、リハビリテーション施設の整備について  
は、昭和四十八年度から難病対策の一環として、国立病院及び国立療養所の病棟及び機能訓練棟の整備を進めているところである。  
また、国立療養所宮城病院を脳卒中リハビリテーションの基幹施設として機能訓練棟及び治療棟の整備を行い、脳卒中対策の強化充実を図っているところである。

二、理学療法士及び作業療法士は、近年のリハ

三、身体機能に障害のある在宅の老人に対しても、特別養護老人ホーム及び老人福祉センターにおいて機能回復訓練を実施できるようその施設の整備を推進し、施設数の拡大、国庫補助の増額等を図っているほか、保健婦に對して、脳卒中後遺症を有する者について保健指導を行うために必要な研修を実施していくところである。

## 中小商工業者の老後の保障に関する請願(第一七一九号)

## 業者婦人の健康管理に関する請願

中小業者婦人の健康診断については、一般的の

(第一七三〇号)

業者婦人の母性保護に関する請願  
(第一七三二号)

同

成人病対策の中でも各種の検診事業を行つてお  
り、今後とも、その充実を図つてまいりたい。

国民健康保険においては、現在、すべての保  
険者において助産費を支給しているところであ  
る。

国は、国民健康保険の財政基盤がぜい弱であ  
るということから特別に助産費の三分の一を補  
助しており、昭和五十二年度においては、他の  
医療保険の給付状況等を勘案し、補助基準額を  
従来の四万円から六万円に引き上げることとし  
ているところである。

母性の保護に関する具体的な施策については、  
「母子保健法」、「児童福祉法」等に基づき、妊娠  
婦に対する保健指導、健康診査、栄養強化事  
業、母子健康センターの設置等による保健体制  
の整備、保育所の計画的整備、社会保険におけ  
る分娩費の支給等各々の分野において必要な施  
策の充実を図っているところである。今後と  
も、これら施策を一層推進することにより母性  
の保護を図つてまいりたいと考えており、母性  
保護の総合的な立法化を図る考えは以下のとこ  
ろない。

商工業者に対する社会保障制度の  
確立に関する請願(第一七三二号)

同

業者の子どもが安心して育つため  
保育所の入所基準の改善に関する  
請願(第一七三四号)

同

状等からみて困難である。

助産費については、国は、国民健康保険の財  
政基盤がぜい弱であるということから、特別に  
その三分の一を補助しており、昭和五十二年度  
においては、他の医療保険の給付状況等を勘案  
し、補助基準額を従来の四万円から六万円に引  
き上げることとしている。

一、保育所の入所措置については、市町村長が  
入所措置するが、その際、母親の労働形態、  
家庭環境等個々の家庭の状況を十分調査の  
上、保育を要する程度の高いものから入所の  
措置を決定することとしており、この方針を  
改める考えはない。

二、保育所の建設費補助については、社会経済  
情勢の変化に配慮しつつ毎年度補助単価の改  
善を図つており、昭和五十一年度において  
も、物価の動向を勘案して補助対象面積及び  
単価について所要の改正を行つたところであ  
るが、昭和五十二年度予算においても、新た  
に、門、障壁を補助対象にする等の改善措置  
を講ずることとしている。

三、乳児は疾病事故等に対しても極めて無力であ  
り、また、この時期は、将来の人間形成の基  
盤づくりが行われる最も重要な時期であるの  
で、育児休業制度の普及等母親自らが保育し  
得る条件の整備に努めるとともに、乳児を保  
育所において保育する場合にも、乳児のこれ  
らの特性を十分留意しつつ、設備、運営面に  
おいて乳児への悪影響を最少限にとどめる配  
慮が必要である。

このような観点に立ち、從来から低所得階  
層の乳児を九人以上入所させ、かつ、一定の  
設備及び運営基準に適合する保育所を対象と  
して乳児保育特別対策を実施してきたところ  
であるが、昭和五十二年度予算においてはそ  
の基準を緩和し、「乳児九人以上」を「三人以

国民健康保険事業の健全化に関する請願(第二〇一九号)

同

上「とする」とすることとしている。

一、老人医療費支給制度は、国民皆保険、皆年金の下において、総体的に稼得能力が低く、社会的にも不安定な状態におかれている老人に対し、受療の向上を通じ福祉を増進するため、現行医療保険制度の補完的措置として実施されているものである。

この制度については種々議論があるが、財政の健全化もさることながら、我が国が本格的な高齢化社会を迎える中で、年金、福祉サービス、保健医療等、総合的な老人対策を強化する見地からみて、基本的な検討が必要であると考えるので、現在、専門家の意見を聞きつつ鋭意検討を行つていているところであります。

二、国民健康保険は、低所得者の加入が多く、老人の加入割合が高いこともあつて、財政基盤がぜい弱であるので、従来から他に例をみない高率の国庫補助を行つてゐるところである。昭和五十二年度予算においては、最近における老人の医療費の増加等による保険財政のひつ迫に対処するため、法定の国庫補助に加え、特別の財政措置として一一八億円を補助し、更に国保財政の健全化を図ることと從來と同様に措置したところである。

市町村社会福祉協議会の法制化並びに拡充強化に関する請願(第二〇一〇号)

同

保育対策の強化に関する請願 第二〇二二号

同

生活保護の年末手当大幅増額及び夏期一時金制度の新設に関する請願(第二〇一四号)

同

二人の設置を予定しているほか、人件費補助単価についても引き上げることとしている。

保育所の保育料については、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯からは徴収を行わず、それ以上の所得階層に対しては、保護者の負担能力、児童の処遇改善等のための保育単価の引上げ額等を総合勘案して、毎年度、適正な徴収基準を定めているところである。昭和五十一年度においても、保護者の負担能力等に見合った負担の在り方について配慮したところであるが、今後とも、保護者負担の適正化に十分配慮してまいりたい。

一、期末一時扶助は、年末における消費支出の増大に対応しているものであり、毎年引上げを行つてゐる。昭和五十二年度予算においても、一級地で昭和五十一年度の一人当たり六五〇〇円から一人当たり七三三〇円に引き上げたところであり、これにより、年末における最低生活需要の増加に対応しうるものと考へる。なお、期末一時扶助についても地域の消費生活水準の実態上の差を考慮して、級地差を設けていた。

二、夏期手当については、夏期における支出増が、一年間を通しての消費生活を計画的に行うことにより賄うことのできる程度のものであるので、一般的の生活扶助基準のわく外に創設する理由に乏しいものと考へる。

准看護婦養成制度廃止、看護制度一本化に関する請願(二件)(第二一三九・二一四〇号)

同

成人病予防法の法制化に関する請願(第二一四四号)

同

准看護婦問題を含め看護婦制度の在り方については、我が国の医療全般にかかる問題であり、将来的課題として慎重に対処してまいりたい。

成人病予防の法制化については、現在考えていない。

# 官報

## 号外

昭和五十二年六月二十八日

### ○第八十回 参議院会議録追録(その三)

件名	所管省	請願に対する処理要領
老人医療の有料化反対に関する請願(二件)(第二二五一・二二二五)	厚生省	同

医療保険の大改悪反対等に関する  
請願(二十件)(第二二二六・二二二七・二二二八・二二二九・二二二〇・二二二一・二二二二・二二二三・二二二四・二二二五・二二二六・二二二七・二二二八・二二二九・二二二四〇・二二二四一・二二二四二・二二二四三・二二二四四・二二二四五)

二、老人医療費支給制度については、昭和五十二年度も現行制度を継続することとしている。  
二、老人医療問題については、種々論議のあるところであるが、この問題は、国民全体の医療保障の在り方や総合的な老人福祉施策の一環として検討されるべきであるので、各方面の意見を聴きながら検討してまいりたい。

一、健康保険制度については、昭和五十三年度を目途に制度の基本的な見直しを行うこととしているところであるが、今回の改正は、健康保険の財政が現在極めて窮屈した状況にあり、制度の運営にも支障を生じかねない状態となつていていることにかんがみ、当面の制度の円滑な運営と内容の充実を図るため必要な措置を講ずるものである。  
また、国民健康保険制度については、昭和五十二年度において、助産費の補助基準額を従来の四万円から六万円に引き上げ、保険者の給付改善を促進することとしている。

二、国民健康保険については、従来から他の制度に例をみない高率の国庫補助を行つてゐるところである。昭和五十二年度予算においては、法定の四五パーセントの補助に加え、特別の財政措置として一一八億円を計上し、更に助成の強化を図り、被保険者の負担増の

緩和を図ることとしている。  
三、救急医療対策については、その大幅な充実を図るため、昭和五十二年度においては、新規の施策として、地域医師会の在宅当番医制に対する助成、重症救急患者のための第二次救急医療体制の整備及び広域救急医療情報システムの整備を進めるほか、従来の施策の拡充として、休日・夜間急患センターの整備拡充、救命救急センターの大幅な増設等を行い、更に、関連施策を充実するなど総合的な救急医療体制の整備を推進することとしている。

また、へき地における医療の確保については、診療所の設置、機動力の整備を図るために患者輸送車等の整備、へき地医師修学資金等による医師の確保等の施策を講じてきたが、更に、昭和五十年度からは、無医地区を有する広域市町村圏を単位としたへき地中核病院の整備を行うなど、広域かつ体系的なへき地対策を推進している。

四、老人医療費支給制度については、昭和五十二年度も無料化を継続することとしている。  
老人に対する医療施設については、医療施設全般の整備の充実により対処してまいりたい。

今後の老人保健医療の在り方については、種々論議であるが、これから急速に増加する老人が健康で豊かに生活していくにはどうしたらよいかという総合的な見地に立つて、訪問看護制度の問題等を含め慎重に検討してまいりたい。

五、国立病院及び療養所の事業経費については、経営に伴う収入のほか、一般会計からの繰入れ等が行われ、支障が生じないよう配慮している。

また、自治体立医療機関については、病院事業の経費のうち、経営に伴う収入をもつて

充てることが適当でないもの、あるいは、能率的な經營を行つても經營に伴う収入のみをもつて充てることが客觀的に困難なものについては、いわゆる負担区分に基づいて一般会計から適切な負担及び補助を行わなければならぬが、それ以外の経費については經營に伴う収入をもつて賄うとの原則を維持すべきものと考へる。

以上のような制度の下に、国立、自治体立医療機関の充実整備を図りつつ、地域医療及び国民医療の確保に努めているところであ

る。

六、医師については、医科大学(医学部)の新設及び定員増の措置を進めてきたところであり、看護婦については、計画的かつ総合的な確保対策を推進しているところである。また、理学療法士等のリハビリテーション医療従事者については、昭和五十二年四月に、国立厚済養所附属リハビリテーション学院を開設する等、その養成力の確保に努めている。

七、国立、自治体立病院の差額徴収病床については、最少限にとどめるよう配慮しているところである。

なお、我が国の医療については、医療保険制度を中心とする医療を給付し、国民医療の確保充実に努めているところであり、従来から、入院料(室料)の差額徴収等いわゆる保険外負担のために必要な医療を受ける機会が妨げられることのないよう、保険医療機関等の指導を行ってきたところである。今後とも、これが指導に万全を期してまいりたい。

八、歯科医療については、歯科医師の養成確保に努めるとともに、歯科衛生思想の普及、歯科検診の推進等の諸施策を図つており、今後とも、その充実に努めてまいりたい。

保育所の父母負担軽減に関する請  
願(五件)(第三三六九・一三三五三・  
二六三五・三二二八一・三四六七  
号)

同

一、保育所の保育料については、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯からは徴収を行わず、それ以上の所得階層に対しても、保護者の負担能力、児童の遇改善等のための保育単価の引上げ額等を総合的に勘案して、毎年度適正な徴収基準を定めているところである。昭和五十一年度においても、保護者の負担能力等に見合った負担の在り方について配慮したところであるが、今後とも、保護者負担の適正化に十分配慮してまいりたい。

二、保育料の第一子以降減免については、昭和五十一年度には、新たに階層区分 D<sub>3</sub>階層(所得税課税額年三万円未満)まで適用することとし、その範囲を拡大したところである。

三、「児童福祉法」の規定による措置は、所得の多寡にかかわらず、措置の要件に該当すれば、福祉の措置をするという仕組みをもつており、措置を要した費用は、負担できる者から徴収し、負担できない場合には、負担でき

ます、歯科領域における差額徴収問題については、この問題の解決の基本的方向が昭和五十一年三月の「中央社会保険医療協議会」の答申において示され、この答申に基づき、まず、当面同年七月三十一日限り歯科領域における差額徴収制度を廃止したところである。廃止後の所要の措置については、現在、「中央社会保険医療協議会」において審議されているところであり、これを踏まえ、歯科医療の適正化を図るべく鋭意努力してまいりたい。

昭和五十二年六月二十八日

参議院会議録追録(その三) 第七十八回国会参議院において採択された請願の処理経過

老人医療費の有料化反対、現行制度の改善に関する請願(二十件)  
 (第一二五九三・一二五九四・一二五九五・一二五九六・一二五九七・一二五九八・一二五九九・一二六〇〇・一二六〇一・一二六〇二・一二六〇三・一二六〇四・一二六〇五・一二六〇六・一二六〇七・一二六〇八・一二六〇九・一二六〇一〇・一二六一一・一二六一二号)

同

ない限度で国又は地方公共団体が代わつて負担することとなつてゐる。また、保育所運営費については、職員の待遇、施設入所児に対する処遇等を中心にしてからその改善に努めており、昭和五十一年度において、保母の休憩時間を確保することに重点をおいて保母を五千人増員したほか、給食費(一般生活費)については、一二・五パーセントの引上げを行つたところである。

老人医療費支給制度については、昭和五十二年度も現行制度を継続することとしている。二、老人保健医療問題については、種々議論のあるところであるが、この問題は、国民全体の医療保障の在り方や総合的な老人福祉対策の一環として検討されるべきであるので、各方面の意見を聴きながら検討してまいりたい。

一、公衆浴場は、多数の国民にとって保健衛生上日常生活に不可欠な施設であるにもかかわらず、その経営は、近年における自家風呂の普及に伴う利用者の減少等のため著しく悪化している。

このため政府としては、かねてから公衆浴場に対する基本的施策の在り方について検討を重ねてきたところであるが、昭和五十二年度においては、公衆浴場等の経営の安定に資するため、都道府県に配置された経営指導員による相談指導体制の強化を図るとともに、環境衛生金融公庫の公衆浴場に対する融資措置の改善及び公衆浴場の資産について実態に即するよう、税制上の所要の改善措置を講ずることとしている。

二、公衆浴場業者に対する環境衛生金融公庫に

救急・緊急医療の確保に関する請願(二件)(第一二六一八・一二七二二号)

同

による融資については、公衆浴場業の特性にかんがみ、公衆浴場確保対策の一環として從来から改善を図つており、昭和五十一年度においては、貸付限度額三〇〇〇万円を四〇〇〇万円に引き上げるとともに、公衆浴場業についてのみ償還期限一〇年を一五年に延長したところであるが、更に、昭和五十二年度予算においては、施設の増改築等に必要な資金の確保及び償還負担の軽減のため、基幹設備についての取扱貸付利率を七・五パーセントから七七八セント(四年目以降七・一パーセント)に引き下げ、経営の安定に資することとしている。

なお、経営多様化設備資金として公衆浴場業者が設置し、又は整備する教養娯楽室、喫茶室、熱気風呂及び家族浴室についても融資対象としているところである。

三、公衆浴場の用に供する重油については、経営の合理化の一環として、既に共同購入等の措置が採られているところであり、このような体制を前提として、その価格については、基本的に当事者間の話し合いで解決されるべきものである。

一、休日・夜間の医療の確保については、従来から休日・夜間急患センターの整備等を進めてきたところであるが、昭和五十二年度においては、新たに、地域医師会の在宅当番医制に対しその一層の普及と定着化を図るために助成措置を講じることとし、また、病院群輪番制、共同利用型病院等に対し運営費等の助成を行う等、重症救急患者のための第二次救急医療体制の整備を図ることとしている。

二、救急医療は、現在、地域医療の最も重要な課題の一つであり、地方公共団体が中心になって体制を整備し、国は、その円滑な推進を図るため指導、助成を行うべき立場にあるも

## 官 報 (号 外)

予防接種の円滑な実施に関する請願(第二七一四号)

同

のと考えているが、救急医療施設の応需体制を常時、的確に把握しておき、救急患者が発生した場合、直ちに適切な収容先をみつけることができるような体制を整備することが必要であるので、昭和五十二年度において、新たに全県域を対象とする広域救急医療情報センターを一五か所に整備することとし、整備費及び運営費の助成を行うこととしている。

三、公的病院については、地域で救急医療の中心的役割を果たしている病院に対し、従来から救急医療部門の運営費の助成を行つており、昭和五十二年度においても、その拡充を図ることとしている。また、重症救急患者のために、新たに病院群の輪番制等の方法による第二次救急医療体制の整備を図ることとしており、民間病院についても、これら地域の救急医療体制に参加するものに対して、運営費等の助成を行うこととしている。

一、ワクチンの開発及び改良に関する研究は、国立予防衛生研究所を中心として関係者の協力を得て、その推進に努めているところである。また、その確保については、需要量の調査等を行い、需給の安定確保を図つてある。

二、第七十七回国会における「予防接種法及び結核予防法の一部改正」により、最近における伝染病の発生状況、医学医術の進歩等に対応して予防接種制度の改善を行い、予防接種の適切かつ円滑な実施に努めている。

三、伝染病の流行を事前に防止するため、従来からボリオ、インフルエンザ、日本脳炎等主要な疾病について「伝染病流行予測調査」を実施してきたが、昭和五十二年度から、同調査の対象疾患に、新たにブタインフルエンザを追加し、その充実を図ることとしている。

社会保険診療報酬引上げに関する  
請願(第三〇一一号)

同

四、予防接種事故に対する救済措置は、昭和十五年七月三十日の閣議了解に基づき、当面緊急の行政措置として、弔慰金等の支給を行つてきたところであるが、第七十七回国会における「予防接種法及び結核予防法の一部改正」により、予防接種の特殊性に配意した救済制度の法制化と給付内容の改善を行つたところである。

五、予防接種の実施体制の推移を見極めつつ努力してまいりたい。

一、診療報酬については、国民の経済力を勘案しつつ、物価、賃金の変動に対応させるとともに、技術料は、医学の進歩に即応して評価すべきものと考えており、今後とも、「中央社会保険医療協議会」の意見を踏まえて対処し、医療保険制度においては、各制度の財政力等を勘案し、所要の国庫負担を行つており、診療報酬の引上げに際し新たな国庫補助を行ふことは困難である。

また、医薬品産業は、その集中度が他の産業に比載して極めて低く、かつ、新規企業の参入が活発であり、競争の激しい業種である。薬価基準の価格は、このような医薬品産業の競争の実態を反映して、その全面改正の都度、低下の傾向にあり、市場価格を適正に反映していると考へてゐるので、メーカーの倉出し価格そのものに介入する考えはない。

今後とも、実勢価格を正確に把握し、これを適正に薬価に反映させるべく、努力してまいりたい。

三、公衆衛生対策については、地域社会における第一線の機関である保健所を中心として保健サービスの充実を図つており、更に地域ごとの健康管理体制づくり、各種疾病対策、その他他の施策の充実に努めているところであ

保育行政充実に関する請願(第三〇九五号)  
同

る。その経費については、必要な範囲において国庫負担又は国庫補助を行つてゐる。  
救急医療対策については、その大幅な充実を図るために、昭和五十二年度においては、新規対策として、地域医師会の在宅当番医制に対する助成、重症救急患者のための第二次救急医療体制の整備及び広域救急医療情報システムの整備を進めるほか、従来の施策の拡充として、休日・夜間急患センターの整備拡充、救命救急センターの大幅な増設等を行い、更に関連施策を充実するなど、総合的な救急医療体制の整備を推進することとしている。

一、保育所建設に係る用地取得費を補助対象とすること及び建設費の国庫補助率を引き上げることについては、社会福祉施設整備費補助体系全般における均衡もあり困難である。  
建築補助単価については、逐年改善を図つてゐるところであり、昭和五十二年度予算においても七・三パーセントの引上げを図るとともに、門、囲障を補助対象にする等の改善措置を講ずることとしている。

また、国庫補助基準面積についても、昭和五十年度から、一人当たり五平方メートルを六平方メートル(九人定員)に改善したところであり、おおむね実態に見合つてゐるものと考えている。

二、無認可保育所の問題については、基本的には認可保育所の整備を推進することが先決であると考へており、認可保育所としての要件を備えることができるよう、個々の実情に応じて十分指導に努めてまいりたい。また、特に定員規模が小規模の施設に対しては、小規模保育所制度の適用を積極的に行うなどの措置を講じてまいりたい。

三、保育所運営費については、職員の待遇、施

老人医療の有料化反対等に関する請願(第三〇九八号)  
同

設入所児に対する処遇等を中心、従来からその改善に努めており、昭和五十一年度において保母の休憩時間を確保することに重点をおいて、保母を五千人増員したほか、給食費(一般生活費)については、一二・五パーセントの引上げを行つたところである。

四、「児童福祉法」の規定による措置は、所得の多寡にかかわらず、措置の要件に該当すれば、福祉の措置をするという仕組みをもつており、措置に要した費用は、負担できる者から徴収し、負担できない場合には、負担できない限度で国又は地方公共団体が代わつて負担することとなつてゐる。

医療保険改悪反対に関する請願(第三一一四・三一一五号)  
同

一、老人医療費支給制度については、昭和五十二年度も現行制度を継続することとしている。

二、老人医療問題については、種々論議のあるところであるが、この問題は、国民全体の医療保障の在り方や総合的な老人福祉施策の一環として検討されるべきであるので、各方面の意見を聴きながら検討してまいりたい。

健康保険制度については、昭和五十三年度を目途に制度の基本的な見直しを行うこととしているところであるが、今回の改正は、健康保険の財政が現在極めて窮屈した状況にあり、制度の運営にも支障を生じかねない状態となつてゐることにかんがみ、当面の制度の円滑な運営と内容の充実を図るため、必要な措置を講ずるものである。

一、(+) 医療保険制度については、昭和五十三年度を目途に制度の基本的な見直しを行い、今後の社会経済情勢に対応した医療保険制度の確立に努めてまいり所存である。

また、今回の改正は、財政状況が窮屈し、

医療保険の抜本改悪反対等に関する請願(第三一一三・三一四・三一一五号)  
同

業者婦人の健康と母性の保護に関する請願(二十一件)(第三四七七・三四八・四一三五・四一三六・四三七・四一三八・四一三九・四四〇・四一四一・四一四二・四五三・四一四四・四一四五・四四六・四一四七・四一四八・四四九・四一五〇・四一五一・四五三号)

同

制度の運営にも支障を生じかねない状況にある健康保険制度の当面の円滑な運営と内容の充実を図るために、必要な措置を講ずるものである。

(二) 医療保険制度においては、各制度の財政力等を勘案し、所要の国庫負担を行つてゐるところである。

(三) 被用者医療保険制度における保険料負担割合を変更することについては、社会保障制度全般の費用負担の在り方に関連するとともに、中小企業の事業主の負担能力等にも配意をする問題であり、慎重に検討すべきものであると考える。

二、国民健康保険については、従来から他の制度に例をみない高率の国庫補助を行つてゐるところである。昭和五十二年度予算においては、法定の四五パーセントの補助に加え、特別の財政措置として一一八億円を計上し、更に助成の強化を図ることとしている。

また、昭和五十二年度において、助産費の補助基準額を従来の四万円から六万円に引き上げ、保険者の給付改善を促進することとしている。

一、(一) 医療保険においては、正常分娩について現金給付を行つており、出産に要する標準的な費用等を考慮して従来から給付の水準の改善を図つてゐるところである。また、異常分娩については、療養の給付とともに現金給付を行つてゐるところである。

(二) 健康保険の出産手当金の給付率を引き上げることについては、傷病手当金や労働保険における生活保障給付の水準等とも関連し、社会保険制度全体にかかる基本的な問題を含んでおり、当面、その実現は難しいと考えている。

(三) 国民健康保険においては、出産手当金

は、現在、任意給付となつてゐるが、法定給付として保険者に義務づけることは、現在の国民健康保険の財政状況等からみて困難である。

二、中小業者婦人の健康診断については、一般的成人病対策の中で各種の検診事業を行つており、今後とも、その充実を図つてまいりたい。

三、国民健康保険については、従来から他の制度に例をみない高率の国庫補助を行つてゐるところである。昭和五十二年度予算においては、法定の四五パーセントの補助に加え、特別の財政措置として一一一八億円を計上し、更に助成の強化を図り、被保険者の負担増の緩和を図ることとしている。

保険税(料)の減免基準については、地方税法の基準控除額等を勘案しつつ、引上げを図ってきたところである。

一部負担金の減税は、災害等により一部負担金の支払が著しく困難であると認められる場合に、保険者が個々具体的に判断するものであり、国としては、特に基準は定めていないものである。

給付率の引上げは、相当の保険料(税)の引上げを伴うことになり、国民健康保険財政の現状からみて困難である。なお、高額療養費支給制度により、被保険者の負担は、かなり軽減されているところである。

傷病手当金を法定給付としてすべての保険者に義務づけることは、国民健康保険財政の現状等からみて困難である。

助産婦については、国は、国民健康保険は財政基盤がぜい弱であるということから、特にその三分の一を補助しているところであるが、昭和五十二年度予算においては、他の医療保険の給付状況等を勘案し、補助基準額を従来の四万円から六万円に引き上げること

障害者(児)の生活の保障に関する  
請願(九件) (第三六八八・三六九  
五・三九六〇・三九六一・三九六  
二・三九六三・三九六四・四〇一  
五・四〇一六号)

同

としている。

四、国民年金の老齢年金額及び老齢福祉年金の額の引上げについては、昭和五十一年の法律改正により、大幅な引上げを図ったところである。昭和五十二年度においても、物価等の社会経済条件の変化に対応して改善を図ることとしている。

五、保育所の入所措置については、市町村長が入所措置するに当たつては個々の家庭の状況を実地に十分調査の上、母親の労働形態、家庭環境その他の状況を十分勘案して保育を要する程度の高いものから入所の措置を決定するよう指導しているところであり、この方針を改める考へはない。

保育所の建設費補助については、社会経済情勢の変化に配慮しつつ毎年度補助単価の改善を図つてゐるところであり、昭和五十一年度においても、物価の動向を勘案して補助対象面積及び単価について所要の改定を行うとともに、昭和五十二年度予算においても、新たに門、障害を補助対象にする等の改善措置を講ずることとしている。

無認可保育所の問題については、基本的に認可保育所の整備を推進することが先決であると考へており、認可保育所としての要件を備えることができるよう個々の実情に応じて十分指導に努めてまいりたい。また、特に定員規模が小規模の施設に対しては、小規模保育所制度の適用を積極的に行うなどの措置を講じてまいりたい。

た、その他の扶助基準についても、それぞれ所要の改善を図つたところである。

国民年金における福祉年金の額及び特別児童扶養手当の額の引上げについては、昭和五十一年の法律改正により大幅な引上げを実施し、昭和五十二年度においても物価の上昇等の社会経済条件の変化に対応して、これらの額の改善を図ることとしている。

また、障害福祉年金については、他制度との均衡上、支給制限制度を撤廃することは考えていない。

生活保護と障害福祉年金との関係については、「生活保護法」による保護は、自ら利用し得る資産、能力等を活用しても、なお生活に困窮する者に対して行うものであるから、障害福祉年金のように定期的に支給される金銭で、それが一般生活費に充てられているものは、収入として認定することとなる。

なお、障害者の特別な需要については、障害者加算によつて措置している。

二、「身体障害者福祉法」の障害等級改正問題については、身体障害者福祉審議会の審査部会の中に専門家による身体障害者等級問題小委員会を設け、検討しているところであるが、最終成案を得るには、なお相当の期間を要する見込みである。

三、障害者のための街づくりに関しては昭和四十八年度以来、身体障害者福祉モデル都市事業を五三市において実施し、歩道と車道の段差の解消、盲人用誘導ブロックの敷設、横断信号方式の統一、公共用建物の改善等の障害者の生活圏の拡大を図るための事業を推進してきたところである。また、鉄道等の交通機関においても、障害者の利便を図るために、設備の改善等を推進しているところである。今後とも、障害者にとっての住みやすい街づくりについて努力してまいりたい。

四、公営住宅においては、特定目的公営住宅として心身障害者世帯向け住宅を供給し、心身障害者世帯で住宅に困窮するものを優先して入居させる取扱いをしている。心身障害者世帯向け住宅の建設に当たつては、事業主体が心身障害者主管部局と緊密な連携を保つとともに、住宅の設計上、心身障害者の生活行動に適したものとするよう指導を行つており、今後も、その量の拡大と質の向上に努めてまいりたい。

なお、住宅金融公庫においては、身体障害者世帯に対して住宅建設資金の割増融資を行うほか、住宅の改造に対する長期低利の住宅改良資金制度を設けている。

(参考)

#### 心身障害者世帯向け公営住宅建設戸数

年度	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十
戸数	二七〇	四九八	一六二	一〇八	二四三	四八九	五七七	八四七

五、現在、国鉄をはじめとする公共交通機関は、身体障害者に対し運賃の割引を実施しているが、この種の社会政策的配慮に基づく運賃の割引は、国鉄その他の公共交通機関の経営の圧迫要因の一つとなつてゐるのみならず、利用者の負担の公平の見地からも検討を要するので、現状においては、すべての公共交通機関に、この種の割引を拡大することは困難である。

六、在宅障害者対策については、昭和五十二年度において福祉手当の支給額を現行の月額五〇〇〇円から月額五五〇〇円に引き上げることとしているほか、昭和五十年度から外出することが困難な者に対し、コミュニケーションの手段確保を図ることを目的として実施している福祉電話の設置、家庭奉仕員、介護人派遣制度等、在宅障害者対策の一層の拡充を図ることとしている。

七、通所・通院等の属する経費について  
施設等を指定して仁  
の円滑な実施が行  
分指導してまいり  
八、我が国の医療に  
中心に必要な医療  
充実に努めている  
入院料(室料)の差  
負担によつて必要  
られることのない  
導に当たつている  
今後とも、このよ  
うに

九、身体障害者の一部  
は、医療保険制度  
及び高額療養費  
療負担の軽減を図  
難病の治療研究  
の特定疾患が年々増  
二年度においても  
なお、更生医療  
世帯の所得状況に  
しているが、現行の  
とり、過重な負担  
ない。

補器具等の研究開  
してまいりたい。  
十、障害者の雇用促進  
国会において「身体  
を行い、雇用率を官

民間で一・五パーセントに引き上げる等、雇用率制度を刷新強化するとともに、雇用率未達成の事業主から納付金を徴収する身体障害者雇用納付金制度を創設するなど、その対策の抜本的強化を行つたところである。今後は、この改正法に基づく新しい制度による施策とあいまつて、從来からの就職援助措置を拡充し、その積極的活用等により、事業主の雇用率達成指導を一層強化することとしている。

また、身体障害者が自営業を営む際に必要な資金需要に対応する世帯更生資金については、毎年その改善に努めてきているところである。

十一、労働災害、職業病による障害者の完全な医療、生活保障の大幅改善については、労働災害を被り、又は職業性疾病にかかつた者について「労働者災害補償保険法」により必要な給付が行われており、この内容については、数次の改正を経て、既に西欧先進国に比肩しえる水準にまで達しているが、昭和五十一年の改正で、更にその充実を図つたところである。

また、これら労働災害の被災者の社会復帰の促進については、国立職業リハビリテーションセンター、総合せき損センター等の治療から社会復帰に至るまでの総合的なリハビリテーション施設の設置をはじめとして、リハビリテーション体制を整備することとしている。

十二、働く意志のある身体障害者に対し、その残された能力に適応した就労の場を提供することは、身体障害者福祉施策の重点の一つとして從来から努力してきたところである。

現在、社会事業授産施設一六〇か所、重度身体障害者授産施設五四か所及び身体障害者福祉工場一二か所等の整備が図られており、逐年、施設数及び収容定員の増加を図つてい

るところであるが、今後とも、受入れ体制の整備に努めてまいりたい。

また、社会復帰のための各種更生施設及び収容保護を行う施設についても適切に整備を図つてまいりたい。

十三、社会福祉施設職員の待遇については、毎年度職員の増員等を中心的に改善を図つてはいるが、昭和五十二年度についても、給食体制の整備等を図るための調理員、栄養士、寮母など関係職員約三二〇人を増員することをはじめとして収容施設における内部昇格制を確立するため、主任指導員制度を創設し、職員が安んじて年次有給休暇がとれるよう年休代替制度の充実（一人年六日から八日）、非常勤職員の賃金単価を引き上げること、きめ細かな措置を講ずることとしている。

民間社会福祉施設に対しては、特に、職員給与等の公私間格差を是正し、施設運営の安定化を図るため、民間施設給与等改善費として、昭和五十二年度においては九パーセント（従来八・五パーセント）の特別加算を行うこととしている。

十四、地方公共団体等が主催して行う障害者のレクリエーションについては、現在、地域活動促進事業の一環として国庫補助の対象としており、この国庫助成額は毎年増額を図つてゐるところである。

また、点字出版物については昭和二十九年度以来、録音図書については昭和三十六年度以来、その作製を国の委託事業としており、昭和五十二年度においても、障害者の福祉の向上を図る見地からきめ細い配慮を払い、施策の充実を図ることとしている。

テレビの画面に字幕を入れるかどうかは、放送番組の編集に属する事項であり、放送番組の編集については「放送法」第三条の規定に

昭和五十二年六月二十八日 参議院会議録追録(その三) 第七十八回国会参議院において採択された請願の処理経過

より、法律に定める権限に基づく場合でなければ何人もこれに干渉し、又は規律することができないこととされている。したがつて、テレビの画面に字幕を入れることについて、政府が放送業者を指導することは許されていないものである。

なお、請願の趣旨については、日本放送協会及び日本民間放送連盟に連絡することとしたらしい。

十五、郵便による不在者投票については、対象者の範囲を限定するとともに、自署主義をとり、点字による不在者投票ができないこととしているが、これは過去の経緯と不在者投票管理者のいない場所での投票であることにかんがみ、選挙の公正を確保するため、やむを得ない措置であると考えている。この制度は昭和五十年から実施されたものであり、制度の改善をどうするかについては今後の実施状況をみながら検討してまいりたい。

また、点字の選挙公報や手話通訳の制度化については、全国的に円滑な実施を期するためには、必要な諸条件が必ずしも十分整っていないと考えられる現状からすれば、選挙の適正な管理執行を確保する上で種々の問題があるので、慎重な検討が必要であると考えている。

十六、身体障害者(児)に対しては、地域の実情に応じた各種施策がそれぞれの地方公共団体において実施されているところであるが、政府としては、原則として全国に共通した事業について国庫補助を行っている。なお、国庫補助に当たっては、地方公共団体が地域の実情に応じて必要な事業を弾力的に実施できるよう、身体障害者地域福祉活動事業等において配意しており、毎年その改善に努めているところである。

#### 大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願(第三九五七号)

同

一、大腿四頭筋拘縮症については、昭和四十九年度から専門学者等による研究班を発足させ、本症の発生に関して、筋肉注射の頻度、部位、使用薬剤による影響等について総合的な研究を依頼しているところである。

二、昭和四十九年十月に研究班により設定された診断基準に基づき、各都道府県、政令市に対し、乳幼児健康診査及び身体障害児の療育相談等による検診を指示し、早期に患者を発見できるよう努めている。

なお、昭和五十年十二月末現在で把握された患者数は三六六九人である。

三、本症の治療方法については、同研究班において、手術手技、適応時期等の研究を行うとともに、リハビリテーション等の指導方法についても研究の推進に努めているところである。

四、大腿四頭筋拘縮症については、同研究班に対し、本症の発生に関する研究及び治療方法の研究等、総合的な研究を依頼しているところである。

五、大腿四頭筋拘縮症患者の治療については、他の身体障害児医療と同様に育成医療の給付を行つており、扶養義務者等の負担能力に応じ公費負担をしているところである。

六、本症により身体障害児になつた場合、その障害程度が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に規定する手当給付基準に該当するものにあつては、他の障害と同様、特別児童扶養手当の支給を受けることができる。

七、今後、このような事例が発生しないよう、都道府県をはじめ広く医療に関する情報の収集に努める等、安全対策の充実に努めてまいりたい。

#### 身体障害者対策に関する請願(第4011号)

同

一、「心身障害者対策基本法」の実施について、中央心身障害者対策協議会において、

昭和四十七年十二月十七日、内閣総理大臣に對し「総合的な心身障害者対策の推進について」の報告を行つたところであるが、政府としては、本報告の趣旨を生かすべく、現在、この報告に盛られた事項について各種施策を講じてきており、今後とも、これら施策の充実に努めてまいりたい。

一、障害年金の支給対象となる廃疾状態の範囲の決定は、本来、当該廃疾に伴う所得の喪失若しくは減少、又は日常生活に及ぼす制約の程度等を総合的に判断し、決定されるべきものであり、すべての障害者に障害年金を支給する考えはない。

二、身体障害者の雇用対策については、従来から、「身体障害者雇用促進法」に基づく雇用率制度、その他各種の援護助成措置により、その雇用の促進に努めてきたところであるが、第七十七回国会において事業主の社会連帯の理念を基本として、身体障害者雇用義務の強化と身体障害者雇用納付金制度の創設を中心に行つた。政府は、この法律に基づいて、更に一層身体障害者等の雇用の促進と安定に努めてまいりたい。

三、身体障害者の雇用対策については、従来から、「身体障害者雇用促進法」に基づく雇用率制度、その他各種の援護助成措置により、その雇用の促進に努めてきたところであるが、第七十七回国会において事業主の社会連帯の理念を基本として、身体障害者雇用義務の強化と身体障害者雇用納付金制度の創設を中心に行つた。政府は、この法律に基づいて、更に一層身体障害者等の雇用の促進と安定に努めてまいりたい。

四、身体障害者に対する税負担の軽減について  
は、所得税、相続税及び住民税について障害者控除及び特別障害者控除を設けているほか、贈与税において特別障害者を受益者とする特別障害者扶養信託契約に係る贈与について、三〇〇〇万円を限度として非課税とする制度を設けていた等、できる限り配慮しているところである。

昭和五十二年度の税制改正においては、福祉対策等の見地から、所得税及び住民税について障害者控除、特別障害者控除と共に引き上げたほか、住民税における障害者の非課税制度について、その所得限度額を七〇万円から八〇万円に引き上げたところである。

五、身体障害者の福祉増進のため、政府としては、現在、身体障害者福祉センターの拡充強化に努めているところであり、新たに、身体障害者保養センターを建設することは、考えていい。

六、身体障害者に対する地域活動については、従来から、都道府県・指定都市等が行う身体障害者の社会適応訓練、各種奉仕員の養成、盲人ガイドヘルパーの派遣等の事業について、身体障害者地域福祉活動事業として助成を行つており、今後とも、これらの助成の強化に努めてまいりたい。

七、国鉄運賃の割引については、国鉄財政の状況にかんがみ、運賃上の公共割引による国鉄の過重負担は、これをできる限り排除する必要があると考える。

八、身体障害者に対する医療のうち、その障害を軽減・除去するための医療については、從来から更正医療の給付として、公費負担を行つてきているところである。

九、身体障害者の一般疾病に係る医療については、医療保険制度における家族給付率の引上げ及び高額療養費支給制度の創設により、医療負担の軽減を図つているところであり、公費負担を行うことは考えていない。

九、受信料免除について、「放送法」第三十二条第二項により、日本放送協会(以下「協会」という)があらかじめ郵政大臣の認可を受けた日本放送協会放送受信料免除基準によつて、自主的に実施しているものである。

したがつて、受信料免除範囲の拡大については、第一次的には、協会が自主的にその方針を決定すべきことであるが、身体障害者に対しては、現在、既に障害の態様又は経済的困難度に応じて、受信料の減免措置が講じられており、更にその範囲を拡大するかどうか

救急、休日・夜間医療体制の確立  
に関する請願(第四〇九八号)

同

は、協会の財政に及ぼす影響をも考慮の上、  
慎重な検討を要するものと考える。

十、身体障害者に対する自動車ガソリン消費税  
及び重量税の減免については、これらの自動  
車関係諸税が道路整備による受益者負担の  
見地から設けられていること、自動車の走行  
が多くの社会的費用をもたらしていること等  
にかんがみ、広く一般的に負担を求めるに  
ものであり、こうした課税の趣旨及び執行上  
の見地からして、減免措置を講ずることは困  
難である。

一、医師については、絶対数の不足を解消する  
ため、医科大学(医学部)の新設及び定員増の  
措置を進めてきたところであり、看護婦につ  
いては、計画的かつ総合的な看護婦確保対策  
を推進しているところである。

二、救急医療体制については、昭和五十二年度  
からその体系的整備を図ることとしている。  
この一環として、休日・夜間の重症患者のた  
めに、新たに病院群の輪番制等の方法による  
第二次救急医療体制の整備を図ることとして  
おり、民間病院についても、これら地域の救  
急医療体制に参加するものに対して運営費等  
の助成を行うこととしている。

三、休日・夜間急患センターについては、従来  
人口一〇万人以上の市を対象に設置を進めて  
きたが、昭和五十二年度においては、整備対  
象を人口五万人以上の市に拡大し、七〇か所  
を増設するとともに、補助内容の改善を図る  
こととしている。

また、地域医師会の在宅当番医師に対し、  
その一層の普及と定着化を図るために、新たに  
助成措置を講じることとしている。

四、昭和五十二年度においては、新規の施策と  
して、地域医師会の在宅当番医制に対する助  
成、重症救急患者のための第二次救急医療体

私立保育園保母の待遇改善に関する  
請願(第四一〇四号)

同

一、保育所の保母の定数は、「中央児童福祉審  
議会」の答申により児童福祉施設最低基準に  
に基づき三人の保母等の配置をしているところ  
である。このほか、昭和五十年度及び昭和五  
十一年度において常勤保母七五〇〇人余を増  
員し、定員三人以上六〇人以下の各施設に  
一名の常勤保母を、六一人以上の施設につい  
て非常勤保母を配置したところである。

二、労働者の健康診断については、「労働安全  
衛生法」により事業者の費用負担で行うこと  
が義務づけられており、保母については、腰  
痛予防を重点とした健康診断を六か月以内ご  
とに実施するよう指導しているところであ  
る。

三、昭和五十年度及び昭和五十一年度において  
常勤保母七五〇〇人余を増員し、児童福祉施  
設最低基準に定められている定数のほか、定  
員三人以上六〇人以下の各施設に一名の常  
勤保母を、六一人以上の施設について非常勤  
保母を配置したところである。

四、保育所措置費については、施設職員の待  
遇、施設入所児に対する処遇、施設管理費等  
を中心從来からその改善に努めていること  
であり、昭和五十一年度には、予算二〇〇  
九億五〇〇〇万円を計上したところである。

働く婦人の権利拡充等に関する請願(六件)(第四一二三一・四一五四・四五五・四一五六・四一五七・四五八号)

同

また、施設職員の給与については、国家公務員の給与に準じ改定を行うこととしており、その所要額について補正予算に計上したところである。そのほか、民間施設の職員の給与の改善についても引上げを図ったところである。

一、乳児は疾病事故等に対して極めて無力であり、また、この時期は、将来の人間形成の基礎づくりが行われる最も重要な時期であるので、育児休業制度の普及等母親自らが保育し得る条件の整備に努めるとともに、乳児を保育所において保育する場合にも乳児のこれらの特性を十分留意しつつ、設備、運営面において乳児への悪影響を最少限にとどめる配慮が必要である。

このような観点に立ち、従来から低所得階層の乳児を九人以上入所させ、かつ、一定の設備及び運営基準に適合する保育所を対象として乳児保育特別対策を実施してきたところであるが、昭和五十二年度予算においてはその基準を緩和し、乳児「九人以上」を「三人以上」とすることとしている。

二、保育所の保育料については、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯からは徴収を行わず、それ以上の所得階層に対しては、保護者の負担能力、児童の待遇改善等のための保育単価の引上げ額等を総合勘案して、毎年度適正な徴収基準を定めているところである。昭和五十一年度においても、保護者の負担能力等に見合った負担の在り方について配慮したことであるが、今後とも、保護者負担の適正化に十分配慮してまいりたい。

三、保育所運営費については、職員の待遇、施設入所児に対する処遇等を中心に、従来からその改善に努めており、昭和五十一年度において、保母の休憩時間を確保することに重点

をおいて保母を五千人増員したほか、給食費(一般生活費)については、一二・五パーセントの引上げを行つたところであり、今後とも、適切に対処してまいりたい。

四

留守家庭児童対策(学童保育対策)について

は、従来から児童館においてこれらの児童に対し必要な指導を行うとともに、校庭開放事業を促進し、また、子ども会等の地域組織の育成に努力しているところである。しかしながら、特に都市部の児童館等の条件の整備の現状を勘案し、経過的な措置として、地域の主体的な活動を助長するという奨励的観點から、昭和五十一年度において、新たに都市児童健全育成事業補助制度を創設し、留守家庭児童等のための児童育成クラブの設置、育成事業等を助成しているところである。

五、遺族年金については、昭和五十一年度改正において寡婦加算制度の創設等を行い、年金額の充実を図つたところである。

#### 難病対策特別措置法制定に関する 請願(第四一六一号)

同

「ナルコレプシー症」の医療上重要な医薬品の供給については、患者の治療に支障を來さないよう対策を講じてまいりたい。

なお、当該疾患を特定疾患に指定すること及びこれについて特別の立法措置を行うことは考えていない。

#### 災害緊急医療救護活動の費用の保障に関する請願(第四〇二二号)

同

一、災害時における医療活動については、「災害救助法」による救助として行われた場合はその費用が保障されるが、任意に行われた医療行為について、特に災害時であるという理由によりその費用を支弁することはできない。

二、災害時において緊急に医療を必要とする場合には、「災害救助法」により、都道府県知事や日本赤十字社が救護班を編成する等の方法で医療活動にあたることとなつておらず、ま

農畜産物、水産加工業等の公害防  
止施設整備のための融資制度の拡  
充等に関する請願(第一〇〇二号)

た、同法に基づく従事命令により民間の医師の協力を得ることも可能とされており、災害時において緊急に必要とされる医療については、この現行制度により十分に対応できるものと考えている。

公害防止施設の設備については、公害防止事業団、中小企業金融公庫、国民金融公庫、中小企業振興事業団、日本開発銀行等による長期低利融資の制度及び中小企業設備近代化資金の制度を設けるとともに、「租税特別措置法」等による税制上の優遇措置を講じ、公害防止の促進に努めているところである。

また、特定の地域における食品工場の共同公害処理を積極的に推進するため、都道府県が行う共同公害防止対策の計画の策定及び食品工場等に対する排水処理等についての特別指導をして補助しているところである。

今後とも、これらの施策の充実のためになお一層の努力をしてまいりたい。

リンゴ腐乱病の発生状況にかんがみ、罹病樹の伐採、焼却、改植等を計画的に推進するとともに、特に発生率の高い地域については濃密指導地区を設置し、秋期防除、病斑部の削り取り、罹病枝の焼却等の総合防除技術の普及に努めている。

また、農林省果樹試験場が中心となり関係県の協力のもとに、更に効果的な防除技術の確立に努めているところであり、今後においても、適正な栽培技術の指導、研究成果の効率的な普及等のリンゴ腐らん病防除対策を推進してまいりたい。

外麦輸入の削減に関する請願(百  
三十一件)(第五五七・六三五・六  
六一・六六一・六六三・九四八・

同

リンゴ腐乱病の防除対策に関する  
請願(第一〇〇号)

同

ることが基本的に必要であると考えている。しかしながら、政府による麦の輸入は、麦製品の需要に見合つて計画的に行つているものであり、その輸入を削減するという直接的な方法により消費を抑制することについては、麦製品が既に我が国の食生活に定着したものになつていること等からみて、流通・消費の段階で混乱が生ずることが考えられるので、適當ではないと考えている。

九五二・一〇四三・一〇五四  
〇五一・一一一六・一二二〇  
一九二・一一九三・一一九四  
一九五・一九六・一二〇二  
二〇四・一二六九・一二七七  
二七八・一二七九・一二八〇  
二八一・一二八二・一三六二  
三六三・一三六四・一三六五  
三七四・一三七五・一三七六  
三七七・一四六二・一四六三  
四九五・一四九六・一四九七  
四九八・一四九九・一五〇〇  
五〇一・一五〇二・一五〇三  
五〇四・一五〇五・一五〇六  
五〇七・一五〇八・一五〇九  
五八一・一五八四・一六五八  
五六九・一六六〇・一六六一  
六六九・一六七七・一六七八  
六七九・一六八〇・一八〇九  
八一〇・一八一一・一八一二  
八三一・一八三二・一八三三  
八三四・一九一四・一九一五  
九一六・二〇〇四・二〇〇五  
〇〇六・一一四五・一一四六  
一四七・一一一九・一三四七  
二四八・一二四九・一三四〇  
三四一・一三四二・一三五九  
四六七・一四八〇・一四八一  
四八二・一五五三・二六二三  
六三三・二七〇九・二七四四  
七四五・二七四六・二七四七  
七四八・二八〇四・二八七九  
八八五・二八八六・二八八七  
八八八・二八八九・二八九〇  
八九一・三〇二六・三〇四二  
〇四三・三三五六・三三六九  
二七〇・三四五〇・三四七五  
二七一・三四五〇・三四七五

六二一・三六一二・三六七八・三  
六八七・三九三〇・三九三一・三  
九三二・三九三三・三九三四・三  
九三五・三九三六・三九三七・四  
一七五・四一七六号)

松くい虫防除及び被害跡地造林に  
関する特別法制定に関する請願  
(第六四六号)

同

異常気象等による稻作被害対策に  
関する請願(第一〇四七号)

同

一、政府においては、最近における松くい虫被害の異常な増加に対処するため、薬剤防除を中心とする計画防除制度、保安林等の公益的機能の高い松林について、一定の場合に農林大臣又は都道府県知事が空中散布を直接実施すること等を内容とする「松くい虫防除特別措置法案」を第八十回国会に提出し、その成立をみたところである。

二、松くい虫被害跡地の早急な復旧を図るため、昭和五十一年度において、実質補助率の引上げ、前生樹の伐倒、除去費の補助対象化、特殊林地改良に係る補助についての事業規模制限の緩和等の措置を講じ、松くい虫被害跡地造林に対する助成の強化に努めているところである。

三、昭和五十一年度においては、昭和五十一年十一月二十九日付けで「天災融資法」及び「激甚災害法」を発動するための政令を制定したところである。

四、昭和五十一年の冷害については、昭和五十一年十一月二十九日付けで「天災融資法」及び「激甚災害法」を発動するための政令を制定したところである。

五、昭和五十一年の冷害については、昭和五十一年十一月二十九日付けで「天災融資法」及び「激甚災害法」を発動するための政令を制定したところである。

六、昭和五十一年の冷害については、昭和五十一年十一月二十九日付けで「天災融資法」及び「激甚災害法」を発動するための政令を制定したところである。

七、昭和五十一年の冷害については、昭和五十一年十一月二十九日付けで「天災融資法」及び「激甚災害法」を発動するための政令を制定したところである。

る。

また、新潟県における貸付限度額の引上げについては、自作農維持資金の貸付金残高、必要資金額等を検討の結果、現行の限度額で対応することができるものと考えている。

三、農林漁業金融公庫資金、農業近代化資金等農林関連制度資金の貸出わくについては、農家の資金需要に応えるよう、十分な貸出わくを確保しており、昭和五十二年度予算においても、所要の伸びを見込んで必要額を計上しているところである。

また、各種制度資金の貸付条件の緩和については、昭和五十二年度予算において、資金種類に応じて貸付限度額の引上げ、貸付対象の拡大等を行うこととしている。

四、昭和五十年の冷害により償還が困難となつた土地改良資金の取扱いについては、被害の程度等被害農家の実情に応じ、償還猶予等の措置を図るよう農林漁業金融公庫を指導しているところである。

五、「農業災害補償法」に基づく再保険金の支払については、昭和五十一年産水稻の被害について、関係者が一体となつて損害額の早期把握に努めた結果、その支払は既に完了しているところである。

六、農業所得標準は、税務当局において、農家の経営実態、被害状況等の実情に即した課税が行えるよう、毎年、農業協同組合等の農業関係団体から意見の聴取を行うとともに、農家について実施する所得調査等の調査事績及び農林省や農業協同組合等から収集する各種の資料を参考にして作成することにしており、今次灾害による被害状況についても十分調査の上、被害農家の実情に即した課税が行えるよう努力しているところである。

七、災害により発生した新潟県の規格外玄米については、被害が著しいと認められたので、

自主流通米として流通可能なものは、特例的に自主流通米としての取扱いを認めるとともに、これ以外の米穀であつて主食用として配給可能な品質のものは、政府買入れを行うこととし、この旨を昭和五十一年十一月二十九日付けで告示したところである。

この結果、新潟県で発生した規格外玄米のうち、昭和五十二年一月末までに一〇七二トンを自主流通米として承認するとともに、一四トンを政府買入れしている。

八、予約概算金の返納金利については、「天災融資法」に定める天災によつて著しい被害を受けた地域内の一定の生産者に対して、一定の基準に従いその被害の程度によつて金利の減額あるいは免除を行ふこととなつてゐるが、返納が行われる場合にすべて利子の減額あるいは免除を行うこととするには困難である。

九、昭和五十一年度において冷害地帯を中心におき、要望のあつた、いわゆる救農土木事業については、被害農家の現金収入を確保するため、比較的労務比率の高い小規模な農業基盤整備事業、治山事業、林道事業等の諸事業を実施しているところである。

一、政府においては、間伐を促進するため、林業改善資金の貸付わくの拡大及び林道整備等による生産対策の拡充を図るとともに、流通対策についても、間伐材の価格変動に対処する安定措置を含め、その充実に努めることとしている。

二、間伐材等小径木の利用開発については、昭和四十八年度から種々の調査を開始し、それらの成果から新校倉式住宅、セブンバイセブン工法住宅等新工法の開発に努めてきたところであり、今後とも、間伐材の利用開発及び需要拡大に努めてまいりたい。

間伐事業の促進対策に関する請願  
(第二〇一八号)

同

冷害による被災農家の自家飯米の確保に関する請願(第二〇一五号)

同

北海道の霜害に対する緊急対策に関する請願(第二五六九号)

同

昭和五十一年の冷害により米の収穫が皆無又は著しい減収となり、飯用保有米に不足をきたした岩手県下の生産農家に対しては、知事及び市町村長を通じて政府所有米を配給するとともに、その売渡代金について、無担保無利子で一年間の延納措置を講じたところである。

一、天災資金については、当該天災による被害が著しく、かつ、その国民经济に及ぼす影響が大であると認められるときに、「天災融資法」の発動政令を制定することによつて、その融通が行われることとなつてゐるが、最近の発動の例に照らしてみると、昭和五十一年六月下旬の霜害に対して天災資金を融通することは困難である。

二、昭和五十一年六月下旬の霜害に対する自作農維持資金の融通については、当初のわくにより被災農家の資金需要に十分対応したところである。

また、新たに長期低利の資金制度を設けることについては、天災融資制度、自作農維持資金制度等現行の融資制度の運用により十分対応が可能であるので、その必要性はないものと考えている。

三、被害農家の既借入制度資金の取扱いについては、個別農家ごとに一定の範囲内の償還猶予が可能であるので、被害農家の実情に応じ、弾力的に措置するようかねて関係金融機関を指導しているところである。

四、政府としては、これまでも、災害によつて農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業経営の安定を図るために必要な施策を講じてきたところであるが、今後とも、必要に応じ被害農家の営農とくらしを守るという観点に留意して各般の施策を推進してまいりたい。

農作物の冷害対策に関する請願  
(二件) (第二六一九・二七〇六号)

同

一、昭和五十一年の冷害については、昭和五十一年十一月二十九日付けで「天災融資法」及び「激甚災害法」を発動し、天災資金の融通及び激甚地の指定を行つた。

二、昭和五十一年の冷害に対する自作農維持資金の融通については、被害農家の資金需要に對応できる資金わくを設定するとともに、天災資金の融資との関連を考慮しつつ融通を行つているところである。

三、被害農家の既借入制度資金の取扱いについては、個別農家ごとに一定の範囲内での償還猶予が可能であるので、被害農家の実情に応じ、彈力的に措置するようかねて関係金融機関を指導しているところである。

四、また、償還猶予により経営の状況に応じた再建を期し得ると考えられるので、利子の減免を認めるることは困難である。

五、「農業灾害補償法」に基づく共済金の支払については、昭和五十一年産農作物の被害について、関係者が一体となつて損害額の早期は握に努めた結果、その支払は既に完了しているところである。

六、農業所得に対する所得税及び住民税については、収入金額から必要経費を控除した所得に対して課税することとしているので、冷害等によつて農産物の被害を受けたことによりその収入が減少した場合は、その減収額がそのまま所得金額に反映して課税されることとなる。

七、また、予約概算金の返納金利については、この結果、長野県で発生した規格外玄米のうち、昭和五十二年一月末までに一〇〇〇トンを自主流通米として承認するとともに、二五四トンを政府買入れしている。

八、予約概算金の返還期間については、被害農家に対する資金措置として、農作物共済金の支払、天災資金及び自作農維持資金の融通があるので、これに加えてその延長を行うことは困難である。

九、また、予約概算金の返納金利については、「天災融資法」に定める天災によつて、著しい被害を受けた地域内の一定の生産者に対して、一定の基準に従い、その被害の程度によつて、金利の減額あるいは免除を行うこととなつて、返納が行われる場合にすべての利子の免除を行うこととすることは困難である。

八、水稻など農作物の耐寒・耐冷品種については、従来から北海道、東北地域の国公立農業試験研究機関において開発を行つており、いくつかの新品種を作り出してきたところであるが、今後とも、育種の効率化等の研究を推進し、より高度な耐寒・耐冷性を備えた品種の早期開発に努めることとしている。

みかん対策の強化に関する請願 同  
(第二七三八号)

要望のあつた、いわゆる救農土木事業については、被農家の現金収入を確保するため比較的労務比率の高い小規模な農業基盤整備事業、治山事業、林道事業等の諸事業を実施しているところである。

一、うんしゅうみかんの品種更新については、品質の向上と生産の調整を図るために、不良系統等の改植等を促進するとともに、優良種苗の供給を図っているところであり、今後とも、これらの施策を積極的に推進してまいりたい。

二、外国産果実の輸入の抑制等については、オレンジが大量に輸入された場合、我が国みかん生産に大きな影響を与えるものと考えられるため、従来から非自由化品目としてきていたところであり、今後の輸入わくの設定に当たつても、うんしゅうみかんが供給過剰基調にあること等、我が国のかんきつ類の需給動向を十分に考慮しつつ慎重に対処してまいりたい。

三、オルトフエニルフエノール及びオルトフエンリフエノールナトリウムについては、「食品衛生調査会」で調査審議した結果、食品添加物として指定することが適当であるとの答申がなされたので、その答申に基づき、昭和五十二年四月三十日「食品衛生法」第六条による指定を行つた。

#### LPGガス事業者の営業と生活の安定に関する請願(第一〇一号)

通商産業省

団体営土地改良事業に対する予算  
わくの拡大等に関する請願 (第四一〇七号)

同  
(第二七三八号)

かん話原料用について引上げを行うこととしている。

六、みかんの生産調整については、中央及び県段階の果実生産出荷安定協議会等を通じて強力に指導しているところであり、今後とも、みかんの需給及び価格の安定を図るために、関係団体等を強力に指導してまいりたい。

一、農業の生産性の向上と農業の近代化を図るために圃場条件等の生産基盤の整備が極めて重要であるとの観点から、団体営土地改良事業についても年々予算の拡大に努力してきており、昭和五十二年度予算においては、団体営圃場整備事業一九六億一六〇〇万円、団体営農道整備事業二〇三億九〇〇万円、団体営かんがい排水事業六六億一四〇〇万円(三事業全体の対前年比一二〇パーセント)を計上し、事業実施を図ることとしている。

なお、予算わくの拡大については、他の農業基盤整備事業との調和を図りつつ努力してまいりたい。

二、団体営圃場整備事業については補助率四五パーセント(ただし、通常、三〇アール区画、三分の二未満の場合は四〇パーセント)で実施しているところであるが、当面は工期回復に努力することとし、補助率については今後慎重に検討してまいりたい。

四、みかんジュースの学校給食の制度化については、学校給食用の牛乳と競合すること、学校給食は限られた学校給食費の範囲内で栄養所要量を考えていかなければならぬ実情にあること等の問題があり、今後とも、慎重に検討してまいりたい。

五、加工原料用みかんの保証基準価格については、昭和五十一年度に果汁原料用について引き上げたところであり、昭和五十二年度には

産炭地田川市郡の振興策と緊急施  
策に関する請願(第八〇二号)

同

て  
いる。

しかしながら、都市ガス事業者が、既にLPG消費設備の普及している地域に進出する場合には、消費者の自由選択を誤らせるような不当な宣伝、勧誘行為等が行われることのないよう、引き続き都市ガス事業者に対する指導を行つてしまりたい。

二、現在でも、両事業者間の話し合いにより事態の調整が図られる事例が多いが、今後とも、具体的な案件に即して円満な調整が図られるよう両事業者間の話し合いを指導する。

また、必要に応じてこの話し合いの場をあつせんすることとする。

三、消費者の都市ガスへの転換に際しては、消費者がやむを得ぬ理由でLPGガス販売業者に対する通知ができないような場合には、消費者に代わって都市ガス事業者が事前に通知することにより、転換の事実の連絡が円滑に行われるよう指導する。

四、「新たな供給区域の許可」に当たつては、その供給区域における一般ガス事業の開始が一般的の需要に適合するものであるか等の基準に照らし、十分審査することとしている。

一、「石炭及び石油対策特別会計」については、その廃止期限を昭和五十六年度末まで延長し、また、その財源については、今後二年間ににつき原重油関税の暫定的引上げ等の措置を講じたところである。

二、産業基盤についても、これまで地域振興整備公団による設備資金等の融資制度及び工場建物譲渡等を通じてその育成に努めており、今後においても、これらの制度の弾力的運用を図りつつ、地場産業の育成に努めてまいることとしたいたい。

農地の鉱害復旧については、昭和五十二年度において、重点的に予算を配分することとして、その復旧促進に努めているところであり、また、産炭地域において、小規模農業經營を含めた農業振興を図るため、既存の諸制度を活用し、農業生産基盤の整備等を積極的に進めてまいりたい。

なお、農業協同組合については、その適正な事業運営を確保するため、従来から指導、援助に努めてきたところであるが、今後とも、農業組合の自覚と努力を期待しつつ所要の指導、援助に努めてまいる考えである。

三、工業再配置促進費補助金、工業団地造成利子補給金等既存の助成措置は「工業再配置促進法」に基づく誘導地域全体を対象とするものであり、特に、産炭地域について特段の措置を講ずることは、制度の基本的な仕組みにからむ問題であるため、誘導地域における立地促進という広い観点から検討していくことが必要であると考えており、企業立地促進のための方策について、今後とも、検討を続けてまいりたい。

なお、政府関係企業等の誘致については、個々の企業が有する特殊な立地上の要件の問題等もあつて、現状においては誘致は困難な状況にある。

四、政府は、「鉱害復旧長期計画」(昭和四十七年通商産業省告示第六二二号)に基づき、石炭鉱害を計画的に処理することを基本方針としており、今後とも、この方針に沿つて努力

昭和五十三年六月二十八日

参議院会議録追録(その三) 第七十八回国会参議院において採択された請願の処理経過

八四

を払つてまいる所存である。また、鉱害認定についてもその迅速な処理を図ることとしたいたい。

地方公共団体の負担については石炭鉱害の早期かつ計画的な復旧のため、国及び地方公共団体は一体となつてその処理に当たる必要があり、地方公共団体の負担継続はやむを得ないものと考えられる。また、ボタ山の防災については、「鉱山保安法」及び「ボタ山災害防止工事費補助金制度」により、保安面からの所要の措置を講じている。

なお、ボタの流入等による河床上昇、農地の被害等については、従来から「臨時石炭鉱害復旧法」に基づく復旧の対象として取りあげることとしており、政府としては、これらによりボタ山対策に遗漏なきを期している。

五、炭住住宅の改良については、

住宅地区改良事業によつて積極的にとり組み、必要な単価等の改善を図る一方、「産炭地域振興臨時措置法」に基づいて補助率の引上げ措置がとられているので、特別立法は考えていない。

また、「住宅地区改良法」の地区指定基準は、住宅地区改良事業が「土地收用法」の適用事業でもあることから、これを緩和することは困難であると考える。改良住宅の規模、単価については、今後とも、必要に応じ改善してまいりたい。

六、失業対策事業、産炭地域開発就労事業及び特定地域開発就労事業の対象範囲について

は、各々の事業の趣旨、目的等を考慮して決定しており、これを変更する考えはない。

これら三事業に係る財政問題については、昭和五十二年度において、各事業費の単価を更に引き上げる等、その改善に努力しているところである。

なお、炭鉱離職者中高年手帳失効者等に対

しては、現在、産炭地域開発就労事業、特定地域開発就労事業を実施しており、新たに就労事業を実施する考えはない。

七、公立義務教育諸学校の教職員定数について

は、現在、第四次の改善五か年計画(昭和四十九年度から昭和五十三年度)に基づき、教職員定数の改善措置を講じているところであるが、産炭地域の小・中学校に対する加配教員についてもその改善を図つているところである。

また、公立学校の危険建物の改築については、年来努力してきたところである。

昭和五十一年度予算においても、公立小・中学校の場合、昭和五十一年度に比し六万二〇〇〇平方メートル増の一七万五〇〇〇平方メートルを計上しており、危険校舎の改築促進に努力してまいりたい。

なお、社会教育にあつては、社会教育関係指導者の充実、生涯教育事業の推進、社会教育施設の整備に重点を置いて学習機会の充実を図つているところである。

八、国は、同和地区住民の生活安定のため、

「同和対策事業特別措置法」及び「同和対策長期計画」に基づき、同和対策事業を推進しているところであり、市町村が設置する大型共同作業場については、国庫補助の途を開いているところであるが、国において、直接大型共同作業場を設置、運営することは困難である。

また、同和地区住民の雇用対策については、失業者の吸収を目的とした就労事業方式によらず、近代的産業を中心とする安定した雇用の場への就職促進を基本として、諸施策の充実に努めているところである。

九、(一) 産炭地域の財政援助対策として、政府は、「産炭地域振興臨時措置法」による地方

家庭用石油並びに液化石油ガスの安定供給と価格抑制に関する請願  
(第二七二〇号)

同

債についての利子補給及び特定の公共事業に対する国庫補助率の引上げ措置のほか、産炭地域振興臨時交付金の交付を行つてゐるが、同交付金については、昭和五十一年度から、特定公共事業に対する調整額につきその引上げ率を最高一五パーセントから最高二〇パーセントに引き上げ、昭和五十二年度予算においても、炭住改良事業に対する調整額の交付限度を一市町村当たり二〇〇〇万円から三〇〇〇万円に引き上げるなど、その制度の改善に努めているところである。

(二) 産炭地帯市町村に対しては、従来から地方交付税及び地方債により所要の財政措置を講じてきたところであるが、昭和五十二年度には、更に普通交付税の算定上、六条該当市町村について投資的経費の割増補正等を新設し、財政措置の充実強化を図つたところであり、特別振興債制度の新設等を図る必要はないものと考える。

### 一、「家庭用石油」について

(一) 政府としては、家庭用石油の国民生活における重要性にかんがみ、従来からその安定供給の確保に努めてきたところである。

(二) 価格面については、今需要期(昭和五十年十月以降)においても、家庭用石油の値上げにより混乱が生じないよう、昭和五十二年十月十八日付けの通達をもつて、需要期における家庭用石油の元売仕切価格について抑制的な指導を行つたところであり、また、その後、昭和五十二年一月一日以後のOPECの原油価格引上げ等のコスト上昇要因を踏まえて、家庭用石油の元売仕切価格について引上げの動きがみられたことに対応して、需要期における混乱が生

### 二、「液化石油ガス」について

(一) 政府としては、家庭用液化石油ガスの国民生活における重要性にかんがみ、従来からその安定供給に努めてまいり所存である。

(二) 価格面については、従来から消費者価格モニター調査等を実施しており、昭和五十年九月以降価格は安定的に推移しているところである。また、供給面についても、石油供給計画を踏まえてその安定を図るとともに、豪雪地域への液化石油ガスの供給確保等に努めてきたところである。

(三) 政府としては、今後とも、液化石油ガスの安定供給に努めてまいり所存である。

地域住民の足の確保は極めて重要な問題であるので、政府としても、従来から地方公共団体

じないよう、昭和五十二年二月十八日付けの通達をもつて、本需要期においては、新たな値上げを打ち出さない等の指導を行つたところである。

これらの措置により、家庭用石油の価格は、昭和五十一年十月以降安定的に推移している。

総合交通政策の樹立に関する請願  
(二件)(第三九九・四〇〇号)

運輸省

## 官報(号外)

本州四国連絡橋の架橋に伴う旅客  
航路事業の補償措置等に関する請  
願(四件)第一九一三・二三二五一・  
二四八四・二六二四号)

同

と協力して、中小民営鉄道、地方バス路線等の維持を図るため、所要の助成措置を講じてきてゐるところである。また、国鉄の地方交通線については、現在、「国鉄の地方交通線の在り方」について、運輸政策審議会の委員の方々に検討をお願いしており、その結論を踏まえて適切な措置を講じていきたいと考えているが、それまでの暫定的な措置として、地方交通線特別交付金等の助成措置を講じているところである。なお、総合交通体系については、基本的には、利用者の自由な選好を基礎として、各交通機関の特性を十分に発揮させ、効率的な交通体系を形成する方向で対処すべきものと考えている。

本州四国連絡橋の建設に伴う旅客船問題については、運輸省及び建設省において、本州四国連絡橋公団に指示して「本州四国連絡橋に関する旅客船問題等調査会」を設け、必要な調査検討を行わせてきたところであるが、昭和五十一年五月、同公団から運輸省及び建設省に対し、調査結果の提出があつた。

政府においては、本問題の重要性にかんがみ、同年十月十五日、内閣に「本州四国連絡橋旅客船問題等対策協議会」を設置し、関係行政機関の緊密な連絡を図り、総合的かつ効果的な対策について協議することとしたところであり、更に同協議会における対策の検討に資するため、運輸省及び建設省において学識経験者等からなる「本州四国連絡橋旅客船問題等対策懇談会」を開催し、検討を進めているところであるので、これらの検討の結果を待つて措置することとしている。

山陰線(京都→綾部)複線電化促進  
に関する請願(第四一二五号)

同

国鉄山陰本線の京都→綾部間のうち京都→園部間については、かつて減少傾向があつた同区間の輸送需要が、最近に至り漸増傾向を見せる

北海道足寄町に公社電話設置に関する請願(第二五七二号)

同

身体障害者の電話料金割引等に関する請願(四十五件)(第一七〇・

七九八・八七五・一三八七・一三八八・一三八九・一三九〇・一三九一・一三九二・一三九三・一三九四・一四五七・一四七八・一五

一〇・一五一一・一五一二・一五  
一三・一五一四・一五一五・一五  
一六・一五一七・一五一八・一五  
八八・一五八九・一五九〇・一五  
九一・一五九二・一五九三・一五  
九四・一五九五・一六七一・一七  
三五・一七三六・一七三七・一七  
三八・一七三九・一七四〇・一七  
四一・一八三六・二八一〇・二八  
一一・三三七二・三四六二・三四  
六三・三九七九号)

郵政省

日本電信電話公社では、現在、数局で試行的に実施しているところであるが、この実施状況、局舎事情等を勘案しながら、今後とも、日本電信電話公社に対しその推進について指導してまいりたい。

近年における社会生活圏の拡大に対処し、また、地域開発計画、過疎対策を推進する見地から、日本電信電話公社では、普通加入区域を電話取扱局から半径五キロメートル(現在二~三

昭和五十二年六月二十八日 参議院会議録追録(その三) 第七十八回国会参議院

第七十八回国会参議院において採択された請願の処理経過

過疎地における電話の設置及び維持費軽減措置に関する請願（第四一二三号）

キロメートル)の円内にある地域にまで拡大するよう計画し、自動局については昭和五十二年度末までに、手動局について昭和五十三年度末までに完了する予定である。

五キロメートル拡大後においては、ほとんどどの集落が普通加入区域内になるものと見込まれるが、残る一部の地域に対し更に拡大する方向で検討を進めている。

また、線路設置費については、昭和四十四年十月に改定した後すえ置いているが、その後の物価の上昇により改定する必要が生じている。しかしながら、過疎地における電話普及という観点から、慎重に検討する必要があると考えている。

なお、上利別地区については、特別負担を軽減するよう、所属電話取扱局の変更を日本電信電話公社に検討させているところである。

近年における社会生活圏の拡大に対処し、また、地域開発計画、過疎対策を推進する見地から、日本電信電話公社では、普通加入区域を電話取扱局から半径五キロメートル(現在二~三キロメートル)の円内にある地域にまで拡大するよう計画し、自動局については昭和五十二年年度末までに、手動局について昭和五十三年度末までに完了する予定である。

五キロメートル拡大後においては、ほとんどの集落が普通加入区域内になると見込まれるが、残る一部の地域に対し更に拡大する方向で検討を進めている。

また、線路設置費については昭和四十四年十一月から、附加使用料は昭和二十八年八月からするが、残る一部の地域に対し更に拡大する方向で検討を進めている。

また、線路設置費については昭和四十四年十一月から、附加使用料は昭和二十八年八月からするが、その後の物価の上昇により改定する必要が生じている。しかしながら、過疎地における電話普及という観点から、慎重に検討する必要があると考えている。

キロメートル)の円内にある地域にまで拡大するよう計画し、自動局については昭和五十二年度末までに、手動局について昭和五十三年度末までに完了する予定である。

五キロメートル拡大後においては、ほとんどの集落が普通加入区域内になると見込まれるが、残る一部の地域に対し更に拡大する方向で検討を進めている。

また、線路設置費については、昭和四十四年十月に改定した後すぐ置いているが、その後の物価の上昇により改定する必要が生じている。しかしながら、過疎地における電話普及という観点から、慎重に検討する必要があると考えている。

なお、上利別地区については、特別負担を軽減するよう、所属電話取扱局の変更を日本電信電話公社に検討させているところである。

個人雇用社会にある看護婦、家婦に対する労働保険適用措置等に関する請願(四十件) (第八六・八七・二一〇・六五七・一三二・一八二〇・一八二・一九一・一九二四・二二〇〇・二二二・一二五六・一三五七・一三八・一三五九・一三六八・一三五・一三四六・一三四七・一三三八・一四七三・一四七四・一五六・二七五・二七三六・二七七・二八九九・三〇五二・三〇三・三〇五四・三三六四・三三五・三三六六・三四五四・三六九・三九一五・三九一六・三九七・四一六五・四一六六号)

就労難青年の就学時間の確保に関する請願(第九八号)

同上

京学園青少年の就学時間の確保についてでは、職業訓練又は教育を受ける勤労青少年に対する事業主の配慮に関する、「勤労青少年福祉法」に規定されており、政府としては、その趣旨の実現のため、事業主、事業主団体等に対し啓発指導を行つてゐるところであり、今後とも、一層強化してまいりたい。

また、働きながら学ぶ青少年の教育の振興を図るため、教科書の無償給与、修学奨励金の支給等の施策を講じてきただが、今後とも、その充実に努めてまいりたい。

一、炭鉱離職者緊急就労対策事業、産炭地域開発就労事業については、昭和五十二年度においては、従来どおり実施することとしている。

また、今後これらの事業を継続実施するかどうかについては、産炭地域における雇用失業情勢、就労者の生活の実態等を考慮して検討すべきものと考えているが、今直ちにこれ

勞勵省

労働保険(雇用保険及び労災保険の総称)は、継続反覆して事業を行う者に雇用されている労働者を対象とした制度であつて、個人の求めに応じて就労する看護婦や家政婦の就労先である家庭は、労働保険の適用事業には該当しない。したがつて、個人の家庭等における就労者を雇用保険の被保険者とし、また、これらの者に対する労災保険の保険給付を行うことは、制度上困難である。

しかし、これらの看護担当者や家政婦の就労中の事故による負傷等について、どのような対応が可能であるか、今後慎重に研究してまいりたい。

## 官報(号外)

三〇八八・三〇八九・三〇九〇  
三〇九一・三〇九二・三〇九三  
三〇九四・三一五一・三一五三  
三一七八・三四七一・三六一四  
三六七五・三九一一・四〇一四  
四一六二号)

失対事業就労者に支払われる賃金  
及び臨時の賃金と就職仕度金の増額に  
関する請願(第一七六号)

同

を打ち切る考えはない。

二、炭鉱離職者緊急就労対策事業、産炭地域開発就労事業の事業費単価については昭和五十二年度においては、これを対前年度当初比で炭鉱離職者緊急就労対策事業一二・三バーセント、産炭地域開発就労事業一〇・五バーセント引き上げたところである。

なお、産炭地域開発就労事業の国庫補助率については、事業の趣旨及び他の補助事業との比較において低いものではないので、この補助率を引き上げる考えはない。

三、「石炭及び石油対策特別会計」については、その廃止期限を昭和五十六年度末まで延長し、また、その財源については、今後二年間につき原重油関税の暫定的引上げ等の措置を講じたところである。

一、昭和五十一年度における失業対策事業就労者に支払われる賃金については、四月及び九月の二回にわたってその引上げを図り、対前年度当初比一二・二ペーセント増としたところである。

なお、昭和五十二年度においては、対前年

度当初比一二・〇ペーセント引き上げたところである。

二、失業対策事業の就労者に支払われる臨時の賃金については、「失業対策事業賃金審議会」等において、一般の日雇労働者にあまり例をみないものであるとして、従来から問題点として指摘されている事情もあり、臨時の賃金の支給日数を増加することは極めて困難である。

三、現行の失業対策事業については、昭和四十六年の「中高年令者等の雇用の促進に関する特別措置法案」の国会審議の際の附帯決議を尊重し、就労者を高齢者等を対象とする申請事

母性保護の強化に関する請願(第一二四号)

同

業と、それ以外の者を対象とする乙事業に区分するなど、就労者の実態に即した事業の運営を行つてあるところであり、雇用失業情勢の現況、就労者の高齢化の実態等からみて、常用雇用を促進するための就職支度金を引き上げることは考えていない。

なお、失業対策事業は、失業者に一時的に就労の機会を提供することを目的として実施されるものであり、就労者はこれに日々雇用されることが原則となつてゐるところから、常用雇用を前提とする退職金制度は失業対策事業になじまないものである。

一、「労働基準法」の改正等により週四〇時間労働制、週休二日制の実施を行うことについては、「労働基準法」は罰則を担保として使用者の守るべき最低の労働条件を定めたものであること、労働時間、週休制の実情がさまざまであること、公衆の利便に重大な影響を及ぼすこと等問題が多く、法律によつて強制することは適当ないと考える。

政府としては、労働時間の短縮、週休二日

制の普及促進を図るため、今後とも、労使に

対し指導を進めてまいりたい。

二、産前産後休業、生理休暇等女子労働者の保護に関する規定を含む「労働基準法」の諸規定については、学識経験者で構成する労働基準法研究会において実態的、法制的調査研究が行われているので、その結果を得つとともに、各方面からの意見を十分聴いて対処してまいりたい。

また、「労働基準法」に規定された保護を理由として女子労働者が不当に差別されることのないようその徹底に努めてまいりたい。

三、特定の業種等を除いての婦人労働者の深夜労働の禁止、時間外労働の制限を含む「労働基準法」の諸規定の実施については、従来か

民間山林労働者の振動病に対する  
早期発見と治療体制の確立に関する  
請願(第一九二三五号)

同

ら必要な監督指導を実施しているところである。また、深夜業が認められている看護婦等の労働条件についても重点的に監督指導を行ってきたところであるが、今後とも、この改善に一層の努力を払ってまいりたい。特に、看護婦の夜勤については、いわゆる二・八制(複数制による月八日以内の夜勤)実施に伴う看護要員について、総合的な看護婦確保対策を積極的に推進することにより、その確保に努めているところである。

四、「労働基準法」等においては、母性保護その他の観点から一定の危険有害業務についての女子の就業が制限されているが、これらの規定については、労働基準法研究会において調査研究が行われているので、その結果を待つて慎重に対処してまいりたい。

五、母性給付については、医療保険において、正常分娩について現金給付を行つておらず、出産に要する標準的な費用を考慮して、従来から給付水準の改善を図つてあるところである。また、異常分娩については、療養の給付の対象としているところである。

六、ILO第八十九号、第一百三号及び第一百十一号の各条約については、「労働基準法」等現行国内法制と若干の相違のあること、また、条約解釈上の疑義などにより、未だ批准していない。

一、振動障害の特殊健康診断の実施については、本来、事業者の責任において実施すべきものであるが、その定着を図るため、昭和四十八年度以降、林業労働災害防止協会に委託して巡回健康診断を行つてあるところである。

林業労働者の振動病絶滅に関する  
請願(第三四六五号)

同

今後とも、特殊健康診断の実施の促進を図るため、委託巡回健康診断の拡充等健康診断体制の整備に努めてまいりたい。

二、振動障害の治療方法については、専門家会議の検討結果に基づいて、昭和五十一年六月、振動障害の治療指針を作成し、広く関係医療機関を中心とした周知を図つているところである。政府としては、これにより、被災労働者がより一層適切な治療が受けられるものと期待している。

三、振動障害の治療施設については、現在、北海道には釧路、岩見沢及び美唄の三か所に労災病院を設置して、労働災害や職業病の治療を行つており、特に、これら労災病院については振動障害の治療のためのパラフィン浴施設、交代浴施設等も整備されているところである。

また、昭和五十二年度には、洞爺に設置している労災委託病棟に、振動障害関係の治療機器の整備等を行うこととしている。

四、労災保険の給付水準については、制度発足以来、度重なる改正を経て、既に西欧先進国に比肩し得る水準までに達しているが、更に、「労災保険法」の改正により、昭和五十二年四月から、年金の給付水準の引上げ、ボーナス特別支給金の新設、スライド制の改善等の充実が図られたところである。

林業労働者の振動障害の予防については、振動の少ないチエーンソー及び玉切り装置等振動が直接人体に伝わらない代替機械の開発、改良及び普及、操作時間の短縮、健康診断の徹底等各種の対策の充実に努めているところである。また、業務に起因して生じた振動障害については、「労災保険制度」等により所要の治療及び補償を行つてあるところであるが、治療面につ

失業対策事業に関する請願 (第三回)

いては、労災病院等における治療体制を整備するとともに、特に最近治療指針を定めて関係医療機関に対する周知徹底に努めているところである。また、労災保険等の給付内容についても「労災保険法」等の度重なる改正を経て、既に西欧先進国に比肩し得る水準まで達しているところである。

政府としては、これらの対策を総合的に進めることにより、振動障害の絶滅を期してまいりたい。

一、炭鉱離職者緊急就労対策事業、産炭地域開発就労事業については、昭和五十二年度においては、従来どおり実施することとしている。

また、今後これら事業を継続実施するかどうかについては、産炭地域における雇用失業情勢、就労者の生活の実態等を考慮して検討すべきものと考えているが、今直ちにこれを打ち切る考えはない。

二、炭鉱離職者緊急就労対策事業、産炭地域開発就労事業及び特定地域開発就労事業については、失業者に就労の機会を提供すること等を目的として実施しており、一般の公共事業とは目的、性格が異なることから、事業費単価について、いわゆる三省協定単価と異なる単価が設定されることはやむをえない。

三、産炭地域開発就労事業 特定地域開発就労事業については、実施地域の雇用失業情勢にかんがみ、それぞれ炭鉱関連離職者、中高年齢失業者等を対象に、一時的な就労の機会を提供するとともに、当該地域の開発事業の一環として実施しているものであり、地域開発と関係なく事業規模を拡大することはできない。したがつて、中高年手帳失効者がこの事業へ就労するに際してもある程度の制約は避けられないところである。

なお、これらの者の就職促進については、今後とも、「雇用対策法」等を活用して積極的な努力をしてまいりたい。

四、炭鉱離職者緊急就労対策事業及び失業対策事業は、失業者に再就職に至るまでの間、暫定的な就労機会を提供することを目的として実施している事業であり、就労者はこれに日々雇用されることが原則となつており、常用雇用を前提とする退職金制度及び共済制度はこれらの事業になじまないものである。

常用雇用を促進するための就職支度金については、雇用失業情勢、就労者の実態等からみて、これを増額することは考えていない。

五、失業対策事業の賃金については、毎年その引上げを図つており、昭和五十二年度についても四月から対前年度当初比で一二・〇パーセント引き上げたところである。

今後の最低賃金制の在り方については、昭和五十年五月三十日に、全国一律最低賃金制の問題を含め「中央最低賃金審議会」に諮問したところであり、現在、同審議会において慎重な審議が行われているところである。政府としては、その結論を待つて対処したいと考えている。

六、特定地域開発就労事業及び産炭地域開発就労事業は、地域開発と併せて中高年齢失業者、炭鉱関連失業者等に対して、常用就職に至るまでの間の臨時の就労機会を確保するという目的をもつて実施している事業であるが、両事業とも、民間、公共事業と相まって相互補完し合いながら就労機会を確保しようとするものであり、これらの事業のみにより当然に通年就労を保障する性格のものではな

失業対策事業の紹介対象者については、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」附則第一条により、昭和四十六年十月当時に同事業に紹介されていた者に限られており、炭鉱離職者緊急就労対策事業、特定地域開発就労事業、産炭地域開発就労事業の就労者を失業対策事業へ紹介することはできない。

七、日雇労働者健康保険については、昭和四十九年末の法改正により、大幅な改善が図られたところである。今後の制度の在り方については、財政問題も含め、関係審議会において審議されているところであるので、その結論を参考しつつ検討してまいりたい。

年金制度については、厚生年金保険及び国民年金の財政再計算期を昭和五十一年度に繰り上げて実施し、年金額の引上げをはじめとする制度の改善を行うとともに、福祉年金についても他の公的年金の額とのバランス等を考慮しながら、年金額の引上げを中心とする改善を図つたところである。

なお、昭和五十二年度においても、厚生年金保険及び国民年金の物価スライドを行うとともに、その実施時期を繰り上げ、また、福祉年金の額の引上げを行う等の改善を図ることとしている。

生活保護基準については、昭和五十二年度予算においても、一般国民の消費水準の向上の度合等を考慮して、生活扶助基準を昭和五十一年度当初比一二・八ペーセント引き上げるとともに、その他の扶助基準についても所要の改善を図つたところである。

八、甲事業就労者の賃金については、「緊急失業対策法」第十条の二の規定に基づき、「失業対策事業資金審議会」の意見を聽いて、就労者の実態を十分考慮して定めているところである。

身体障害者の在宅雇用制度確立に関する請願(第四〇一二号)

同

完全週休二日制の法制化に関する  
請願(二件)(第四一五九・四一六  
〇号)

同

一、身体障害者の雇用については、従来から、「身体障害者雇用促進法」に基づく身体障害者雇用率制度を基本として、身体障害者や事業主に対する各種の雇用援護措置の充実強化を図ることにより、通勤の困難な身体障害者を含め、その雇用の促進に努めてきたところである。

更に、昭和五十一年には、身体障害者雇用率制度の刷新強化、身体障害者雇用納付金制度の創設を中心とする「身体障害者雇用促進法」の改正を行い、その対策の抜本的強化を行つたところである。

二、通勤も困難な身体障害者については、そのような者のために特別の住宅を設置、改善する事業主に対して、助成金を支給する制度を設ける等、その雇用対策の強化にも努めているところである。

三、なお、「家内労働法」上の家内労働者である身体障害者については、「家内労働法」の運用によりその保護に努めてまいりたい。

「労働基準法」の改正等により完全週休二日制を実施することについては、週休二日制の実情がさまざまであること、公衆の利便に重大な影響を及ぼすこと等問題が多く、法律により一律に強制することは適当でないと考える。

なお、政府としては、今後とも週休二日制の普及促進を図るため、引き続き労使に対し指導を進めてまいりたい。

一般国道十九号の改築に関する請

建設省

一般国道十九号の塩尻・長野間の現道について、従来から鋭意補修を加えており、昭和四十八年度以降、昭和五十一年度末迄の補修実績は、改築事業費による防災工事三箇所の外、修繕費により路面補修二八キロメートル、防災工事二五箇所、橋りょう補修三橋に及んで

今後も引き続き災害危険箇所、老朽橋、路面損傷箇所等の解消を図るため、積極的に改築及び修繕事業を実施し、道路交通の安全を確保する所存である。

がけ地近接危険住宅移転事業及び急傾斜地崩壊対策事業の抜本的事業推進に関する請願(第六四七号)

同

一、「がけ地近接危険住宅移転事業について

(+) がけ地の崩壊等による住宅災害から住民の安全を確保するための予防事業として、昭和四十七年度に制度化された。

当初、除却等費のみを補助対象事業とし、国庫補助率は三分の一であつたが、昭

和四十八年度には建物助成費を新設し、国

庫補助率については三分の一を二分の一に引き上げ、制度の拡充を図ってきたところである。

更に、昭和四十九年度からは、「同和対策事業特別措置法」の適用を受ける地域に

ついては、国庫補助率を三分の二としている。

したがつて、国庫補助率については、現行制度で十分なものと考える。

(+) 移転先の土地取得費に対する助成制度については、現行制度の中で既に助成を行っているので、別途の助成制度を新設することは考えていない。

二、「急傾斜地崩壊対策事業」について

(+) 対策工事の促進については、鋭意努力してきたところであり、今後も一層促進してまいりたい。

採択基準については、順次緩和が國られてきたところであるが、未着手箇所が多数あるため、現行の採択基準内のものについて、対策事業の促進を図ることが先決であると考えている。

(+) 採択基準については、「後進地域の開発に

宮津バイパス新設工事促進に関する請願(第四〇八五号)

同

国道一七三号線早期改築に関する請願(第四〇八六号)

同

関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律に基づき、シラス地帯に係るものは引上げを図つてきている。

一般国道一七八号宮津市杉ノ末町から須津町間のバイパスについては、昭和四十八年度一般国道補助事業として採択され(延長四・九キロメートル、幅員一〇・二五メートル)、総事業費五億円、昭和五十一年度事業費五〇〇〇万円をもつて事業を実施中であり、更に促進を図ることとしている。

一般国道一七三号は、京都府船井郡瑞穂町から綾部市間を昭和五十年四月国道に昇格したままで(実延長二六キロメートル、昭和五十一年度未改良率五八パーセント、舗装率七八パーセント)、三和町地内については、昭和五十一年度事業費二〇〇〇万円をもつて事業を実施中であり、更に促進を図ることとしている。

由良川の改修促進等に関する請願(第四〇八九号)

同

由良川改修促進と予算の増額に関する請願(第四〇九〇号)

同

昭和五十一年の台風第十七号による灾害等近年の災害発生の実態にかんがみ、治水施設の強化を図るため、昭和五十二年度を初年度とする「第五次治水事業五箇年計画」を策定し、国土保全対策の充実に努めたい。

由良川改修は、低水路掘削による河積の拡大を重点として工事を進捗させており、今後においても促進に努力してまいりたい。

昭和五十一年の台風第十七号による灾害等近年の災害発生の実態にかんがみ、治水施設の強化を図るため、昭和五十二年度を初年度とする「第五次治水事業五箇年計画」を策定し、国土保全対策の充実に努めたい。

由良川直轄河川改修事業については、従来から促進しており、今後とも努力してまいりたい。

昭和五十二年六月二十八日 参議院会議録追録(その三) 第七十八回国会参議院において採択された請願の處理経緯

庵我地区のうち池部、中村堤防については昭和五十年度に締切りを完了したが、この上流の猪崎、中村堤防については昭和五十一年度に着手しているものであり、引き続き促進してまいりたい。

昭和五十一年の台風第十七号による災害等近年の災害発生の実態にかんがみ、治水施設の強化を図るため、昭和五十二年度を初年度とする「第五次治水事業五箇年計画」を策定し、国土保全対策の充実に努めたい。

由良川直轄河川改修事業については、従来から促進してきており、今後とも努力してまいりたい。

一般国道九号の改築計画として、京都市右京区地先の府道宇多野嵐山櫻原線から以西について沓掛拡幅を計画し、更に、京都市右京区大枝から船井郡丹波町三日市にかけて、老ノ坂局部改良、亀岡バイパス、八木バイパス、園部バイパスを計画している。

当地方で最も交通が混雑するのは、京都市の中心に近い沓掛地区であるため、昭和五十一年度から沓掛拡幅事業として用地買収に着手している。この沓掛拡幅の全体事業費は約五五億円に達し、この完成には今後五年以上を要するため、老ノ坂局部改良以西の大枝と三日市間のバイパスについての本格的な事業着手のめどは現在のことらたつてない。

なお、大枝と三日市間の地元協議、現地測量、地質調査等については、今後も引き続き実施することとしている。

由良川直轄河川改修事業については、従来から促進してきており、今後とも努力してまいりたい。

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する請願(第四〇九五号)

伊根地区については、昭和五十二年度中に指定する予定である。

歩道、自転車歩行者道等の整備に際しては、旧道等の利用できる区間については極力これを利用することを考えており、旧道等の利用の困難な箇所について歩行者、自転車、自動車の交通量等を検討し、歩道等の整備を行うこととしている。

三和町についても、この方針に基づき、従来から歩道等の整備を進めてきていたところであるが、昭和五十一年度の〇・五キロメートルの整備に引き続き、昭和五十二年度も必要な箇所の整備を進めることとしている。

一、我が國の経済及び財政の状況にかんがみ、長期的・抜本的な財源配分の変更としての交付税率の引上げ及び地方交付税の算定基礎に相続税・物品税等を新たに加えることを今直ちに行なうことは困難である。しかし、「地方交付税法」の趣旨に照らして考へると、地方財政の運営に支障が生ずることのないようにするための措置を講ずる必要があると考えるので、所要の制度改革を行うこととしている。

一 沿いまことに分かち合ふ  
二 いたは、昭和五十一年の「税制調査会」においては、  
とも検討が進められたところであるが、未だ  
結論を得るに至らず、引き続き検討すること  
が適当である旨の答申が行われた。政府とし  
ては、この答申の趣旨を踏まえ、今後とも、  
同調査会の審議をわざらわしつつ、更に検討  
を続けてまいりたい。

地方税における非課税措置等については、

租税負担の公平を、より重視する立場から、昭和五十一年に引き続き見直しを行つた結果、不動産取得税、固定資産税などで一七項目にわたつて整理縮減を行うこととしている。

三、地方債計画の策定に当たつては、従来から政府資金比率を高めるよう努力しているところであり、昭和五十二年度の地方債計画に占める政府資金を一兆八五〇〇億円(前年度一兆四二〇〇億円)、計画全体に占める比率を三六・六パーセント(前年度二九・六パーセント)とし、前年度より資金構成を改善するとともに、従来からの政府資金比率が実質的に確保できるよう、利差分を臨時地方特例交付金としての交付税特別会計に繰り入れる措置を講じているところである。

なお、地方団体金融公庫を創設することについて、政府部内で種々検討したが、これは地方の金融制度として非常に基本的な問題であるので、創設のメリットについて十分配慮したこととした上、昭和五十二年度においてはこれを見送ることとした。しかし、この問題については、今後の検討課題とすることとしている。

四、国庫補助負担事業に係る超過負担の問題については、従来から、政府はその解消に努力してきたところであるが、昭和五十二年度の予算においても、補助基準の改善等についてできる限りの配慮をしたところである。今後においても必要に応じて改善を図つてまいりたい。

五、直轄事業負担金制度を廃止することについては、公共事業制度の基本にかかわる問題であり、慎重に検討することを要すると考えている。

地方団体金融公庫を創設することについて

地方団体金融公庫(仮称)の創設に  
同

#### 関する請願(二件)(第一六一五・二七二二号)

自治体病院の財政健全化に関する  
請願(第一七一三号)

は、政府部内で種々検討したが、これは地方の金融制度として非常に基本的な問題であるので、創設のメリットについて十分配慮したこととした上、昭和五十二年度においてはこれを見送ることとした。しかし、この問題については、今後の検討課題とすることとしている。

一、診療報酬は、国民の経済力を勘案しつつ、賃金、物価の変動に対応させるとともに、技術料は、医学の進歩に即応して評価すべきものと考えており、今後とも、「中央社会保険医療協議会」の意見を踏まえて対処してまいりたい。

二、県立病院に係る繰出金については、都道府県間の病院事業の規模差等にかんがみ、主として特別交付税により措置することとしている。

三、特定の診療科の医師の不足、医師の地域的な偏在については、医師全体の養成確保を推進することがその改善に資するものと考えている。特に、へき地医療に関しては、へき地勤務医師を確保するための修学資金の貸与等の施策を講じている。

四、病院事業の経営健全化については、当面の措置として、昭和四十八年度末における不良債務の解消を図るべく、昭和四十九年度において公立病院特例債の発行を認めたところであるが、その推移を見ながら、今後における措置について慎重に検討してまいりたい。

なお、診療報酬は国民の経済力を勘案しつつ、賃金、物価の変動に対応させるとともに、技術料は医学の進歩に即応して評価すべきものと考えており、今後とも、「中央社会保険医療協議会」の意見を踏まえて対処してまいりたい。

五、公立病院特例債の利子については国が助成措置を講ずるとともに、元金については地

昭和五十二年六月二十八日

参議院会議録追録(その三)

第七十八回国会参議院において採択された請願の処理経過

地方議会議員の半数改選制反対に関する請願(三件)(第三三・四五・二四六・三九六五号)	同
「地方制度調査会」の答申においても、半数改選制の具体化に当たつては広く関係者の意見を聴く等慎重な配慮が必要である旨指摘されているので、今後、各方面の意見を聴きながら、具体的にどのように対処するか検討してまいりたい。	六、市町村立の診療所に係る収支は、当該市町村の普通会計の一部を構成するものであり、普通会計の財政再建の問題は、普通会計全体の収支状況により別途検討されることとされており、病院事業と同様の措置を講ずることは適当でないと考える。また、その収支が国民健康保険事業会計に属する場合においても、地方公営企業である病院事業と同様の措置を講ずることは適当でないと考える。

第十七号中正誤	
ペシ 段 行	誤
キ三 二から 四	十二年
シ 三 四 大平洋	十二月
かかる 正誤	太平洋
正	

明治  
三十五年三月三十日  
郵便物記可日

昭和五十一年六月二十八日 參議院会議録追録(その11)

一部一一〇円

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七  
大藏省印刷  
電話 東京 五八二 四四一(大代)

九六